

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="524 336 719 368">目 次</p> <p data-bbox="147 427 808 451">(注) 簿書様式は、令和<u>3</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日現在の法令に基づくものである。</p> <p data-bbox="147 496 304 520">(第1～11 省略)</p>	<p data-bbox="1518 336 1713 368">目 次</p> <p data-bbox="1144 427 1805 451">(注) 簿書様式は、令和<u>2</u>年<u>12</u>月<u>22</u>日現在の法令に基づくものである。</p> <p data-bbox="1144 496 1301 520">(第1～11 同左)</p>

(別 紙)

新 旧 対 照 表

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式(対照表)」のとおりに改める。

様 式	
4	納税管理人届出書
5	納税管理人解任届出書

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式(対照表)」のとおりに改める。

様 式	
1	相続税の申告書(第1表)
2	同(控用)
3	相続税の申告書(第1表続)
4	同(控用)
5	相続税の申告書(第1表の付表1)
13-2	同(第8の2表の付表1)
13-3	同(第8の2表の付表2)
13-4-3	同(第8の2の2表の付表1)
30	申告期限後3年以内の分割見込書
31	遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書
33	相続税の修正申告書(第1表)
34	同(第1表続)
53	相続税法施行規則附則第4、5、6項の規定による幼稚園等教育用財産の取得・廃止・現況届出書
54	相続税法施行規則附則第8項・第12項の規定による家事充当金額の限度額の認定(変更)申請書
59	相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書
60	同付表

第3 《贈与税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式(対照表)」のとおりに改める。

様 式	
1	令和 年分贈与税の申告書(第1表)
2	同(控用)
5	死亡した者の令和 年分 贈与税の申告書付表(兼相続人の代表者指定届出書)
7-1	株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕
7-2-1	株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕
7-2-3	特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕
7-2-5	特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕

11	相続時精算課税選択届出書
12	同付表
15	令和 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書
16	同付表
25	事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書
27	事業の譲渡等に伴う結婚・子育て資金管理契約に関する事務の移管の届出書

第4 《譲渡所得関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式	
2	代替資産の取得期限延長承認申請書
3-1	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書
3-3	買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】
4	先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書
16	一団の宅地等の用に供する旨の確約書
17	優良住宅地造成等事業に係る確約書
18	確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書
20-1	確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書【特定非常災害用】
21	優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書
26-2	国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書
33	租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書
34	外国組員の課税所得の特例に関する届出書
39	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書
40	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書
42	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書
45	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表（2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）
46	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）
47	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式	
4	贈与税の納税猶予の継続届出書
4-1	相続税の納税猶予の継続届出書
9	贈与税の納税猶予の継続届出書（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
14	贈与税の納税猶予の継続届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）
19	貸付特例適用農地等に係る継続届出書
20	納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

- 23 贈与税の納税猶予取りやめ届出書
- 24 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）
- 26 代替農地等の取得価額等の明細書
- 27-1 代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）
- 27-3 代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）
- 28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）
- 30 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書
- 31 都市営農農地等該当に関する明細書
- 33 特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書
- 34 推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書
- 35 推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書
- 37 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
- 39 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
- 40 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
- 43 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
- 44 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書
- 45 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
- 46 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）
- 47 特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書
- 49 やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）
- 50 被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書
- 51 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書
- 52 特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書
- 55 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）
- 57 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）
- 60 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

- 61 所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第11項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書
- 62 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付に係る地上権等が消滅した旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）
- 63 特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）
- 72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書
- 74 貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）
- 75 貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）
- 76 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書
- 78 一時的道路用地等としての貸付に係る継続貸付届出書
- 79 一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書
- 82 一時的道路用地等としての貸付に係る地上権等が消滅した旨の届出書
- 83 一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書
- 83-1 営農困難時貸付に関する届出書
- 83-4 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付を行った旨の届出書
- 83-7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書
- 83-9 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書
- 83-16-1 贈与税の納税猶予の特定貸付に関する届出書
- 83-16-2 相続税の納税猶予の特定貸付に関する届出書
- 83-21 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付を行った旨の届出書
- 83-24 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書
- 83-26 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付に関する承認申請書
- 83-31 相続税の納税猶予の認定都市農地貸付等に関する届出書
- 83-37 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付等を行った旨の届出書
- 83-40 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書
- 83-42 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付等に関する承認申請書
- 84 贈与税の免除届出書
- 84-1 相続税の免除届出書
- 85 代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）
- 87 贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書
- 88 納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書
- 89 贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等異動の明細書
- 93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）
- 93-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）
- 94-4 認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
- 94-5 特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

97	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）
97-1	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）
100	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）
100-1	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）
101	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）
101-1	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）
101-2	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）
101-3	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）
102-1	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）
102-1-1	非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）
103	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（一般措置）
103-1	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（特例措置）
104	贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（一般措置）
104-1	特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（特例措置）
105-2	震災特例法第38条の3・4・5の被害要件確認表兼届出書
105-5	特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）
105-6	特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）
109	山林についての相続税の納税猶予の継続届出書
111	納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減を受けるための届出書
114	山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書
114-1	経営困難時における経営委託に関する届出書
115	山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書
120	医療法人持分についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書
125	寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書
127	寄託先美術館の登録の取消等に係る新たな寄託に関する承認申請書
129	特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書
130	申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった特定美術品に係る新たな寄託契約に関する明細書
131	特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）
132	特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）
132-1	特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書
137	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
138	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）
142	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書
143	買換資産の取得に関する承認申請書
145	買換資産の取得価額等の明細書
146	事業用資産の廃棄届出書

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式	
1	租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第1表 単独提出者・共同提出の代表者用）
2	同（第1表 共同提出の代表者以外の者用）
3	同（第1表 死亡した贈与者・遺贈者用）
23	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書
24	贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないことを確認した旨の証明書
25	租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書
26	財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書
27	租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書
27-1	租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合の届出書
28	租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書
28-1	租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書
29	租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書
30	租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書
31	租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書
32	租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書
33	租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書
33-1	租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書
33-2	租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書
33-3	租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益目的支出計画に基づき特定一般法人から贈与を受けた場合の届出書
33-4	租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書
34	租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書
34-1	租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書
34-2	租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書
35	租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書
36	特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財団法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書
37	租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書

第10 《更正の請求関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式	
1	税の更正の請求書

第11 《その他》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式	
2	災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

改 正 後

改 正 前

納税管理人届出書

(フリガナ)

令和__年__月__日提出

納税地 (〒 -) (電話 - -)

氏名又は名称 (フリガナ)

____ 税務署長 (法人等の場合) 代表者等氏名 (フリガナ)

個人番号又は法人番号 【個人番号の記載に当たっては、氏名を空欄とし、ここから記載してください。】

生年月日 大正・昭和 平成・令和 __年__月__日生

相続税 贈与税 の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

納税管理人 (フリガナ) (〒 -) (住所又は居所) (フリガナ) (氏名又は名称) 届出者との続柄(関係) 職業又は事業内容

法の施行地外における住所又は居所となる場所

納税管理人を定めた理由

その他参考事項 (1) 出国(予定)年月日 平成・令和__年__月__日 帰国(予定)年月日 平成・令和__年__月__日 (2) その他

関与税理士 (電話 - -)

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類	整理番号	名簿番号
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()		

(資3-21-A4統一) (令3.3)

納税管理人届出書

(フリガナ)

令和__年__月__日提出

納税地 (〒 -) (電話 - -)

氏名又は名称 (フリガナ) ㊟

____ 税務署長 (法人等の場合) 代表者等氏名 (フリガナ) ㊟

個人番号又は法人番号 【個人番号の記載に当たっては、氏名を空欄とし、ここから記載してください。】

生年月日 大正・昭和 平成・令和 __年__月__日生

相続税 贈与税 の納税管理人として次の者を定めたので届出します。

納税管理人 (フリガナ) (〒 -) (住所又は居所) (フリガナ) (氏名又は名称) ㊟ 届出者との続柄(関係) 職業又は事業内容

法の施行地外における住所又は居所となる場所

納税管理人を定めた理由

その他参考事項 (1) 出国(予定)年月日 平成・令和__年__月__日 帰国(予定)年月日 平成・令和__年__月__日 (2) その他

関与税理士 (電話 - -)

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類	整理番号	名簿番号
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()		

(資3-21-A4統一) (令元.5)

改 正 後

(裏)
記 載 要 領 等

- 1 この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。
- 2 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 届け出る税目に応じて、本文中の「**相続税**
贈与税」の納税管理人として……………」の「**相続税**」又は「**贈与税**」の不要の文言を抹消してください。
- 4 「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。
- 5 留意事項
 - (1) 届け出る税目が【**相続税**】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますので、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄の「(2)その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。
 - (2) 納税者の区分により次の欄の記載が異なります。
 - イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。
なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。
また、この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。
なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。
 - (3) 納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

※注 納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。

改 正 前

(裏)
記 載 要 領 等

- 1 この届出書は、相続税又は贈与税の納税者が納税管理人を選任した場合に提出するものです。
- 2 この届出書は、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 届け出る税目に応じて、本文中の「**相続税**
贈与税」の納税管理人として……………」の「**相続税**」又は「**贈与税**」の不要の文言を抹消してください。
- 4 「法の施行地外における住所又は居所となるべき場所」欄には、国内の住所及び居所を有しないこととなる場合に、国外における住所又は居所を書いてください。
- 5 留意事項
 - (1) 届け出る税目が【**相続税**】の場合には、「納税地」は被相続人の住所地となりますので、被相続人の住所地を「納税地」欄に書いてください。また「その他の参考事項」欄の「(2)その他」に被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。
 - (2) 納税者の区分により次の欄の記載が異なります。
 - イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。
なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。
また、この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。
なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。
 - (3) 納税管理人が法人の場合は、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

※注 納税管理人を解任したときは、「納税管理人解任届出書」を提出してください。

改 正 後

改 正 前



納税管理人解任届出書

令和__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	
	個人番号又は法人番号	<small>「個人番号の記載は当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。」</small>
	生 年 月 日	大正・昭和 平成・令和 __年__月__日生



納税管理人解任届出書

令和__年__月__日提出 ____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	
	個人番号又は法人番号	<small>「個人番号の記載は当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。」</small>
	生 年 月 日	大正・昭和 平成・令和 __年__月__日生

次の 相 続 税 の納税管理人を解任したので届出します。

次の 相 続 税 の納税管理人を解任したので届出します。

解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称	
選 任 し て い た 地	選 任 し て い た 地	
納 税 管 理 人 を 解 任 し た 理 由	納 税 管 理 人 を 解 任 し た 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	そ の 他 参 考 事 項	

解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称	
選 任 し て い た 地	選 任 し て い た 地	
納 税 管 理 人 を 解 任 し た 理 由	納 税 管 理 人 を 解 任 し た 理 由	
そ の 他 参 考 事 項	そ の 他 参 考 事 項	

関 与 税 理 士	(電話 - -)
-----------	-----------

関 与 税 理 士	(電話 - -)
-----------	-----------

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	整理番号	名簿番号
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済			

(資 3-22-A 4 統一) (令 3.3)

税務署整理欄	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	整理番号	名簿番号
		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済			

(資 3-22-A 4 統一) (令 元.5)

改正後

(裏)
記載要領等

- 1 この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。
- 2 届け出る税目に応じて、本文中の「次の **相続税** の納税管理人を解任……」の「**相続税**」又は「**贈与税**」の不要の文言を抹消してください。
- 3 納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。
また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。
- 4 留意事項
 - (1) 届け出る税目が【**相続税**】の場合には、「その他の参考事項」に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。
 - (2) 納税者の区分により次の欄の記入が異なります。
イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。
なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。
また、この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。
なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。
- (3) 納税管理人が法人の場合には、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

改正前

(裏)
記載要領等

- 1 この届出書は、先に選任していた相続税又は贈与税の納税管理人を解任した場合に提出するものです。
- 2 届け出る税目に応じて、本文中の「次の **相続税** の納税管理人を解任……」の「**相続税**」又は「**贈与税**」の不要の文言を抹消してください。
- 3 納税地が納税管理人を選任していたときと同一のときは、納税者の納税地の所轄税務署長に提出してください。
また、納税地が納税管理人を選任していたときの納税地と異なるときは、「選任していたときの納税地」欄に選任時の納税地を記入し、選任時の納税地を所轄する税務署長及び現在の納税地を所轄する税務署長にそれぞれ提出してください。
- 4 留意事項
 - (1) 届け出る税目が【**相続税**】の場合には、「その他の参考事項」に届け出る対象となった被相続人の氏名及び相続開始日を書いてください。
 - (2) 納税者の区分により次の欄の記入が異なります。
イ 納税者が個人の場合には、「氏名又は名称」欄には氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には個人番号を記載してください。
なお、「代表者等氏名」欄に記載は必要ありません。
また、この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
ロ 納税者が法人等の場合には、「氏名又は名称」欄に法人等名を、「代表者等氏名」欄に法人の代表者等の氏名を、「個人番号又は法人番号」欄には法人番号を記載してください。
なお、「生年月日」欄に記載は必要ありません。
- (3) 納税管理人が法人の場合には、「納税管理人」の「住所又は居所」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、「納税管理人」の「氏名又は名称」欄には、法人名及び代表者等氏名を記載してください。

改正後

改正前

相続税の申告書

相続税の申告書

____ 税務署長
____年 ____月 ____日 提出
相続開始年月日 ____年 ____月 ____日

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
氏名	(被相続人)	
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記入は不要です
生年月日	____年 ____月 ____日 (年齢 ____歳)	____年 ____月 ____日 (年齢 ____歳)
住所 (電話番号)		
被相続人との続柄 職業		
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		
取得財産の価額 (第1表③)	①	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第1表の2表1⑦)	②	円
債務及び葬式費用の金額 (第1表3表3⑦)	③	円
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	円
課税価額に附加される贈与課税分の附加額 (第1表4表1④)	⑤	円
課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	円
法定相続人の数	____人	____人
相続税の総額	⑦	円
一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑧	円
商船等納税額子の適用 (第3表)	⑨	円
相続税額の2割加算が行われる場合の附加金額 (第4表②)	⑩	円
各人の税額		
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬	円
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭	円
障害者控除額 (第6表2①、②又は③)	⑮	円
相次相続控除額 (第7表①又は②)	⑯	円
外国税額控除額 (第8表1⑥)	⑰	円
計	⑱	円
差引税額 (⑱+⑩-⑮)又は⑱-⑮ (赤字のときは0)	⑲	円
相続時精算課税分の贈与税額の控除額 (第1表の2表1⑧)	⑳	円
医療法人持分税額控除額 (第8表の4表2②)	㉑	円
小計 (⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒	円
納税額予税額 (第8表の8表⑧)	㉓	円
申告期限までに納付すべき税額	㉔	円
納税額 (㉒-㉓)	㉕	円

____ 税務署長
____年 ____月 ____日 提出
相続開始年月日 ____年 ____月 ____日

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ	各人の合計	財産を取得した人
氏名	(被相続人)	
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記入は不要です
生年月日	____年 ____月 ____日 (年齢 ____歳)	____年 ____月 ____日 (年齢 ____歳)
住所 (電話番号)		
被相続人との続柄 職業		
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		
取得財産の価額 (第1表③)	①	円
相続時精算課税適用財産の価額 (第1表の2表1⑦)	②	円
債務及び葬式費用の金額 (第1表3表3⑦)	③	円
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	円
課税価額に附加される贈与課税分の附加額 (第1表4表1④)	⑤	円
課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	円
法定相続人の数	____人	____人
相続税の総額	⑦	円
一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑧	円
商船等納税額子の適用 (第3表)	⑨	円
相続税額の2割加算が行われる場合の附加金額 (第4表②)	⑩	円
各人の税額		
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬	円
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭	円
障害者控除額 (第6表2①、②又は③)	⑮	円
相次相続控除額 (第7表①又は②)	⑯	円
外国税額控除額 (第8表1⑥)	⑰	円
計	⑱	円
差引税額 (⑱+⑩-⑮)又は⑱-⑮ (赤字のときは0)	⑲	円
相続時精算課税分の贈与税額の控除額 (第1表の2表1⑧)	⑳	円
医療法人持分税額控除額 (第8表の4表2②)	㉑	円
小計 (⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒	円
納税額予税額 (第8表の8表⑧)	㉓	円
申告期限までに納付すべき税額	㉔	円
納税額 (㉒-㉓)	㉕	円

第1表(平成31年1月分以降用)

① ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11表の2表1⑩)があるときは、②欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照してください。

第1表(平成31年1月分以降用)

① ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11表の2表1⑩)があるときは、②欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

作成税理士の事務所所在地・署名(印)・電話番号

印 税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

改正後

改正前

相続税の申告書(続)

F D 3 5 6 2

※申告期限延長日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ 財産を取得した人 財産を取得した人

氏名 氏名

個人番号又は法人番号 個人番号又は法人番号

生年月日 生年月日(年齢 歳) 生年月日(年齢 歳)

住所 (電話番号) (電話番号)

被相続人との続柄 職業 被相続人との続柄 職業

取得原因 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※整理番号

取得財産の価額(第1表③)			
相続時精算課税適用財産の価額(第1表の2表1①)			
債務及び葬式費用の金額(第1表3表3⑦)			
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)			
課税価額(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	000		000

各人の算出税額の計算

相続税の総額			
一般の場合(個人別) (赤字の場合を除く)			
配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)			
未成年者控除額(第6表1②、③又は④)			
障害者控除額(第7表③又は④)			
相次相続控除額(第8表1⑥)			
外国税額控除額(第8表1⑥)			
計			
差引税額(①+②-③又は④-⑤-⑥-⑦-⑧)			
相続時精算課税分の贈与税額(第1表の2表1②)	00		00
医療法人持分税額控除額(第8表の2表2①)			
小計(⑨-⑩-⑪)			
納税額(第8表の8表⑧)	00		00
申告期限までに納付すべき税額(⑫-⑬)	00		00
還付される税額(⑫-⑬)			

※の項目は記入する必要がありません

第1表(続) (平成31年1月分以降用)

(注) ⑤欄の金額が赤字となる場合は、⑤欄の左端に△を付してください。なお、この場合、⑤欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11表②表1①)があるときは、⑤欄の金額(△)については、「相続税の申告書」に記入してください。

相続税の申告書(続)

F D 3 5 6 2

フリガナ 財産を取得した人 財産を取得した人

氏名 氏名

個人番号又は法人番号 個人番号又は法人番号

生年月日 生年月日(年齢 歳) 生年月日(年齢 歳)

住所 (電話番号) (電話番号)

被相続人との続柄 職業 被相続人との続柄 職業

取得原因 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※整理番号

取得財産の価額(第1表③)			
相続時精算課税適用財産の価額(第1表の2表1①)			
債務及び葬式費用の金額(第1表3表3⑦)			
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)			
課税価額(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	000		000

各人の算出税額の計算

相続税の総額			
一般の場合(個人別) (赤字の場合を除く)			
配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)			
未成年者控除額(第6表1②、③又は④)			
障害者控除額(第7表③又は④)			
相次相続控除額(第8表1⑥)			
外国税額控除額(第8表1⑥)			
計			
差引税額(①+②-③又は④-⑤-⑥-⑦-⑧)			
相続時精算課税分の贈与税額(第1表の2表1②)	00		00
医療法人持分税額控除額(第8表の2表2①)			
小計(⑨-⑩-⑪)			
納税額(第8表の8表⑧)	00		00
申告期限までに納付すべき税額(⑫-⑬)	00		00
還付される税額(⑫-⑬)			

※の項目は記入する必要があります

第1表(続) (平成31年1月分以降用)

(注) ⑤欄の金額が赤字となる場合は、⑤欄の左端に△を付してください。なお、この場合、⑤欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11表②表1①)があるときは、⑤欄の金額(△)については、「相続税の申告書」に記入してください。

改正後

改正前

相続税の申告書(続)

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ					
氏名					
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記入は不要です		※控用には個人番号の記入は不要です	
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)		(- -)		(- -)	
被相続人との続柄 職業					
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①			
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1①)	②			
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③			
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④			
	課税価格(④+⑤)	⑥			
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥		000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	⑦			
	相続税の総額	⑧			
	一般の場合(⑧の場合を除く)	⑨			
	商船等納税額子の適用(第5表)	⑩			
各人の納付除	相続税額の子割加算が行われる場合の加算金額(第4表②)	⑪			
	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑬			
	未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑭			
	障害者控除額(第6表2①、②又は⑤)	⑮			
	相次相続控除額(第7表①又は②)	⑯			
	外国税額控除額(第8表1⑥)	⑰			
	計	⑱			
	差引税額(⑪+⑱-⑯又は⑰+⑱-⑯)(赤字のときは0)	⑲			
	相続時精算課税分の贈与税額(第11の2表1②)	⑳		00	00
	医療法人持分税額控除額(第8の4表2②)	㉑			
納税額の計算	小計(⑲-⑳-㉑)	㉒			
	納税額予税額(第8の8表⑧)	㉓		00	00
	申告期限までに納付すべき税額	㉔		00	00
	運付される税額(㉒-㉔)	㉕	△		

第1表(続)(平成31年1月分以降用)

注 ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1①)があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

○フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人		財産を取得した人	
フリガナ					
氏名		申		申	
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記入は不要です		※控用には個人番号の記入は不要です	
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)		(- -)		(- -)	
被相続人との続柄 職業					
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①			
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1①)	②			
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③			
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④			
	課税価格(④+⑤)	⑥			
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥		000	000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	⑦			
	相続税の総額	⑧			
	一般の場合(⑧の場合を除く)	⑨			
	商船等納税額子の適用(第5表)	⑩			
各人の納付除	相続税額の子割加算が行われる場合の加算金額(第4表②)	⑪			
	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑬			
	未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑭			
	障害者控除額(第6表2①、②又は⑤)	⑮			
	相次相続控除額(第7表①又は②)	⑯			
	外国税額控除額(第8表1⑥)	⑰			
	計	⑱			
	差引税額(⑪+⑱-⑯又は⑰+⑱-⑯)(赤字のときは0)	⑲			
	相続時精算課税分の贈与税額(第11の2表1②)	⑳		00	00
	医療法人持分税額控除額(第8の4表2②)	㉑			
納税額の計算	小計(⑲-⑳-㉑)	㉒			
	納税額予税額(第8の8表⑧)	㉓		00	00
	申告期限までに納付すべき税額	㉔		00	00
	運付される税額(㉒-㉔)	㉕	△		

第1表(続)(平成31年1月分以降用)

注 ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1①)があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

改正後

改正前

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

税務署交付印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ 氏名	相続開始年月日 令和 年 月 日
----	------------	---------------------

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑤の金額)	円
還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑥の金額)	△ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。

5 相続人等に関する事項

(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6) 電話番号				
(7) 承継割合	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合	%			

6 税額

A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

整理番号

0	0	0	0
---	---	---	---

番号確認 身元確認

第1表の付表1 (令3.3) (第4-20-1-2-A4表)

第1表の付表1 (令和2年分以降用)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

税務署交付印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ 氏名	相続開始年月日 令和 年 月 日
----	------------	---------------------

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑤の金額)	円
還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑥の金額)	△ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

(1) 住所	〒	〒	〒	〒
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。	個人番号の記載に当たっては、 正確な数字を記入し、ここから 記入してください。

5 相続人等に関する事項

(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
(6) 電話番号				
(7) 承継割合	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
(9) 各人の(8)の合計	円			
(10) (8)の(9)に対する割合	%			

6 税額

A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

整理番号

0	0	0	0
---	---	---	---

番号確認 身元確認

第1表の付表1 (令2.7) (第4-20-1-2-A4表)

第1表の付表1 (令和2年分以降用)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
 - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
 - 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人		法定相続分	
		配偶者	子	配偶者	子
子がいる場合	子	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
		配偶者	2分の1	2分の1	2分の1
子がない場合	父母	3分の2	3分の1	3分の2	3分の1
		配偶者	3分の1	3分の1	3分の1
子も父母もいない場合	兄弟姉妹	4分の3	4分の1	4分の3	4分の1
		配偶者	4分の1	4分の1	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5」〔7〕承継割合・・・B）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5」〔7〕承継割合・・・B）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（令3.3）

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
 - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④欄（還付になる場合には⑤欄）の金額を転記してください。
 - 「5 相続人等に関する事項」
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複製されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に		相続人		法定相続分	
		配偶者	子	配偶者	子
子がいる場合	子	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
		配偶者	2分の1	2分の1	2分の1
子がない場合	父母	3分の2	3分の1	3分の2	3分の1
		配偶者	3分の1	3分の1	3分の1
子も父母もいない場合	兄弟姉妹	4分の3	4分の1	4分の3	4分の1
		配偶者	4分の1	4分の1	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5」〔7〕承継割合・・・B）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5」〔7〕承継割合・・・B）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

（令2.7）

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2)」の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与後の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。

この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人		経営承継相続人等	
1 対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(番)		
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の認定状況	認定年月日 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円		認定番号
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		
2 対象非上場株式等の明細			
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円
		③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等	株・口・円
		④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円
		⑤ 価額(③ × ④)	A 円
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算			
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{3}{2}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等 (赤字の場合は0)	株・口・円
③ (①-②)の数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	株・口・円	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	株・口・円
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項			
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(同法第70条の7の2)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	番
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書			
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「4(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「4(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。			
取得年月日	種類	細目	利用区分
			所在場所等
			数量
			① 価額
			円
			出資者・贈与者の氏名・名称
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)			
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)			
④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)			%
上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日			
所在地			
会社名			
代表者氏名			
※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力 確認

第8の2表の付表1(令3,3)

(資4-20-9-3-A4統一)

※の項目は記入する必要がありません

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書(一般措置用)

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2)」の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与後の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。

この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人		経営承継相続人等	
1 対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(番)		
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の認定状況	認定年月日 年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円		認定番号
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		
2 対象非上場株式等の明細			
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円
		③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等	株・口・円
		④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円
		⑤ 価額(③ × ④)	A 円
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算			
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。			
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{3}{2}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等 (赤字の場合は0)	株・口・円
③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	株・口・円	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	株・口・円
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項			
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(同法第70条の7の2)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	番
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書			
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「4(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「4(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。			
取得年月日	種類	細目	利用区分
			所在場所等
			数量
			① 価額
			円
			出資者・贈与者の氏名・名称
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)			
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)			
④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)			%
上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日			
所在地			
会社名			
代表者氏名			
※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力 確認

第8の2表の付表1(令2,7)

(資4-20-9-3-A4統一)

※の項目は記入する必要がありません

改正後

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) **A**欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の④欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表の**A**欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の④欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令3.3)

改正前

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）、又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) **A**欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の④欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表の**A**欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の④欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令2.7)

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所有税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第4条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社
① 会社名
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)
③ 経営承継相続人等が役員等であった期間
④ 相続開始の時の資本金の額
⑤ 相続開始の時の資本準備金の額
⑥ 相続開始の時の従業員数
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の総数

2 対象非上場株式等の明細
(1) 相続開始の時の発行済株式等の総数等
(2) 対象非上場株式等の明細

Table with columns: 区分, 受贈年月日, 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等, 被相続人から贈与により取得した株式等の数等, ①又は②のうち相与の適用を受ける株式等の数等, 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照), 価額(③×④)

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算

Table for calculating the limit of shares eligible for deferral and exemption. Includes formulas like ① ≤ ② の場合 and ① > ② の場合.

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

① 取得の原因
② 取得年月日
③ 申告した税務署名
④ 贈与者又は被相続人の氏名

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

Table with columns: 取得年月日, 種類, 細目, 利用区分, 所在場所等, 数量, ① 価額, 出資者・贈与者の氏名・名称

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)
④ 現物出資等資産の保有割合(%)

6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意
私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」の株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認
第8の2表の付表2(令3.3) (管4-20-9-4-A 4統一)

※の項目は記入する必要はありません。

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所有税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第4条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社
① 会社名
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)
③ 経営承継相続人等が役員等であった期間
④ 相続開始の時の資本金の額
⑤ 相続開始の時の資本準備金の額
⑥ 相続開始の時の従業員数
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の総数

2 対象非上場株式等の明細
(1) 相続開始の時の発行済株式等の総数等
(2) 対象非上場株式等の明細

Table with columns: 区分, 受贈年月日, 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等, 被相続人から贈与により取得した株式等の数等, ①又は②のうち相与の適用を受ける株式等の数等, 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照), 価額(③×④)

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度額(限度額)の計算

Table for calculating the limit of shares eligible for deferral and exemption. Includes formulas like ① ≤ ② の場合 and ① > ② の場合.

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

① 取得の原因
② 取得年月日
③ 申告した税務署名
④ 贈与者又は被相続人の氏名

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

Table with columns: 取得年月日, 種類, 細目, 利用区分, 所在場所等, 数量, ① 価額, 出資者・贈与者の氏名・名称

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)
④ 現物出資等資産の保有割合(%)

6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意
私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」の株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認
第8の2表の付表2(令2.7) (管4-20-9-4-A 4統一)

※の項目は記入する必要はありません。

第8の2表の付表2 (平成31年1月分以降用)

第8の2表の付表2 (平成31年1月分以降用)

改正後

【書きかた等】

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等**
 - (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。
 - (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
 - イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）
 - ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確定日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
 - (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄**
 - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 - なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 対象非上場株式等の明細」欄**
 - (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
 - なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。
 - (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。(3)において同じです。）
 - (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時の価額を記入します。
 - (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
 - (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたかたのものとして計算した価額となります。
 - (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
 - なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄**
 - (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 - (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄**
 - (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ①欄の金額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、会社が相続開始の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
 - ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時の価額の合計額を記入します。
 - (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 - 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
- 6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄**
 - (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要である。
 - (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(※3.3)

改正前

【書きかた等】

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等**
 - (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。
 - (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
 - イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する旨の記載があるものに限ります。）
 - ロ 同法第70条の3の3第3項第1号に規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確定日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
 - (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄**
 - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 - なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 - ③欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 対象非上場株式等の明細」欄**
 - (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 - (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
 - なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。
 - (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。(3)において同じです。）
 - (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時の価額を記入します。
 - (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
 - (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたかたのものとして計算した価額となります。
 - (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
 - なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄**
 - (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 - (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 - (3) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 - (4) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄**
 - (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ①欄の金額は、相続開始の時の価額を記入します。
 - なお、会社が相続開始の時に現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
 - ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時の価額の合計額を記入します。
 - (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 - 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
- 6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄**
 - (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要である。
 - (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

(※2.7)

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人		特別経営承継相続人等	
1 特例対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑧ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日 年 月 日 確認年月日 年 月 日
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(票)	確認番号	
③ 事業種目		⑨ 円増化法の認定の状況	認定年月日 年 月 日 認定番号
④ 相続開始の時にける資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円		
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人		
⑦ 相続開始の日から5か月後における特別経営承継相続人等の役職名			
2 特例対象非上場株式等の明細			
① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円
③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の2(2)参照)	円
		⑤ 価額	円
		(③ × ④)	A
3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特別経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	票	

第8の2の2表の付表1（平成31年1月分以降用）

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特別経営承継相続人等及び特別経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4（1）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の総額（裏面の「4（2）」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）							%

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____
会社名 _____
代表者氏名 _____

※この項目は記入する必要がありません

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認
---------	--------	---	----	----

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人		特別経営承継相続人等	
1 特例対象非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑧ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日 年 月 日 確認年月日 年 月 日
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(票)	確認番号	
③ 事業種目		⑨ 円増化法の認定の状況	認定年月日 年 月 日 認定番号
④ 相続開始の時にける資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円		
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人		
⑦ 相続開始の日から5か月後における特別経営承継相続人等の役職名			
2 特例対象非上場株式等の明細			
① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円
③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の2(2)参照)	円
		⑤ 価額	円
		(③ × ④)	A
3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特別経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	票	

第8の2の2表の付表1（平成31年1月分以降用）

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特別経営承継相続人等及び特別経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4（1）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の総額（裏面の「4（2）」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）							%

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____
会社名 _____
代表者氏名 _____

※この項目は記入する必要がありません

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認
---------	--------	---	----	----

改正後

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）を、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令3.3)

改正前

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）を、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、）を、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り、）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

(令2.7)

改正後

通信日付印の年月日	(確認)		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

.....

2 分割の見込みの詳細

.....

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- (3) 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- (4) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

(資4-21-A4統一)

改正前

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

.....

2 分割の見込みの詳細

.....

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- (3) 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- (4) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

(資4-21-A4統一)

改正後

(裏)

記載方法等

この書類は、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合において、その分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、①相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。

- 1 この書類は、相続税の申告書に添付してください。
- 2 「1 分割されていない理由」欄及び「2 分割の見込みの詳細」欄には、相続税の申告期限までに財産が分割されていない理由及び分割の見込みの詳細を記載してください。
- 3 「3 適用を受けようとする特例等」欄は、該当する番号にすべて○を付してください。
- 4 遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。
- 5 申告書の提出期限から3年以内に遺産が分割できない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」をその提出期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に相続税の申告書を提出した税務署長に対して提出する必要があります。

この承認申請書の提出が期間内になかった場合には、相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることはできません。

改正前

(裏)

記載方法等

この書類は、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合において、その分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、①相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。

- 1 この書類は、相続税の申告書に添付してください。
- 2 「1 分割されていない理由」欄及び「2 分割の見込みの詳細」欄には、相続税の申告期限までに財産が分割されていない理由及び分割の見込みの詳細を記載してください。
- 3 「3 適用を受けようとする特例等」欄は、該当する番号にすべて○を付してください。
- 4 遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。
- 5 申告書の提出期限から3年以内に遺産が分割できない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」をその提出期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に相続税の申告書を提出した税務署長に対して提出する必要があります。

この承認申請書の提出が期間内になかった場合には、相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることはできません。

改正後

改正前

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

税務署 受付印

____年____月____日提出

〒 _____
住所 (居所) _____

税務署長 _____

申請者 氏名 _____
(電話番号 _____)

遺産の分割後、

- ・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

 の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、

- ・相続税法施行令第4条の2第2項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2第23項又は第25項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第11項
- ・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

 に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成 _____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成 _____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由
 [_____]

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

____年____月____日提出

〒 _____
住所 (居所) _____

税務署長 _____

申請者 氏名 _____
(電話番号 _____)

遺産の分割後、

- ・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
- ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
- ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）

 の適用を受けたいので、

遺産が未分割であることについて、

- ・相続税法施行令第4条の2第2項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2第23項又は第25項
- ・租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第11項
- ・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項

 に規定する

やむを得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名
住所 _____ 氏名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成 _____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成 _____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由
 [_____]

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類
 ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
 ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類
 ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
 ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

※欄は記入しないでください。

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住所 (居所)	氏名	続柄

○ 相続人等申請者の住所・氏名等

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名 _____

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

○ 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名 _____

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

通信日付印の年月日 (確認)	名簿番号
* 年 月 日	

(資4-22-1-A4統一) (令3.3)

通信日付印の年月日 確認印	名簿番号
* 年 月 日	

(資4-22-1-A4統一) (令2.6)

改正後

(裏)

記載方法等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「_____税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき〔 〕内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3 「(注)やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改正前

(裏)

記載方法等

この承認申請書は、相続税の申告書の提出期限後3年を経過する日までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が相続又は遺贈に関する訴えの提起などのやむを得ない事由により分割されていない場合において、その遺産の分割後に①相続税法第19条の2の規定による配偶者に対する相続税額の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、③租税特別措置法第69条の5の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は④所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるために税務署長の承認を受けようとするとき、次により使用してください。

なお、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けるためにこの申請書を提出する場合において、その特例の適用を受ける相続人等が2人以上のときは各相続人等が「○相続人等申請者の住所・氏名等」欄に連署し申請してください。ただし、他の相続人等と共同して提出することができない場合は、各相続人等が別々に申請書を提出することもできます。

1 この承認申請書は、遺産分割後に配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例又は特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする人が納税地（被相続人の相続開始時の住所地）を所轄する税務署長に対して、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに提出してください。

このため、提出先の「_____税務署長」の空欄には、申請者の住所地（居所）地を所轄する税務署名ではなく、被相続人の相続開始時の住所地を所轄する税務署名を記載してください。

なお、この承認申請書は、適用を受けようとする特例の種類（配偶者に対する相続税額の軽減・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）ごとに提出してください。このとき〔 〕内の該当しない特例の文言及び条項を二重線で抹消してください。

2 「4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない理由」欄には、遺産が分割できないやむを得ない理由を具体的に記載してください。

3 「(注)やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類」欄は、遺産が分割できないやむを得ない事由に応じて該当する番号を○で囲んで表示するとともに、その書類の写し等を添付してください。

改正後

改正前

相続税の修正申告書

相続税の修正申告書

税務署長 年 月 日 提出 相続開始年月日 年 月 日

フリガナ (被相続人) 氏名

個人番号又は法人番号

生年月日 年 月 日 (年齢 歳) 年 月 日 (年齢 歳)

住所 (電話番号)

被相続人の続柄 職業

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※整理番号

区分	修正前の課税額			修正額			修正後の課税額		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
取得財産の価額 (第11表③)									
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)									
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)									
純資産価額 (①+②-③)									
純資産価額に加算される累年課税分の贈与財産価額 (第14表④)									
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	④	⑤							
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑥(人)	⑦(人)							
相続税の総額	⑧	⑨							
一般の場合 (⑩の場合を除く)	1.00	1.00							
配偶者納税特例を受ける場合									
相続税額の2割加算が行われる場合の加算額									
各人の納付・還付税額の計算									
配属者の税額軽減額 (第5表②又は③)									
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)									
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)									
相次相続控除額 (第7表③又は④)									
外国税額控除額 (第8表1⑥)									
計									
差引 (⑩+⑪-⑫)又は(⑬+⑭-⑮) (赤字のときは0)									
相続時精算課税特例に係る税額控除額 (第11の2表2B)	00	00	00	00	00	00	00	00	00
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)									
小計 (⑮+⑯-⑰) (赤字のときは100円未満切捨て)									
納税猶予税額 (第8の5表③)	00	00	00	00	00	00	00	00	00
申告期限までに納税額を納付すべき税額 (⑱-⑲)	00	00	00	00	00	00	00	00	00
還付される額	△	△		△	△		△	△	

税務署長 年 月 日 提出 相続開始年月日 年 月 日

フリガナ (被相続人) 氏名

個人番号又は法人番号

生年月日 年 月 日 (年齢 歳) 年 月 日 (年齢 歳)

住所 (電話番号)

被相続人の続柄 職業

取得原因 該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与

※整理番号

区分	修正前の課税額			修正額			修正後の課税額		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
取得財産の価額 (第11表③)									
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)									
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)									
純資産価額 (①+②-③)									
純資産価額に加算される累年課税分の贈与財産価額 (第14表④)									
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	④	⑤							
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑥(人)	⑦(人)							
相続税の総額	⑧	⑨							
一般の場合 (⑩の場合を除く)	1.00	1.00							
配偶者納税特例を受ける場合									
相続税額の2割加算が行われる場合の加算額									
各人の納付・還付税額の計算									
配属者の税額軽減額 (第5表②又は③)									
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)									
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)									
相次相続控除額 (第7表③又は④)									
外国税額控除額 (第8表1⑥)									
計									
差引 (⑩+⑪-⑫)又は(⑬+⑭-⑮) (赤字のときは0)									
相続時精算課税特例に係る税額控除額 (第11の2表2B)	00	00	00	00	00	00	00	00	00
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)									
小計 (⑮+⑯-⑰) (赤字のときは100円未満切捨て)									
納税猶予税額 (第8の5表③)	00	00	00	00	00	00	00	00	00
申告期限までに納税額を納付すべき税額 (⑱-⑲)	00	00	00	00	00	00	00	00	00
還付される額	△	△		△	△		△	△	

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

第1表 (平成31年1月分以降用) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の欄頭に△を付してください。なお、この場合で②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑧)があるときは、②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表 (平成31年1月分以降用) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の欄頭に△を付してください。なお、この場合で②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑧)があるときは、②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通領付印・確認者

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者

修正第1表(令3.3) (資4-24-1-A4統-)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通領付印・確認者

税理士法第33条の2の書面提出有 確認者

修正第1表(令元7) (資4-24-1-A4統-)

改正後

改正前

届出年月日 令和 年 月 日 税務署長

届出年月日 令和 年 月 日 税務署長

第4項 取得 相続税法施行規則第5項の規定による幼稚園等教育用財産の廃止届出書 第6項 現況

第4項 取得 相続税法施行規則第5項の規定による幼稚園等教育用財産の廃止届出書 第6項 現況

届出者住所氏名電話番号幼稚園等の種類幼稚園等の名称幼稚園等の所在地

届出者住所氏名電話番号幼稚園等の種類幼稚園等の名称幼稚園等の所在地

供した(第4項)教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細 供している(第6項)

供した(第4項)教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細 供している(第6項)

Table with columns: 区分, 用途, 所在場所, 数量, 供した日, 供しなくなった日, その他参考事項

Table with columns: 区分, 用途, 所在場所, 数量, 供した日, 供しなくなった日, その他参考事項

Table with columns: 区分, 種類, 数量, 供した日, 取得価額, 区分, 細目, 預入先又は貸付先等, 預入等の年月日, 金額

Table with columns: 区分, 種類, 数量, 供した日, 取得価額, 区分, 細目, 預入先又は貸付先等, 預入等の年月日, 金額

- 1. 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
2. この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

- 1. 上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
2. この届出書には、届出をする年の前年の12月31日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士 電話番号

関与税理士 印 電話番号

通信日付印の年月日 (確認) 整理番号

通信日付印の年月日 確認印 整理番号

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改正後

(裏)

記載方法等

この届出書は、相続税法施行規則第4項、第5項又は第6項の規定により新たに教育の用に供した財産(第4項)、教育の用に供しなくなった財産(第5項)又は現に教育の用に供している財産(第6項)を届け出る場合に使用してください。

- | | | | | | |
|--|--|--|--------------------|--|--|
| | 「第4項
第5項」及び「取得
及び廃止並びに財産の明細の
第6項」現況 | 「供した(第4項)
供しなくなった(第5項)及び
供している(第6項)」 | 「供した日
供しなくなった日」 | | |
|--|--|--|--------------------|--|--|
- 3段組又は2段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。
- (1) 新たに教育の用に供した財産を届け出る場合
「第4項」、「取得」、「供した(第4項)」及び「供した日」
- (2) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
「第5項」、「廃止」、「供しなくなった(第5項)」及び「供しなくなった日」
- (3) 現に教育の用に供している財産を届け出る場合
「第6項」、「現況」、「供している(第6項)」及び「供した日」
- 2 「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。
供した(第4項)
- 3 「教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得供している(第6項)
- の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。
- (1) 「土地」、「建物」及び「構築物」の欄
イ 「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。
ロ 「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。
ハ 「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。
(イ) 新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合
A その財産の利用状況について参考となるべき事項
B その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係
C その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称
(ロ) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
教育の用に供しなくなった理由
- (2) 「教育用設備品」、「事務用備品」、「車輛」及び「その他の流動資産」の欄
イ これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。
ロ 「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。
- (3) 「現金預金」の欄
この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。
- (4) 「有価証券」の欄
この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。
- (5) 「貸付金等」の欄
この欄は、貸付金、未取金等について貸付先ごとに記載してください。
- (6) 「その他の流動資産」の欄
この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。
- (7) 「備考」の欄
この欄には、元入金(基本金)及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

改正前

(裏)

記載方法等

この届出書は、相続税法施行規則第4項、第5項又は第6項の規定により新たに教育の用に供した財産(第4項)、教育の用に供しなくなった財産(第5項)又は現に教育の用に供している財産(第6項)を届け出る場合に使用してください。

- | | | | | | |
|--|--|--|--------------------|--|--|
| | 「第4項
第5項」及び「取得
及び廃止並びに財産の明細の
第6項」現況 | 「供した(第4項)
供しなくなった(第5項)及び
供している(第6項)」 | 「供した日
供しなくなった日」 | | |
|--|--|--|--------------------|--|--|
- 3段組又は2段組の箇所は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる文字を○で囲んでください。
- (1) 新たに教育の用に供した財産を届け出る場合
「第4項」、「取得」、「供した(第4項)」及び「供した日」
- (2) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
「第5項」、「廃止」、「供しなくなった(第5項)」及び「供しなくなった日」
- (3) 現に教育の用に供している財産を届け出る場合
「第6項」、「現況」、「供している(第6項)」及び「供した日」
- 2 「学級数」、「幼児数等」欄には、届出日現在の学級数及び幼児数等を記載してください。
供した(第4項)
- 3 「教育の用に供しなくなった(第5項)財産の明細」の各欄は、取得、廃止又は現況の届出の区分に応じ、取得供している(第6項)
- の文字を○で囲んだ場合には、新たに教育の用に供した財産を、廃止の文字を○で囲んだ場合には、教育の用に供しなくなった財産を又は現況の文字を○で囲んだ場合には、現に教育の用に供している財産を次によって記載してください。
- (1) 「土地」、「建物」及び「構築物」の欄
イ 「土地」、「建物」及び「構築物」の各欄は、土地については各筆ごとに、建物については各棟ごとに、構築物については各施設ごとに記載してください。
ロ 「用途」欄には、土地については園舎の敷地、運動場等、建物については園舎、事務所等、構築物についてはプール等その現に供している用途又は廃止前の用途を記載してください。
ハ 「その他参考事項」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載してください。
(イ) 新たに教育の用に供した財産又は現に教育の用に供している財産を届け出る場合
A その財産の利用状況について参考となるべき事項
B その財産が借地、借家等である場合には、借地、借家等の別並びに貸主の氏名、賃借料の有無、賃借料の月額及び設置者との関係
C その財産について抵当権等の権利が設定されている場合には、その権利の種類、及び抵当権者等の氏名又は名称
(ロ) 教育の用に供しなくなった財産を届け出る場合
教育の用に供しなくなった理由
- (2) 「教育用設備品」、「事務用備品」、「車輛」及び「その他の流動資産」の欄
イ これらの各欄は、それぞれの財産の種類ごとに、例えば、机、椅子何組というように適宜一括して記載してください。
ロ 「取得価額」欄には、減価償却額を控除した後の金額を記載してください。
- (3) 「現金預金」の欄
この欄は、預金の種類、預入れ先ごとに記載してください。
- (4) 「有価証券」の欄
この欄は、有価証券の銘柄ごとに記載してください。
- (5) 「貸付金等」の欄
この欄は、貸付金、未取金等について貸付先ごとに記載してください。
- (6) 「その他の流動資産」の欄
この欄は、その他の流動資産について、種類ごとに記載してください。
- (7) 「備考」の欄
この欄には、元入金(基本金)及び設置者借の金額を記載するほか、教育用財産に関する特記事項を記載してください。

改 正 後

改 正 前

相続税法施行規則附則第 8 項・第 12 項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

相続税法施行規則附則第 8 項・第 12 項の規定による家事充当金額の限度額の認定（変更）申請書

税務署
受付印

税務署
受付印

____年____月____日提出

____年____月____日提出

____税務署長

____税務署長

〒 _____
住 所 _____
申請者 _____
氏 名 _____
(電話番号 _____)

〒 _____
住 所 _____
申請者 _____
氏 名 _____
(電話番号 _____)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

私の営む幼稚園等経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第 7 項第 1 号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

私の営む幼稚園等経営事業に係る家事充当金額の限度額につき相続税法施行規則附則第 7 項第 1 号の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

記

- 1 適用開始年分 _____年分
- 2 認定を受ける家事充当金額の限度額（年額） _____円
(現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額） _____円)
- 3 幼稚園等経営事業における申請者の職務内容 _____
- 4 経営する幼稚園等の名称、所在地及びその概要

(名称) _____ (所在地) _____

(幼児、児童等の現在数、学級数等) _____
- 5 家事充当金額の限度額の算定根拠及び幼稚園等経営事業に従事している者の給与等の明細別紙のとおり。
- 6 幼稚園等経営事業に従事している者の給与規定別紙のとおり。

- 1 適用開始年分 _____年分
- 2 認定を受ける家事充当金額の限度額（年額） _____円
(現に認定を受けている家事充当金額の限度額（年額） _____円)
- 3 幼稚園等経営事業における申請者の職務内容 _____
- 4 経営する幼稚園等の名称、所在地及びその概要

(名称) _____ (所在地) _____

(幼児、児童等の現在数、学級数等) _____
- 5 家事充当金額の限度額の算定根拠及び幼稚園等経営事業に従事している者の給与等の明細別紙のとおり。
- 6 幼稚園等経営事業に従事している者の給与規定別紙のとおり。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

※	通信日付印の年月日	(確 認)	整 理 番 号	名簿番号
	年 月 日			

(資 4-88-1-A 4 統一) (令 3.3)

※	通信日付印の年月日	確認印	整 理 番 号	名簿番号
	年 月 日			

(資 4-88-1-A 4 統一) 平 28.6

改正後

改正前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長 令和 年 月 日

【代理人記入欄】

住所	開示請求者 住所又は居所 (所在地) 〒 番(- -)
氏名	フリガナ
	氏名又は名称
	個人番号
連絡先	生年月日 被相続人との続柄

税務署長 令和 年 月 日

【代理人記入欄】

住所	開示請求者 住所又は居所 (所在地) 〒 番(- -)
氏名	フリガナ
	氏名又は名称
	個人番号
連絡先	生年月日 被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由 (該当する□に✓印を記入してください。)
 相続税の 期限内申告 期限後申告 修正申告 更正の請求 に必要なため

4 開示の請求をする理由 (該当する□に✓印を記入してください。)
 相続税の 期限内申告 期限後申告 修正申告 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項 (該当する□に✓印を記入してください。)
 相続財産の全部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
 相続財産の一部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
 相続財産の全部について未分割

5 遺産分割に関する事項 (該当する□に✓印を記入してください。)
 相続財産の全部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
 相続財産の一部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等 (添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)
 遺産分割協議書の写し 戸籍の謄(抄)本 遺言書の写し 住民票の写し
 その他 ()
 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

6 添付書類等 (添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)
 遺産分割協議書の写し 戸籍の謄(抄)本 遺言書の写し 住民票の写し
 その他 ()
 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

7 開示書の受領方法 (希望される□に✓印を記入してください。)
 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。) 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

7 開示書の受領方法 (希望される□に✓印を記入してください。)
 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。) 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	確認者
<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()		
委任の確認	開示請求者への確認 () 委任状の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()		

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	確認者
<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()		
委任の確認	開示請求者への確認 () 委任状の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ()		

改正後

書きかた等(開示請求書)

1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所(所在地)、フリガナ・氏名(名称)、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表(「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」)の「【開示請求者】(開示請求者が2人以上の場合に記入してください)」欄に記入してください(開示書は代表者に交付することになります)。

2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方(開示対象者)の住所又は居所(所在地)、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称(氏名については旧姓も記入してください。)、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5日目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項(開示対象者が5名以上いる場合に記入してください。)」欄に記入してください。

(注)「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈(被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。)により財産を取得した全ての方を記入してください(開示請求者を除きます。)

3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日(死亡年月日)を記入してください。

4 「3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日(死亡年月日)及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを出してしてください。

- (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
- (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
- (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの(運転免許証など)が必要となります(代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります)。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

(注)「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。

8 この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

書きかた等(開示請求書)

1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所(所在地)、フリガナ・氏名(名称)、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表(「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」)の「【開示請求者】(開示請求者が2人以上の場合に記入してください)」欄に記入してください(開示書は代表者に交付することになります)。

2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方(開示対象者)の住所又は居所(所在地)、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称(氏名については旧姓も記入してください。)、生年月日及び被相続人との続柄(長男、長女等)を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5日目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項(開示対象者が5名以上いる場合に記入してください。)」欄に記入してください。

(注)「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈(被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。)により財産を取得した全ての方を記入してください(開示請求者を除きます。)

3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日(死亡年月日)を記入してください。

4 「3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日(死亡年月日)及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを出してしてください。

- (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
- (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
- (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの(運転免許証など)が必要となります(代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります)。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

(注)「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。

8 この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表

開示請求者(代表者)の氏名			
1 開示対象者に関する事項 (開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。)			
住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			
住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			
【開示請求者】 (開示請求者が2人以上の場合に記入してください。)			
住所又は居所	〒 1 市(- -)	〒 2 市(- -)	
フリガナ			
氏名			
個人番号			
生年月日			
被相続人との続柄			
住所又は居所	〒 3 市(- -)	〒 4 市(- -)	
フリガナ			
氏名			
個人番号			
生年月日			
被相続人との続柄			

開示請求者(代表者)の氏名			
1 開示対象者に関する事項 (開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。)			
住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			
住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			
【開示請求者】 (開示請求者が2人以上の場合に記入してください。)			
住所又は居所	〒 1 市(- -)	〒 2 市(- -)	
フリガナ			
氏名	(H)	(H)	
個人番号			
生年月日			
被相続人との続柄			
住所又は居所	〒 3 市(- -)	〒 4 市(- -)	
フリガナ			
氏名	(H)	(H)	
個人番号			
生年月日			
被相続人との続柄			

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

1		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

2		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

(資4-90-2-A4統一) (合3.3)

※ 税務署整理欄 (記入しないでください。)

1		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

2		
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	
番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

(資4-90-2-A4統一) (平28.6)

改正後

書きかた等

- 1 「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。
- 2 「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄には、5人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- 3 「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- 4 この請求書付表の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

書きかた等

- 1 「開示請求者（代表者）の氏名」欄には、開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方の氏名を記入してください。
- 2 「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄には、5人目以降の開示対象者の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- 3 「【開示請求者】」欄には、開示請求者（開示請求書の「開示請求者」欄に記載している方以外の方）の住所又は居所、フリガナ・氏名、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。
- 4 この請求書付表の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

令和00年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書) FD4728

提出用

住所: フリガナ, 氏名, 個人番号, 生年月日, 職業

整理番号, 名簿, 申告書提出年月日, 財産目録目コード, 短期処理訂正枚数, 確認増徴修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

ii 一般贈与財産分

iii 合計

基礎控除額 1100000

課税価格の合計額 13

租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

提出用

住所: フリガナ, 氏名, 個人番号, 生年月日, 職業

整理番号, 名簿, 申告書提出年月日, 財産目録目コード, 短期処理訂正枚数, 確認増徴修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

ii 一般贈与財産分

iii 合計

基礎控除額 1100000

課税価格の合計額 13

租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

提出用

住所: フリガナ, 氏名, 個人番号, 生年月日, 職業

整理番号, 名簿, 申告書提出年月日, 財産目録目コード, 短期処理訂正枚数, 確認増徴修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

ii 一般贈与財産分

iii 合計

基礎控除額 1100000

課税価格の合計額 13

租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印・確認者印

税理士法第33条の2の書面提出有

(頁5-10-1-1-A4統一)(令3.3)

令和00年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書) FD4728

提出用

住所: フリガナ, 氏名, 個人番号, 生年月日, 職業

整理番号, 名簿, 申告書提出年月日, 財産目録目コード, 短期処理訂正枚数, 確認増徴修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

ii 一般贈与財産分

iii 合計

基礎控除額 1100000

課税価格の合計額 13

租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

提出用

住所: フリガナ, 氏名, 個人番号, 生年月日, 職業

整理番号, 名簿, 申告書提出年月日, 財産目録目コード, 短期処理訂正枚数, 確認増徴修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

ii 一般贈与財産分

iii 合計

基礎控除額 1100000

課税価格の合計額 13

租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

提出用

住所: フリガナ, 氏名, 個人番号, 生年月日, 職業

整理番号, 名簿, 申告書提出年月日, 財産目録目コード, 短期処理訂正枚数, 確認増徴修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

i 特例贈与財産分

ii 一般贈与財産分

iii 合計

基礎控除額 1100000

課税価格の合計額 13

租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率(特別税率)の特例の適用を受けます。

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法第30条の書面提出有 通信日付印・確認者印

税理士法第33条の2の書面提出有

(頁5-10-1-1-A4統一)(令3.10)

改正後

改正前

令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書)

令和〇〇年分贈与税の申告書(兼贈与税の額) (計算明細書)

控用
税務/申告
住所
フリガナ
氏名
個人番号
法人番号
生年月日

控用
税務/申告
住所
フリガナ
氏名
個人番号
法人番号
生年月日

住所フリガナ
氏名
個人番号
法人番号
生年月日

住所フリガナ
氏名
個人番号
法人番号
生年月日

Table with columns for recipient details (i), donor details (ii), and tax calculation (iii). Includes fields for name, address, and tax amounts.

Table with columns for recipient details (i), donor details (ii), and tax calculation (iii). Includes fields for name, address, and tax amounts.

Summary table (合計欄) for tax calculation, including annual gift tax, basic control amount, and final tax payable.

Summary table (合計欄) for tax calculation, including annual gift tax, basic control amount, and final tax payable.

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号
 税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号
 税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

第一表 (令和2年分以降用) (この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。)

第一表 (令和2年分以降用) (この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。)

暦年課税分
I 贈与
II 財産分
III 一般贈与
IV 財産分

暦年課税分
I 贈与
II 財産分
III 一般贈与
IV 財産分

改 正 後

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
 特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
 A 6,000,000円 - B 1,100,000円 = C 4,900,000円
 C 4,900,000円 × 20% (特例税率) - 300,000円 (控除額) = D 680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

＜ご注意ください＞「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を添えて提出する必要はありません。
 ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 ②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)
 一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
 A 14,000,000円 - B 10,000,000円 - C 1,100,000円 = D 2,900,000円
 D 2,900,000円 × 15% (一般税率) - 100,000円 (控除額) = E 335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑤の金額)	F	13,900,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	G	3,660,000円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	3,003,333円
税額 (G+I+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
 特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。
 (1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及びF欄の計算
 I 13,900,000円 × 40% (特例税率) - 1,900,000円 (控除額) = G 3,660,000円
 G 3,660,000円 × (A 5,000,000円 / D 15,000,000円) = I 1,220,000円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
 (2) 一般贈与財産に対応する税額(I)及びF欄の計算
 I 13,900,000円 × 45% (一般税率) - 1,750,000円 (控除額) = J 4,505,000円
 J 4,505,000円 × (B 10,000,000円 - C 0円) / D 15,000,000円 = I 3,003,333円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
 (3) 贈与税額の計算 (K欄の計算)
 K 1,220,000円 + J 3,003,333円 = K 4,223,333円

改 正 前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
 特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
 A 6,000,000円 - B 1,100,000円 = C 4,900,000円
 C 4,900,000円 × 20% (特例税率) - 300,000円 (控除額) = D 680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

＜ご注意ください＞「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入し、当該書類を添えて提出する必要があります。
 ①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 ②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
 ※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)
 一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
 A 14,000,000円 - B 10,000,000円 - C 1,100,000円 = D 2,900,000円
 D 2,900,000円 × 15% (一般税率) - 100,000円 (控除額) = E 335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑤の金額)	F	13,900,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	G	3,660,000円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	3,003,333円
税額 (G+I+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
 特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。
 (1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及びF欄の計算
 I 13,900,000円 × 40% (特例税率) - 1,900,000円 (控除額) = G 3,660,000円
 G 3,660,000円 × (A 5,000,000円 / D 15,000,000円) = I 1,220,000円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
 (2) 一般贈与財産に対応する税額(I)及びF欄の計算
 I 13,900,000円 × 45% (一般税率) - 1,750,000円 (控除額) = J 4,505,000円
 J 4,505,000円 × (B 10,000,000円 - C 0円) / D 15,000,000円 = I 3,003,333円 (注)1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
 (3) 贈与税額の計算 (K欄の計算)
 K 1,220,000円 + J 3,003,333円 = K 4,223,333円

改正後

改正前

死亡した者の令和__年分 贈与税の申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

死亡した者の令和__年分 贈与税の申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	令和 年 月 日	
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の⑩欄又は⑫欄の金額) 円・・・・A					
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認					
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 個人番号又は法人番号	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	(6) 電話番号				
	(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	円			
	(10) (8)の(9)に対する割合 〔(8)/(9)〕				
6 各人の納付税額 〔A × B / 各人の100円未満の端数切捨て〕					
	00円	00円	00円	00円	

1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ	氏名	相続開始年月日	令和 年 月 日	
2 死亡した者の納める税金 (贈与税の申告書第一表の⑩欄又は⑫欄の金額) 円・・・・A					
3 相続人等の代表者の指定 (贈与税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名 _____					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認					
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 個人番号又は法人番号	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>	<small>個人番号の記入に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。</small>
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	(6) 電話番号				
	(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	円			
	(10) (8)の(9)に対する割合 〔(8)/(9)〕				
6 各人の納付税額 〔A × B / 各人の100円未満の端数切捨て〕					
	00円	00円	00円	00円	

(令和2年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(令和2年分以降用) ○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

(資5-10-4-A4統一) (令3.3)

整理番号	0	0	0	0
番号確認				
身元確認				

(資5-10-4-A4統一) (令2.10)

改正後

改正前

書きかた等

書きかた等

《使用目的等》

《使用目的等》

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合その前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

- この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。
- この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。
- 死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合その前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》

- 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

- 「令和〇〇年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「（準）」と記入してください。
- 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
(1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
(2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入してください。
- 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号（法人である場合は法人番号。以下同じです。）の記入が必要となります。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に記入してください。

《申告書付表の書きかた》

《申告書付表の書きかた》

- 「死亡した者の令和〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄
死亡した人の申告書第一表の②欄（修正申告の場合は②欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号は記入しません。
(1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
(2) 「氏名」欄
この申告書付表で一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
(3) 「個人番号又は法人番号」欄
この申告書付表で一緒に申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。
（注）この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
(4) 「相続分・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

- 「死亡した者の令和〇〇年分 贈与税の申告書付表」の標題の「〇〇年分」欄
死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 「2 死亡した者の納める税金」欄
死亡した人の申告書第一表の②欄（修正申告の場合は②欄）の金額を転記してください。
- 「5 相続人等に関する事項」
一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号は記入しません。
(1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地（法人である場合は所在地）を記入してください。
(2) 「氏名」欄
この申告書付表で一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名（法人である場合は名称）を○で囲んでください。
(3) 「個人番号又は法人番号」欄
この申告書付表で一緒に申告する相続人や包括受遺者は、それぞれの個人番号を記入してください。
（注）この申告書付表の控えを保管する場合には、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
(4) 「相続分・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

	相続人	法定相続分
被相続人に子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1

	相続人	法定相続分
被相続人に子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1
子がいない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1
子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1

- （注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
 - 「6 各人の納付税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

- （注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
 - 「6 各人の納付税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5 (7) 相続分・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

Form for '株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕' (After Revision). Includes fields for donor/recipient names, company details, and tax calculation tables.

Form for '株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕' (Before Revision). Includes fields for donor/recipient names, company details, and tax calculation tables.

（令和元年分以降用）

（令和元年分以降用）

Form 4: 対象受贈非上場株式等の内訳書 (After Revision). Table for recording details of non-listed shares received.

Form 4: 対象受贈非上場株式等の内訳書 (Before Revision). Table for recording details of non-listed shares received.

Form 5: 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項 (After Revision). Table for recording application of tax relief.

Form 5: 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項 (Before Revision). Table for recording application of tax relief.

Form 6: 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 (After Revision). Table for recording assets received by the company.

Form 6: 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 (Before Revision). Table for recording assets received by the company.

Form 7: 納税管理欄 (After Revision). Summary table for tax management.

Form 7: 納税管理欄 (Before Revision). Summary table for tax management.

※欄には記入しないでください。 (資5-11-6-A4統一) (令3.3)

※欄には記入しないでください。 (資5-11-6-A4統一) (令2.10)

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税（別表）〕又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社を代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 (3) ③欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3（3）において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8第2項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 (2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の（f）に該当する場合にはbの全部、⑧欄の（e）に該当する場合には（a-c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
 (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
 なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第2項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
 (4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税（別表）〕」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税（別表）〕」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の連算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の①欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、①欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税（別表）〕」の3の②欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税（別表）〕又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社を代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
 (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
 (3) ③欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3（3）において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8第2項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
 (2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の（f）に該当する場合にはbの全部、⑧欄の（e）に該当する場合には（a-c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
 (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
 なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第2項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
 (4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税（別表）〕」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税（別表）〕」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の連算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の①欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、①欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税（別表）〕」の3の②欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
 (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
 (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
 (3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
 (4) ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）【相続時精算課税】 【一般措置用】

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）【相続時精算課税】 【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名 _____ 贈与者の氏名 _____ (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細書の記載の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けました。この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に贈与する経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)
③ 事業種目	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日
④ 贈与の時に贈与する資本金の額	円
⑤ 贈与の時に贈与する資本準備金の額	円
⑥ 贈与の時に贈与する従業員数	人

⑨ 円滑化法の認定の状況 認定年月日 _____ 認定番号 _____

⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無 有 無

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時に贈与する発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・	株・ロ・円	(1株・ロ・円未満の端数を上り)	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

⑥ 対象贈与の判定及び制度の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）
 (i) a > b + c の場合 ⇒ b
 ※ b > d の場合は、制度適用不可
 (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c)
 ※ (a - c) > d の場合及び (a - c) が赤字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等 (裏面の「3(3)」参照) ⑦ 価額 (⑦×⑧)

⑧ 1株（ロ・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照) ⑨ 価額 (⑦×⑧)

3 株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑥欄「A」の価額	② 特別控除額 (2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (③×20%) (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	円	,000円	00円

(令和元年分以降用)

4 対象受贈非上場株式等の内訳等
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づき、上記2の⑥欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計 欄の数等は、上記2の⑥欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項
この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)
 ④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____ 会社名 _____
代表者氏名 _____

※ 税務署整理欄 法人管轄番号 _____ 入力 確認 _____ (資5-11-10-A4統一) (令23)

※欄には記入しないでください。

経営承継受贈者の氏名 _____ 贈与者の氏名 _____ (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細書の記載の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けました。この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑦ 贈与の時に贈与する経営承継受贈者の役職名
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)
③ 事業種目	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日
④ 贈与の時に贈与する資本金の額	円
⑤ 贈与の時に贈与する資本準備金の額	円
⑥ 贈与の時に贈与する従業員数	人

⑨ 円滑化法の認定の状況 認定年月日 _____ 認定番号 _____

⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無 有 無

2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細

受贈年月日	① 贈与の時に贈与する発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・	株・ロ・円	(1株・ロ・円未満の端数を上り)	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円

⑥ 対象贈与の判定及び制度の対象となる株式等の数等の限度数（限度額）
 (i) a > b + c の場合 ⇒ b
 ※ b > d の場合は、制度適用不可
 (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c)
 ※ (a - c) > d の場合及び (a - c) が赤字の場合は、制度適用不可

⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等 (裏面の「3(3)」参照) ⑦ 価額 (⑦×⑧)

⑧ 1株（ロ・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照) ⑨ 価額 (⑦×⑧)

3 株式等納税猶予税額の計算

① 上記2の⑥欄「A」の価額	② 特別控除額 (2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (③×20%) (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	円	,000円	00円

(令和元年分以降用)

4 対象受贈非上場株式等の内訳等
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づき、上記2の⑥欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計 欄の数等は、上記2の⑥欄の数等と一致します。

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項
この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	科目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)
 ③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)
 ④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____ 会社名 _____
代表者氏名 _____

※ 税務署整理欄 法人管轄番号 _____ 入力 確認 _____ (資5-11-10-A4統一) (令23)

※欄には記入しないでください。

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で租税特精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
(2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(3) ⑩欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3（3）において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の（f）に該当する場合にはbの全部、⑥欄の（e）に該当する場合には（a－c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
(3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有してなかったものとして計算した価額となります。
(4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の「3 株式会社等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用して、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式会社等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
(2) ③欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
(2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
(3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先を記入してください。
(4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった場合にはその金額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）の適用を受ける場合で租税特精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5）【特例措置】の適用を受ける場合には、「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「特例株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
(2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(3) ⑩欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3（3）において同じです。）であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の（f）に該当する場合にはbの全部、⑥欄の（e）に該当する場合には（a－c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
(3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りません。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りません。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有してなかったものとして計算した価額となります。
(4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の「3 株式会社等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用して、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式会社等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
(2) ③欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
(2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
(3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先を記入してください。
(4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった場合にはその金額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

〔特例措置用〕

特例経営承継受贈者の氏名 (裏面の「1」参照)		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		④ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日 年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)		承認年月日 年 月 日
③ 事業種目		⑤ 円滑化法の認定の状況	認定番号
④ 贈与の時に係る資本金の額	円		認定年月日 年 月 日
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	円		
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人	⑧ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 贈与の時に係る特例経営承継受贈者の役職名			
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		
2 特例対象贈与の判定			
受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等	② 贈与により取得した株式等の数等	
	株・ロ・円	株・ロ・円	
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。			
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・ロ・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」
株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円
e 判定 d(i)の場合 ⇒ ②=a d(ii)の場合 ⇒ ②=d			
通・否			
3 特例対象受贈非上場株式等の明確			
① 上記2の③欄「A」の価額	② 1株（ロ・円）当たりの価額 (裏面の「3②」参照)	③ 価額 (①×②)	
円	円	円 A	
4 特例株式等納税猶予税額の計算			
① 上記3の③欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

（令和元年分以降用）

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

〔特例措置用〕

特例経営承継受贈者の氏名 (裏面の「1」参照)		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		④ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日 年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)		承認年月日 年 月 日
③ 事業種目		⑤ 円滑化法の認定の状況	認定番号
④ 贈与の時に係る資本金の額	円		認定年月日 年 月 日
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の額	円		
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人	⑧ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 贈与の時に係る特例経営承継受贈者の役職名			
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		
2 特例対象贈与の判定			
受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等	② 贈与により取得した株式等の数等	
	株・ロ・円	株・ロ・円	
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。			
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・ロ・円未満の端数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」
株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円	株・ロ・円
e 判定 d(i)の場合 ⇒ ②=a d(ii)の場合 ⇒ ②=d			
通・否			
3 特例対象受贈非上場株式等の明確			
① 上記2の③欄「A」の価額	② 1株（ロ・円）当たりの価額 (裏面の「3②」参照)	③ 価額 (①×②)	
円	円	円 A	
4 特例株式等納税猶予税額の計算			
① 上記3の③欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

（令和元年分以降用）

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の③欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・		株・ロ・円
ロ	・		株・ロ・円
ハ	・		株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）
株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入されない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の③欄の数等と一致します。

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の③欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・		株・ロ・円
ロ	・		株・ロ・円
ハ	・		株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）
株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入されない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の③欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

取得の原因	取得年月日	申告した税務署名	贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

取得の原因	取得年月日	申告した税務署名	贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	番	

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明確書
この明確書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7①」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
なお、この明確書に上らずに会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)
%
上記の明確書の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____ 会社名 _____
代表者氏名 _____

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明確書
この明確書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7①」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
なお、この明確書に上らずに会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)
%
上記の明確書の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____ 会社名 _____
代表者氏名 _____ 印

※ 税務署整理欄 法人等納番番号 - 入力 確認
※欄には記入しないでください。 (資5-11-13-A4統一) (令3.3)

※ 税務署整理欄 法人等納番番号 - 入力 確認
※欄には記入しないでください。 (資5-11-13-A4統一) (令2.10)

改正後

改正前

《書きかた等》

- この計算書は、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときと使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）（別表）」又は「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
(1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
(2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
(3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(4) ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑫において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係）をいいます。3⑫において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出资の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
(1) 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2) 3の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出资を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していたかたものとして計算した価額となります。
(3) この計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特別株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特別株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します。なお、この計算書及び「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限る、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
(1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
(2) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
(3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
(1) 「特別経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特別経営承継受贈者の親族などの特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

《書きかた等》

- この計算書は、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときと使用します。
なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）（別表）」又は「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
※2 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
(1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
(2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
(3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(4) ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑫において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係）をいいます。3⑫において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出资の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
(1) 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2) 3の②欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出资を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
(3) この計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特別株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税）（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特別株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します。なお、この計算書及び「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特別株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税）（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限る、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
(1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
(2) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
(3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
(1) 「特別経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特別経営承継受贈者の親族などの特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）【相続時精算課税】 【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名 (裏面の「1」参照)

贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑤ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）		確認年月日	年 月 日
③ 事業種目		承認番号	
④ 贈与の時に係る資本金の額	円	認定年月日	年 月 日
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人	認定番号	
⑦ 贈与の時に係る特例経営承継受贈者の役職名		⑧ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		

2 特例対象贈与の判定

受贈年月日 ① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 ② 贈与により取得した株式等の数等

③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合）
※ 同一の贈与者から、同一年に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3)	b 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c)	e 判定 d(i)の場合 ⇒ ②=d d(ii)の場合 ⇒ ②≤d ※ (a - c) が赤字の場合は「0」
----------------------------------	--------------------------	--------------------------------	--	--

③ 特例対象受贈非上場株式等の場合 ④ ③に「は」の記号は「0」

3 特例対象受贈非上場株式等の特例

① 上記2の①欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等 ② 1株（ロ・円）当たりの価額 (裏面の「3(2)」参照) ③ 価額 (①×②)

4 特例株式等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 ② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額） ③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て） ④ ③に対する税額（③×20%）（特例株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て）

（令和元年分以降適用）

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）【相続時精算課税】 【特例措置用】

特例経営承継受贈者の氏名 (裏面の「1」参照)

贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)

私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社

① 会社名	⑤ 特例承認計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）		確認年月日	年 月 日
③ 事業種目		承認番号	
④ 贈与の時に係る資本金の額	円	認定年月日	年 月 日
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人	認定番号	
⑦ 贈与の時に係る特例経営承継受贈者の役職名		⑧ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年 月 日		

2 特例対象贈与の判定

受贈年月日 ① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等 ② 贈与により取得した株式等の数等

③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合）
※ 同一の贈与者から、同一年に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。

a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3)	b 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ b (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c)	e 判定 d(i)の場合 ⇒ ②=d d(ii)の場合 ⇒ ②≤d ※ (a - c) が赤字の場合は「0」
----------------------------------	--------------------------	--------------------------------	--	--

③ 特例対象受贈非上場株式等の場合 ④ ③に「は」の記号は「0」

3 特例対象受贈非上場株式等の特例

① 上記2の①欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等 ② 1株（ロ・円）当たりの価額 (裏面の「3(2)」参照) ③ 価額 (①×②)

4 特例株式等納税猶予税額の計算

① 上記3の③欄「A」の価額 ② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額） ③ ①-②の金額（1,000円未満切捨て） ④ ③に対する税額（③×20%）（特例株式等納税猶予税額）（100円未満切捨て）

（令和元年分以降適用）

5 特例対象受贈非上場株式等の内容等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の③欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内容等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入されない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計欄の数等は、上記3の③欄の数等と一致します。

5 特例対象受贈非上場株式等の内容等

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の③欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内容等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・	株・ロ・円
ロ	・	・	株・ロ・円
ハ	・	・	株・ロ・円

贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・ロ・円

(注) 1 上記の欄に記入されない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。
2 贈与者が贈与した株式等の数等の合計欄の数等は、上記3の③欄の数等と一致します。

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営承継受贈者か、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

取得の原因	取得年月日	申告した税務署名	贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営承継受贈者か、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

取得の原因	取得年月日	申告した税務署名	贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
なお、この明細書に上らず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)

③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____ 会社名 _____
代表者氏名 _____

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。
なお、この明細書に上らず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・	・	・	・	・	円	・

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)

③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③) %

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

所在地 _____ 会社名 _____
代表者氏名 _____

※ 税務署整理欄 法人登録番号 - 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (費5-11-15-A4統一) (令3.3)

※ 税務署整理欄 法人登録番号 - 入力 確認

※欄には記入しないでください。 (費5-11-15-A4統一) (令2.10)

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で租税時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕(別表)」により納税猶予税額を計算してください。
- ※1 贈与者が贈与の時に会社は代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)【一般贈与】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑫において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3⑫において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) 2の①から③の欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) 3の②欄の金額は、贈与の時のにおける価額を記入します。
- なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合は納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していたかたものとして計算した価額となります。
- (3) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」の1の①欄に記入します。
- 4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
- (2) ③欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」の3の①欄に転記します。
- 5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で租税時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」を使用してください。
- また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕(別表)」により納税猶予税額を計算してください。
- ※1 贈与者が贈与の時に会社は代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)【一般贈与】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承認計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承認計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3⑫において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3⑫において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) 2の①から③の欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) 3の②欄の金額は、贈与の時のにおける価額を記入します。
- なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合は納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していたかたものとして計算した価額となります。
- (3) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」の1の①欄に記入します。
- 4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
- (2) ③欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑩欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕(別表)」の3の①欄に転記します。
- 5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

相続時精算課税選択届出書

相続時精算課税選択届出書

(令和2年分以降用)

(令和2年分以降用)

令和____年____月____日

____税務署長

受贈者	住所 又は 居所	〒	電話(- -)
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平	年 月 日)
特定贈与者との続柄			

令和____年____月____日

____税務署長

受贈者	住所 又は 居所	〒	電話(- -)
	フリガナ		
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平	年 月 日)
特定贈与者との続柄			

私は、下記の特定贈与者から令和____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

私は、下記の特定贈与者から令和____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

記

1 特定贈与者に関する事項

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

住所 又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

3 添付書類

次の書類が必要となります。
なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

次の書類が必要となります。
なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

□ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

□ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

2 租税特別措置法第70条の7の5(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8(相続時精算課税適用者の特例)の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士		電話番号	
※ 税務署整理欄 届出番号	-	名簿	確認

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一)(令3.3)

作成税理士		電話番号	
※ 税務署整理欄 届出番号	-	名簿	確認

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一)(令2.10)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

改正後

書きかた等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。
なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。
また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 その他
 - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
 - (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。
この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改正前

書きかた等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。
なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。
また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。
- 6 その他
 - (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
 - (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。
この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

改正後

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

令和 年 月 日

5 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一) (令3.3)

(令和2年分以降用)

改正前

相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

令和 年 月 日

5 受贈者の相続人に関する事項

住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄		
住所 又は 居所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
受贈者との続柄		

(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

6 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

- 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資5-43-A4統一) (令2.10)

(令和2年分以降用)

改正後

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

改正前

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相続時精算課税選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるときに、税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書（第一表及び第二表）」及び「相続時精算課税選択届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の□に✓印を記入してください。

改正後

改正前

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書

受贈者	住所又は居所 フリガナ	〒	電話 (- -)
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	
特定贈与者との続柄			

受贈者	住所又は居所 フリガナ	〒	電話 (- -)
	氏名 (生年月日)	(大・昭・平 年 月 日)	
特定贈与者との続柄			

(令和元年分以降用)

(令和元年分以降用)

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第9項各号に掲げる書類を添付して届出します。

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第9項各号に掲げる書類を添付して届出します。

記

記

1 特定贈与者に関する事項

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所 フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

住所又は居所 フリガナ	
氏名 (生年月日)	(明・大・昭・平 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	______署 平成・令和 ____年分
-----------------------	----------------------

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分	______署 平成・令和 ____年分
-----------------------	----------------------

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
(.)			ha	円
(.)				
(.)				
合計		立木 土地等		

森林経営計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木又は土地等の別	面積	立木又は土地等の価額
(.)			ha	円
(.)				
(.)				
合計		立木 土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

4 添付書類

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

次の書類が必要となります。
(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作成税理士	電話番号
-------	------

作成税理士	電話番号
-------	------

※ 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認
----------	------	----------	----	--------	----

※ 税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認
----------	------	----------	----	--------	----

※欄には記入しないでください。

※欄には記入しないでください。

改正後

書きかた等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改正前

書きかた等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。
- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

改正後

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

		受贈者の氏名	
5 受贈者の相続開始年月日			
令和__年__月__日			
6 受贈者の相続人に関する事項			
住所又は居所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住所又は居所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住所又は居所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。			
7 添付書類			
次の書類が必要となります。			
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）			
<input type="checkbox"/> 上記6に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）			
(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。			

(令和2年分以降用)

改正前

令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

		受贈者の氏名	
5 受贈者の相続開始年月日			
令和__年__月__日			
6 受贈者の相続人に関する事項			
住所又は居所			
フリガナ			
氏名		印	印
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住所又は居所			
フリガナ			
氏名		印	印
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
住所又は居所			
フリガナ			
氏名		印	印
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
受贈者との続柄			
(注) 受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。			
7 添付書類			
次の書類が必要となります。			
（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）			
<input type="checkbox"/> 上記6に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）			
(注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）が、「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に提出してください。			

(令和2年分以降用)

改正後

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改正前

書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）及び「令和__年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。）。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

改正後

改正前

備考

1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第35項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第19項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2 この届出書の記載要領は、次による。

- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。

- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

- (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

(イ) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第27項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

備考

1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第35項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第19項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2 この届出書の記載要領は、次による。

- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。

なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。

- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。

- (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の

(イ) 「非課税拠出額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第26項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第27項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税拠出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拠出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拠出額減価額を「非課税拠出額減価額」の表示をして外書すること。

(ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改正後

改正前

備考

1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第15項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2 この届出書の記載要領は、次による。

- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税抛金額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書(以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。)を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛金額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛金額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛金額減価額を「非課税抛金額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

備考

1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の4第36項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の4第15項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。

2 この届出書の記載要領は、次による。

- (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
なお、「法人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
- (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により結婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
- (4) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税抛金額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書(以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。)を提出して租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛金額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛金額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛金額減価額を「非課税抛金額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
- (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

改正後

改正前

代替資産の取得期限延長承認申請書

 税務署長 令和 年 月 日提出	申	住 所	〒	
	請	年分		
	者	申告時の住所		
		フリガナ		
	氏 名		電 ()	話

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

2 代替資産に関する事項

資産の種類		構 造		数 量	m
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日				年	月 日
新たに承認を受けようとする取得予定年月日				年	月 日

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添 修正申告書用紙に記載のとおり

関与税理士

電話番号

この欄には 書かないで ください。	税 整 理 番 号	通 信 日 付 印 の 年 月 日	(確 認)	名 簿 番 号
	年 月 日			

(資6-8-1-A4統一)
(平成25年分以降用) R3.3

代替資産の取得期限延長承認申請書

 税務署長 令和 年 月 日提出	申	住 所	〒	
	請	年分		
	者	申告時の住所		
		フリガナ		
	氏 名		電 ()	話

下記の譲渡資産に係る譲渡所得につき、引き続き租税特別措置法第33条第1項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用を受けたいので、代替資産の取得期限の延長についての承認申請をします。

記

1 譲渡資産に関する事項

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

2 代替資産に関する事項

資産の種類		構 造		数 量	m
既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日				年	月 日
新たに承認を受けようとする取得予定年月日				年	月 日

3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに、租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細

.....

4 この承認を受けられないとしたならば、修正申告書の提出により納付すべきこととなる所得税及び復興特別所得税額並びにその計算に関する明細

別添 修正申告書用紙に記載のとおり

関与税理士

電話番号

この欄には 書かないで ください。	税 整 理 番 号	通 信 日 付 印 の 年 月 日	確 認 印	名 簿 番 号
	年 月 日			

(資6-8-1-A4統一)
(平成25年分以降用) R1.11

改 正 後

代替資産の取得期限延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

改 正 前

代替資産の取得期限延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号の規定により代替資産の取得期限の延長を申請するために使用するものです。

2 記載要領等

「3 既に提出済の「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日までに租税特別措置法施行令第 22 条第 17 項第 1 号イに規定する土地等の取得をすること、又は同号ロに規定する建物等の敷地の用に供することができないこととなった事情の詳細」欄には、代替資産の取得期限の延長を受けることとなった事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

改 正 後

改 正 前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

税務署受付印

	〒			
税務署長	申請者	住所	フリガナ	電 ()
令和__年__月__日提出	氏名			話

〔租税特別措置法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第_____号 第6号 (2) 区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域		
	(2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅)		
取得価額の見積額	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第_____号 (_____)		
	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
記入しないで
ください。 → 税務署
印 名 簿 番 号
(資6-80-1-A4統一)
R3.3

税務署受付印

	〒			
税務署長	申請者	住所	フリガナ	電 ()
令和__年__月__日提出	氏名			話

〔租税特別措置法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第_____号 第6号 (2) 区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域		
	(2) 第37条の5第1項の表の 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅)		
取得価額の見積額	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第_____号 (_____)		
	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
記入しないで
ください。 → 税務署
印 名 簿 番 号
(資6-80-1-A4統一)
R2.11

改 正 後

改 正 前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得することが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法
震災特例法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得することが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法
震災特例法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改 正 後

改 正 前

この欄は
記入して
ください

通信日付印の年月日	(印)	年分	名簿番号
年 月 日			

この欄は
記入して
ください

通信日付印の年月日	印	年分	名簿番号
年 月 日			

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

【 特 定 非 常 災 害 用 】

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	住所 〒	電 話 ()
	年分 申告時の 住所	
	フリガナ	
	氏 名	

【特定非常災害用】

税務署受付印

税務署長 令和 年 月 日提出	住所 〒	電 話 ()
	年分 申告時の 住所	
	フリガナ	
	氏 名	

【特定非常災害用】

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、
下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、
下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

記

記

1 譲渡資産に関する事項

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数 量 m ²
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

所在地	
資産の種類	数 量 m ²
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

2 買換（代替）資産に関する事項

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数 量 m ²	取得価額 の見積額	円
取得資産の 該当条項	第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得 予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日		
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)	年 月 日		

資産の種類	数 量 m ²	取得価額 の見積額	円
取得資産の 該当条項	第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得 予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日		
取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)	年 月 日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

改 正 後

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法33②)	租税特別措置法 第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の 長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で
特定の事業用資産の買換えの場合の 譲渡所得の課税の特例 (措法37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中 高層耐火建築物等の建設のための 買換えの場合の譲渡所得の課税の 特例（措法37の5②）	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲 渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改 正 前

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得することが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法33②)	租税特別措置法 第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の 長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で
特定の事業用資産の買換えの場合の 譲渡所得の課税の特例 (措法37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中 高層耐火建築物等の建設のための 買換えの場合の譲渡所得の課税の 特例（措法37の5②）	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日（同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲 渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で

(2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改 正 後

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

(注) この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

 税務署長 令和__年__月__日提出		届出者	住所	〒	電話 ()
		フリガナ	氏名	電話	

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項
震災特例法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種類			
----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には書かないでください	税務署長 署名欄	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	名簿番号
----------------	-------------	--------------------	------	------

(資6-73-1-A4統一)
R3.3

改 正 前

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

(注) この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

 税務署長 令和__年__月__日提出		届出者	住所	〒	電話 ()
		フリガナ	氏名	電話	

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法 第37条第3項
震災特例法 第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種類			
----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には書かないでください	税務署長 署名欄	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	名簿番号
----------------	-------------	--------------------	-----	------

(資6-73-1-A4統一)
R1.11

改 正 後

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
- ㊦ 租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年 3 月 15 日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 文中中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
- (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
- (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

改 正 前

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。
- ㊦ 租税特別措置法第 37 条第 3 項又は震災特例法第 12 条第 3 項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。
- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の**翌年 3 月 15 日まで**に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 3 各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 文中中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。
- (2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。
- (3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。
- (4) 「用途」については、事務所用、店舗用（○○販売）、工場用（○○製造）などと具体的に記載してください。

改 正 後

改 正 前

この欄には
蓋がなくても
ください。 → 通信日付印の年月日 (確認) 年 月 日 名簿番号

この欄には
蓋がなくても
ください。 → 通信日付印の年月日 確認印 年 月 日 名簿番号



一団の宅地等の用に供する旨の確約書



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額
		m ²	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			

譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額
		m ²	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和____年12月31日までに、</p> <p>※ 同法第31条の2第2項第____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			

改 正 後

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「令和____年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡) ※ 令和2年3月31日までの譲渡に限ります。	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改 正 前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「令和____年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡) ※ 令和2年3月31日までの譲渡に限ります。	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号

改 正 後

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写しを交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証
	中高層の耐火共同住宅の建設		

改 正 前

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※1	※2	※3	※4
第14号	一団の宅地の造成	ハ②	都道府県知事の証する書類
第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証
	中高層の耐火共同住宅の建設		

改 正 後

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署長印

税務署長 令和____年____月____日提出	申	住所又は所在地(電話) ()	〒	
	請	氏名又は名称		印
	者	(法人の場合)代表者氏名		印
	等	(法人の場合)法人番号	_____	
	事	所在地(電話) ()		
	務	名 称		
	所	代表者又は責任者		印

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
----------------------	--

やむを得ない事情等	1 該当事由	租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第____号該当
	2 上記事由の詳細	_____
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第____号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日	____年____月____日

当該事業の完成予定年月日等	1 着工予定年月日	____年____月____日
	2 完成予定年月日	____年____月____日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日)	____年____月____日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

税務署長印

税務署長 令和____年____月____日提出	申	住所又は所在地(電話) ()	〒	
	請	氏名又は名称		印
	者	(法人の場合)代表者氏名		印
	等	(法人の場合)法人番号	_____	
	事	所在地(電話) ()		
	務	名 称		
	所	代表者又は責任者		印

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
----------------------	--

やむを得ない事情等	1 該当事由	租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第____号該当
	2 上記事由の詳細	_____
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第____号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日	____年____月____日

当該事業の完成予定年月日等	1 着工予定年月日	____年____月____日
	2 完成予定年月日	____年____月____日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日)	____年____月____日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には書かないでください。→ 税務署長 通信日付印の年月日 (確認) 名簿番号 番号確認
年 月 日

(資 6-64-A 4 統一)
R2.3

この欄には書かないでください。→ 税務署長 通信日付印の年月日 確認印 名簿番号 番号確認
年 月 日

(資 6-64-A 4 統一)
R2.11

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

この欄には
書かないで
ください。→

通信日付印の年月日 (確認)		年分	名簿番号
年 月 日			

この欄には
書かないで
ください。→

通信日付印の年月日 確認印		年分	名簿番号
年 月 日			

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 _____ 税務署長 令和 ____年 ____月 ____日提出	申 請 者 住所又は所在地 (電話) _____ 〒 _____ () _____ 氏名又は名称 _____ (法人の場合) 法人番号 _____ (法人の場合) 代表者氏名 _____	事 務 所 等 所在地 (電話) _____ 〒 _____ () _____ 名 称 _____ 代表者又は責任者 _____	【特定非常災害用】

 _____ 税務署長 令和 ____年 ____月 ____日提出	申 請 者 住所又は所在地 (電話) _____ 〒 _____ () _____ 氏名又は名称 _____ (法人の場合) 法人番号 _____ (法人の場合) 代表者氏名 _____	事 務 所 等 所在地 (電話) _____ 〒 _____ () _____ 名 称 _____ 代表者又は責任者 _____	【特定非常災害用】

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。
記

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。
記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

やむを得ない事情等

1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※2}項第 ____号に該当する事業の場合における同条第^{※3}項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日

____年 ____月 ____日

やむを得ない事情等

1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※2}項第 ____号に該当する事業の場合における同条第^{※3}項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日

____年 ____月 ____日

当該事業の完成予定年月日等

1 完成予定年月日 _____年 ____月 ____日

2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 _____年 ____月 ____日

当該事業の完成予定年月日等

1 完成予定年月日 _____年 ____月 ____日

2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日 _____年 ____月 ____日

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 昭3

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 昭11

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

税務署長 令和____年____月____日提出	届	住 所 〒 (旧住所) ()		
	出	氏 名 (旧姓) ()	電 ()	
者			話	

私が、〔平成
令和〕____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として____税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部
一部〕が同条第2項第※____号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲 渡 し た 土 地 等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所 在 地	種 類	面 積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

税務署受付印

税務署長 令和____年____月____日提出	届	住 所 〒 (旧住所) ()		
	出	氏 名 (旧姓) ()	電 ()	
者			話	

私が、〔平成
令和〕____年____月____日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として____税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の〔全部
一部〕が同条第2項第※____号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲 渡 し た 土 地 等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所 在 地	種 類	面 積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
書かないで
ください。 → 税 務 署 名 簿 番 号

(資6-71-1-A4統一)

この欄には
書かないで
ください。 → 税 務 署 名 簿 番 号

(資6-71-1-A4統一)

改 正 後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第14項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改 正 前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第14項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改正後

改正前

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

(注) ※印の欄については、該当する部分を○の囲んで記入してください。

(注) ※印の欄については、該当する部分を○の囲んで記入してください。

税務署長 年 月 日提出	届出者	居所 (国外の住所)	〒 ()	
		国内の事務所又は事業所の所在地	〒	
		フリガナ		
		氏名		
		個人番号		
		職業 (屋号)	()	連絡先電話番号

税務署長 年 月 日提出	届出者	居所 (国外の住所)	〒 ()	
		国内の事務所又は事業所の所在地	〒	
		フリガナ		
		氏名		
		個人番号		
		職業 (屋号)	()	連絡先電話番号

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

記

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基因となった事実(注)	合併 ・ 分割型分割 ・ 株式交換
交付を受けた年月日	年 月 日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)

交付の基因となった事実(注)	合併 ・ 分割型分割 ・ 株式交換
交付を受けた年月日	年 月 日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄	
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)

2 その他参考となる事項

2 その他参考となる事項

- (1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地
- (2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号
- (3) その他

- (1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地
- (2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号
- (3) その他

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

税務署	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
税務署	整理番号		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	

この欄には書かないでください。

税務署	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
税務署	整理番号		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	

この欄には書かないでください。

改 正 後

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ平成26年改正前租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限り、）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2 記載要領

- (1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。
- (2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 前

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の銘柄及び数等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の3第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限り、）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割承継親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2 記載要領

- (1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。
- (2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、銘柄、株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄」欄に記載した銘柄に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあつては金額）を記載してください。
- (4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 後

この欄には
書かないで
ください。 → 通信日付印の年月日 (確認) 番 号
年 月 日

租税特別措置法第 37 条の 9 の 5 第 1 項の規定による先行取得土地等の届出書

税務署長殿

届出者

納税地 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)
(TEL - -)

上記以外の
住所地・
事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。
(TEL - -)

フリガナ 生 年 月 日 大正 昭和 平成 年 月 日 生

氏 名 氏 名

フリガナ 職 業 屋 号

年 月 日 提出

私が昨年取得した下記の土地等 (先行取得土地等) については、租税特別措置法第 37 条の 9 の 5 第 1 項の規定の適用に係るものである旨を届出します。

記

1 取得した土地等 (先行取得土地等)

種 類			
面 積	m ²	m ²	m ²
所 在 地			
取 得 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
取 得 価 額	円	円	円

2 届出者の行う業務の内容

種 類	該当するものを○で囲んでください。 不動産所得を生ずべき業務 ・ 事業所得を生ずべき業務 ・ 山林所得を生ずべき業務
業 務 の 内 容	

3 その他参考となる事項

- (1) 先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額
(不動産) 円 (事業) 円 (山林) 円
- (2) その他

関与税理士 電話番号

(資 6 - 9 4 - A 4 統 -) (R3.3)

改 正 前

この欄には
書かないで
ください。 → 通信日付印の年月日 確認印 番 号
年 月 日

租税特別措置法第 37 条の 9 の 5 第 1 項の規定による先行取得土地等の届出書

税務署長殿

届出者

納税地 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。)
(TEL - -)

上記以外の
住所地・
事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。
(TEL - -)

フリガナ 生 年 月 日 大正 昭和 平成 年 月 日 生

氏 名 氏 名

フリガナ 職 業 屋 号

年 月 日 提出

私が昨年取得した下記の土地等 (先行取得土地等) については、租税特別措置法第 37 条の 9 の 5 第 1 項の規定の適用に係るものである旨を届出します。

記

1 取得した土地等 (先行取得土地等)

種 類			
面 積	m ²	m ²	m ²
所 在 地			
取 得 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
取 得 価 額	円	円	円

2 届出者の行う業務の内容

種 類	該当するものを○で囲んでください。 不動産所得を生ずべき業務 ・ 事業所得を生ずべき業務 ・ 山林所得を生ずべき業務
業 務 の 内 容	

3 その他参考となる事項

- (1) 先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額
(不動産) 円 (事業) 円 (山林) 円
- (2) その他

関与税理士 電話番号

(資 6 - 9 4 - A 4 統 -) (H21.11)

改 正 後

租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

- 1 この届出書は、個人事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等（先行取得土地等）について、租税特別措置法第37条の9の5第1項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用に係るものである旨を届け出るために使用します。
- (注) 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けるためには、取得をした先行取得土地等について届出する必要があり、届出のない先行取得土地等についてはこの規定の適用が受けられないことにご注意ください。
- 2 この届出書は、届け出ようとする先行取得土地等を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 「種類」については、土地、借地権などと記載してください。
- (2) 「面積」、「所在地」、「取得年月日」及び「取得価額」については、それぞれその土地等の面積、所在地、取得年月日及び取得価額を記載してください。
- (3) 「業務の内容」については、○で囲んだ業務について、その業務の内容をできるだけ具体的に記載してください。
- (4) 「先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額」の「(不動産)」、「(事業)」及び「(山林)」については、先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額及び山林所得に係る総収入金額をそれぞれ記載してください。

改 正 前

租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定による先行取得土地等の届出書

- 1 この届出書は、個人事業者が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等（先行取得土地等）について、租税特別措置法第37条の9の5第1項（平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例）の規定の適用に係るものである旨を届け出るために使用します。
- (注) 租税特別措置法第37条の9の5第1項の規定の適用を受けるためには、取得をした先行取得土地等について届出する必要があり、届出のない先行取得土地等についてはこの規定の適用が受けられないことにご注意ください。
- 2 この届出書は、届け出ようとする先行取得土地等を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 各欄は次により記載してください。
なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。
- (1) 「種類」については、土地、借地権などと記載してください。
- (2) 「面積」、「所在地」、「取得年月日」及び「取得価額」については、それぞれその土地等の面積、所在地、取得年月日及び取得価額を記載してください。
- (3) 「業務の内容」については、○で囲んだ業務について、その業務の内容をできるだけ具体的に記載してください。
- (4) 「先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総収入金額」の「(不動産)」、「(事業)」及び「(山林)」については、先行取得土地等の取得をした日の属する年分の不動産所得に係る総収入金額、事業所得に係る総収入金額及び山林所得に係る総収入金額をそれぞれ記載してください。

改正後

改正前

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

（注）※印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日を記載してください。

（注）※印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用申告書（及び変更申告書）の提出年月日を記載してください。

税務署受付印

届出者	住所 (国内の居所) ()	
	フリガナ	
	氏名	◎
	個人番号	
	職業	

税務署長
令和 年 月 日提出

税務署受付印

届出者	住所 (国内の居所) ()	
	フリガナ	
	氏名	◎
	個人番号	
	職業	

税務署長
令和 年 月 日提出

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたため、下記の内容のとおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	<p>1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定を受けています。 特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日 年 月 日(年 月 日)</p> <p>2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。</p>

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1)及び2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

(注)「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)

4 その他参考となる事項

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	<p>1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定を受けています。 特例適用申告書及び変更申告書の提出年月日 年 月 日(年 月 日)</p> <p>2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。</p>

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の1)及び2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

(注)「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)	株(円)	株(円)	株(円)

4 その他参考となる事項

関与税理士

電話番号

関与税理士

◎ 電話番号

税務署	通信目付印の年月日	(確認)	番号確認	身元確認	確認書類
務理	年 月 日		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証
署欄	整理番号		<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済	その他()

(資6-95-A4統一)

税務署	通信目付印の年月日	(確認)	番号確認	身元確認	確認書類
務理	年 月 日		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証
署欄	整理番号		<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済	その他()

(資6-95-A4統一)

改 正 後

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年以内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

(注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 前

外国組員の課税所得の特例に関する届出書

1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

2 記載要領

(1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。

(2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年以内においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。

「年月日～年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

(注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。

(4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

(5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。

(注) この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

_____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏 名	
		納 税 地	〒 _____ (In . . .)
	納税管理 人	住 所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏 名	

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、同条第____項^{※2}の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
 平成・令和____年分 _____ 税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日
 平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
 （遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和____年____月____日）
- 3 帰国予定日
 令和____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 4 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
 - ・ 第1項の適用を受けている場合の受贈者
 住所又は居所_____ 氏名_____
 - ・ 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
 住所又は居所_____ 氏名_____
- 5 その他参考となる事項

税務署受付印

_____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏 名	Ⓜ
		納 税 地	〒 _____ (In . . .)
	納税管理 人	住 所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏 名	Ⓜ

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、同条第____項^{※2}の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
 平成・令和____年分 _____ 税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日
 平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
 （遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和____年____月____日）
- 3 帰国予定日
 令和____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 4 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
 - ・ 第1項の適用を受けている場合の受贈者
 住所又は居所_____ 氏名_____
 - ・ 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
 住所又は居所_____ 氏名_____
- 5 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
印がないで
ください。

税務署 印	通信日付印の年月日	(確認)	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

この欄には
印がないで
ください。

税務署 印	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日⁽¹⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日⁽²⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1 及び※ 2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、（ ）内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日⁽¹⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日⁽²⁾の翌日以後 4 か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1 及び※ 2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、（ ）内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署受付印

_____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏名	
		納税地	〒 _____ (In . . .)
	納税管理 人	住所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏名	

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時ににおける国内の住所
住所_____
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
令和____年^{※2}12月31日現在 _____円
- 5 令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

税務署受付印

_____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住所 又は居所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏名	Ⓜ
		納税地	〒 _____ (In . . .)
	納税管理 人	住所	〒 _____ (In . . .)
		フリガナ 氏名	Ⓜ

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時ににおける国内の住所
住所_____
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額
令和____年^{※2}12月31日現在 _____円
- 5 令和____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
書かないで
ください。→

税務署 印	通信日付印の年月日	(確認)	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

この欄には
書かないで
ください。→

税務署 印	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等⁽¹⁾につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

(注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予」付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所」欄

所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時にける国内の住所を記載します。

(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

(8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等⁽¹⁾につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。

(注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予」付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時にける国内の住所」欄

所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時にける国内の住所を記載します。

(7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

(8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正後

改正前

この欄には
影印してください

通信日付印の年月日 (確認)		整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

この欄には
影印してください

通信日付印の年月日 確認印		整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

納税者(代表者) 住所又は居所 〒 - (In - -)
フリガナ氏名
納税地 〒 - (In - -)
住所 〒 - (In - -)
フリガナ氏名

税務署長
令和 年 月 日提出

納税者(代表者) 住所又は居所 〒 - (In - -)
フリガナ氏名
納税地 〒 - (In - -)
住所 〒 - (In - -)
フリガナ氏名

税務署長
令和 年 月 日提出

所得税法第137条の 第 項^{※1}の適用を受けていますが、同条第 項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の 第 項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

所得税法第137条の 第 項^{※1}の適用を受けていますが、同条第 項^{※2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の 第 項^{※3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和 年分 税務署 平成・令和 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和 年 月 日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 令和 年 月 日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」とおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種類	銘柄等	数量	所在	譲渡等年月日	一部確定事由	価額等	取得費
						円	円
- その他参考となる事項

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和 年分 税務署 平成・令和 年 月 日提出 氏名
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和 年 月 日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和 年 月 日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 令和 年 月 日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」とおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種類	銘柄等	数量	所在	譲渡等年月日	一部確定事由	価額等	取得費
						円	円
- その他参考となる事項

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日から 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由^(注 1)又は第 137 条の 3 第 6 項の事由^(注 2)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。

(注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	同条第 5 項	第 266 条の 2 第 5 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7)においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限」欄は、上記 1 の事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、令和 2 年 6 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和 2 年 10 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日から 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由^(注 1)又は第 137 条の 3 第 6 項の事由^(注 2)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。

(注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみならず譲渡を含みます。）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	同条第 5 項	第 266 条の 2 第 5 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	同条第 6 項	第 266 条の 3 第 12 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7)においても同じです。

(7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限」欄は、上記 1 の事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、令和 2 年 6 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和 2 年 10 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 _____ 付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 _____ 付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)
	(2) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 納 税 地	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)
	(4) 納税管理人の住所	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	整 理 欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0

○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)
	(2) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 納 税 地	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)
	(4) 納税管理人の住所	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)	〒 - - - - -)
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	整 理 欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0

○ この付表は、届出書等と併せて提出してください。

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

2 記載要領等**(1) 標題部分の空欄（下線部分）**

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

(2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

2 記載要領等**(1) 標題部分の空欄（下線部分）**

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

(2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

Table with 5 columns and 15 rows. Rows include: (1) 納税地, (2) 上記(1)の区分, (3) 上記(1)以外の住所地・事業所等, (4) 氏名, (5) 生年月日, (6) 個人番号, (7) 職業, (8) 屋号, (9) 法施行地外の住所又は居所, (10) 出国(予定)年月日, (11) 帰国予定年月日, (12) 国内で生じる所得内容, (13) 納税管理人の住所, (14) 納税管理人の氏名, (15) その他. Includes a vertical note on the right: 'この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。'

Table with 5 columns and 15 rows. Rows include: (1) 納税地, (2) 上記(1)の区分, (3) 上記(1)以外の住所地・事業所等, (4) 氏名, (5) 生年月日, (6) 個人番号, (7) 職業, (8) 屋号, (9) 法施行地外の住所又は居所, (10) 出国(予定)年月日, (11) 帰国予定年月日, (12) 国内で生じる所得内容, (13) 納税管理人の住所, (14) 納税管理人の氏名, (15) その他. Includes a vertical note on the right: 'この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。'

Table with 5 columns and 2 rows. Row 1: 整理番号 (0, 0, 0, 0). Row 2: 番号確認 身元確認 (済/未済 checkboxes), 確認書類 (個人番号カード/通知カード/運転免許証/その他), 補完.

Table with 5 columns and 2 rows. Row 1: 整理番号 (0, 0, 0, 0). Row 2: 番号確認 身元確認 (済/未済 checkboxes), 確認書類 (個人番号カード/通知カード/運転免許証/その他), 補完.

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改正後

この欄は
影印しないで
ください

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

税務署受付印

_____ 税務署長	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	
令和____年____月____日提出	納税管理 人	納 税 地	〒 - (In - -)
		住 所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	

所得税法第137条の____第____項^②の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和____年____月____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日
令和____年____月____日
- その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改正前

この欄は
影印しないで
ください

			整理番号	(名簿番号)
--	--	--	------	--------

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

税務署受付印

_____ 税務署長	納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	
令和____年____月____日提出	納税管理 人	納 税 地	〒 - (In - -)
		住 所	〒 - (In - -)
		フリガナ 氏 名	

所得税法第137条の____第____項^②の適用を受けていますが、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
平成・令和____年分 _____税務署 平成・令和____年____月____日提出 氏名_____
- 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成・令和____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 令和____年____月____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
- 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日
令和____年____月____日
- その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出した者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第 60 条の 2 第 10 項及び第 153 条の 2 第 3 項《国外転出した者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

(7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改 正 後

改 正 前

贈与税の納税猶予の継続届出書

贈与税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長 干
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいため、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和____年____月____日 平成____年____月____日 令和____年____月____日
贈与者住所	氏名 _____ (____年____月____日生)

- 1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1-2の金額）・・ 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に 推定相続人 _____ に対して
他の推定相続人等 _____ に対して
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 _____ に引き続き使用させています。
他の推定相続人等 _____

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。（営農困難時貸付けを行っている場合）

7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。（特定貸付けを行っている場合）

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書（特例農地等の異動の明細書）
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長 干
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいため、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和____年____月____日 平成____年____月____日 令和____年____月____日
贈与者住所	氏名 _____ (____年____月____日生)

- 1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1-2の金額）・・ 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に 推定相続人 _____ に対して
他の推定相続人等 _____ に対して
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 _____ に引き続き使用させています。
他の推定相続人等 _____

5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」としております。（営農困難時貸付けを行っている場合）

7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。（特定貸付けを行っている場合）

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書（特例農地等の異動の明細書）
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
	年 月 日				

改 正 後

(裏)
記載方法等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の贈与に限る。)
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方(特定貸付けの適用を受けている方については、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。)

は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

2 この届出書の記載方法等

- 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。
- この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改 正 前

(裏)
記載方法等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、贈与税の申告期限から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届出する必要のある方	
平成6年分以前の贈与	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の贈与に限る。)
平成7年分以降の贈与	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け又は特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(2) 営農困難時貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要のある方」以外の方(特定貸付けの適用を受けている方については、営農困難時貸付けの適用を受けた後に特定貸付けの適用を受けた方に限ります。)

は、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が特定貸付けの適用を受けている場合には、併せて特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(3) 特定貸付けの適用を受けている方で、上記(1)の「届出する必要がある方」又は(2)に掲げる方以外の方は、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び特定貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付けの適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付けの適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」を作成し、この届出書に添付します。)

2 この届出書の記載方法等

- 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 記載事項4については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- 営農困難時貸付けの適用又は特定貸付けの適用を受けている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」も提出してください。
- 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合、営農困難時貸付けを行っている場合又は特定貸付けを行っている場合には、添付する必要はありません。
- この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改正後

改正前

相続税の納税猶予の継続届出書

相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

税務署長 _____ 令和 ____年 ____月 ____日

届出者住所 _____ 〒 _____

氏名 _____ (電話番号 _____)

相続特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日	平成 ____年 ____月 ____日
被相続人住所	氏名 _____ (____年 ____月 ____日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予を受けた相続税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過したため免除された相続税額 円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額) 円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年 ____月 ____日に 推定相続人 _____ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 _____ に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で當農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)

7 特例農地等に係る當農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る當農困難時貸付けに関する明細書」としております。(當農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。(特定貸付けを行っている場合)

9 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」としております。(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書(特例農地等の異動の明細書)
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で當農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る當農困難時貸付けに関する明細書(當農困難時貸付けを行っている場合)
- 當農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(當農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)
- 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書(認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
※ ____年 ____月 ____日				

(資12-12-2-A4統一)(令3.3)

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

税務署長 _____ 平成 ____年 ____月 ____日

届出者住所 _____ 〒 _____

氏名 _____ (電話番号 _____)

相続特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日	平成 ____年 ____月 ____日
被相続人住所	氏名 _____ (____年 ____月 ____日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予を受けた相続税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過したため免除された相続税額 円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額 (1-2-3の金額) 円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年 ____月 ____日に 推定相続人 _____ に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 他推定相続人等 _____ に引き続き使用させています。

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」としております。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で當農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)

7 特例農地等に係る當農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る當農困難時貸付けに関する明細書」としております。(當農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」としております。(特定貸付けを行っている場合)

9 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する事項は、「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」としております。(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書(特例農地等の異動の明細書)
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で當農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る當農困難時貸付けに関する明細書(當農困難時貸付けを行っている場合)
- 當農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(當農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)
- 別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書(認定都市農地貸付け等を行っている場合)
- 認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(認定都市農地貸付け等を行っている場合)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
※ ____年 ____月 ____日				

(資12-12-2-A4統一)(令元.5)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届 出 す る 必 要 の あ る 方	
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の相続に限る。)
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。)

(2) 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人(平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。)が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。)

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

(1) 次に掲げる方は、相続税の申告期限から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

届 出 す る 必 要 の あ る 方	
平成17年3月31日以前の相続	① 特例農地等の一部しか担保として提供していない人
	② 特例農地等の全部を担保として提供している人で、その特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれている人(平成4年分以降の相続に限る。)
平成17年4月1日以降の相続	③ 納税猶予を受けている全ての人

(注) 上記に掲げる方が営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を受けている場合には、併せて営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。)

(2) 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として提供している人(平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。)が特例農地等につき営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行った場合には、これらの貸付けのうち初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」、特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」又は認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨及び営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等の適用を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります(この場合の届出の方法については、下記2の(4)を参照してください。)

2 この届出書の記載方法等

- (1) 記載事項2の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定(平成28年4月1日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。)若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- (2) 記載事項5については、これに該当しない場合には記載の必要がありません。
- (3) 上記1(1)の②又は③に該当する方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」も提出してください。
- (4) 営農困難時貸付け、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行っている方は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」と「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」又は「別紙4 特例農地等に係る認定都市農地貸付け等に関する明細書」も提出してください。
- (5) 添付書類のうち農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(記載事項5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)については、特例農地等の全てを一時的道路用地等の用に供している場合又は営農困難時貸付け、特定貸付け若しくは認定都市農地貸付け等を行っている場合には、添付する必要はありません。
- (6) この届出書を提出する前3年間に農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった特例農地等がある場合には、特例農地等の異動の明細書とその特例農地等が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付する必要があります。

改 正 後

改 正 前

贈与税の納税猶予の継続届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

贈与税の納税猶予の継続届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署 受付印	猶予整理簿	検 算
※	※	※

税務署長

令和____年____月____日 届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

税務署 受付印	猶予整理簿	検 算
※	※	※

税務署長

令和____年____月____日 届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者	住所	氏名 (年月日生)

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年 月 日
贈与者	住所	氏名 (年月日生)

1 納税の猶予の適用を受けた贈与税額 _____円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 _____円

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額) _____円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成____年____月____日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 _____ 名称 _____

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する

理
業務執行権を有する社員
取 締 役

 に就任し、かつ、常時従事者である

組
合 員
社 員
株 主

 (1年間のうち、農地所有適格法人の事業に従事する日数が____日であり、かつ、事業に必要な農作業に____日従事します。)となっています。

※ 添付書類
○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

1 納税の猶予の適用を受けた贈与税額 _____円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 _____円

3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額) _____円

4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成____年____月____日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 _____ 名称 _____

5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する

理
業務執行権を有する社員
取 締 役

 に就任し、かつ、常時従事者である

組
合 員
社 員
株 主

 (1年間のうち、農地所有適格法人の事業に従事する日数が____日であり、かつ、事業に必要な農作業に____日従事します。)となっています。

※ 添付書類
○ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 特例農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

改 正 後

(裏)

使 用 目 的

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。

- 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで

- 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合

贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで

(注) 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

改 正 前

(裏)

使 用 目 的

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける人が、同法による改正前の租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による贈与税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は次に掲げる区分により、それぞれ次のとおりとなります。

- 1 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の全部を担保に供している場合

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定したことについての届出書を提出した日の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで

- 2 使用貸借による権利の設定前において納税猶予の特例の適用を受ける農地等の一部を担保に供している場合

贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日まで

(注) 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

改 正 後

改 正 前

贈与税の納税猶予の継続届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

	猶予整理簿 ※	検 算 ※
--	------------	----------

税務署印
交付印
受取印

____ 税務署長
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名	住所又は居所
-----	----	--------

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日 昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

- 1 納税猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2) 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 _____ 名称 _____
- 5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」としております。
- 6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項に規定する特定農地所有適格法人です。

特定農地所有適格法人の区分	<input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (地位) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 取締役 <input type="checkbox"/> 専任役員 <input type="checkbox"/> 取締役
届出者の特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____ 日 農作業に従事する日数 _____ 日

(添付書類)
○ この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※欄は記入しないでください。

贈与税の納税猶予の継続届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

	猶予整理簿 ※	検 算 ※
--	------------	----------

税務署印
交付印
受取印

____ 税務署長
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
届出者 住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名	住所又は居所
-----	----	--------

届出者が贈与者から農地等を取得した年月日 昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

- 1 納税猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2) 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に下記の特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 _____ 名称 _____
- 5 この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」としております。
- 6 使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項に規定する特定農地所有適格法人です。

特定農地所有適格法人の区分	<input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人
届出者の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (地位) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 取締役 <input type="checkbox"/> 専任役員 <input type="checkbox"/> 取締役
届出者の特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____ 日 農作業に従事する日数 _____ 日

(添付書類)
○ この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書
○ 特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書

関与税理士		電話番号	印
-------	--	------	---

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過することの日までに、引き続き贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項及び当該農地所有適格法人が一定の要件を満たす特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。

（注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。この場合、この継続届出書は、同条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過することの日までに提出してください。

- 1 この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。
- 2 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 「特定農地所有適格法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 4 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 5 この届出書を提出する前 3 年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書を提出した人は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過することの日までに、引き続き贈与税の納税猶予の特例の適用を受けたい旨並びに法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する事項及び当該農地所有適格法人が一定の要件を満たす特定農地所有適格法人に該当する事実の明細を税務署長に提出しなければならないこととなっています。この届出書は、そのために使用してください。

（注）特例適用農地等の全部を租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する担保に供している人のうち継続届出書の提出を免除されている人であっても、法附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定の適用を受けた場合には、この継続届出書を提出する必要がありますのでご注意ください。この場合、この継続届出書は、同条第 3 項又は第 5 項に規定する届出書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過することの日までに提出してください。

- 1 この届出書を提出する際は、別紙「特例適用農地等に係る特定農地所有適格法人の農業経営に関する明細書」も併せて提出してください。
- 2 記載事項 2 の「譲渡等」には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後に区分地上権の設定があった場合において、特例農地等の受贈者が当該農地等を耕作又は養畜の用に供しているときにおける、当該設定を除きます。）若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 「特定農地所有適格法人の区分」欄は、当該法人が、租税特別措置法施行令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 4 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 5 この届出書を提出する前 3 年間に特例適用農地等の異動があった場合には、別途、「特例農地等の異動の明細書」を提出してください。

改正後

改正前

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4 第8項適用分)
(措法第70条の6 第10項適用分)

貸付特例適用農地等に係る継続届出書 (措法第70条の4 第8項適用分)
(措法第70条の6 第10項適用分)

Form with fields for tax office name, date, applicant address, name, and phone number. Includes a stamp area for the tax office.

Form with fields for tax office name, date, applicant address, name, and phone number. Includes a stamp area for the tax office.

Table with columns for agricultural land, date of gift, and recipient name. Includes a sub-table for donor and recipient details.

Table with columns for agricultural land, date of gift, and recipient name. Includes a sub-table for donor and recipient details.

Table for agricultural land utilization status. Columns: No., Land No., Land Name, Area, Utilization Status.

Table for agricultural land utilization status. Columns: No., Land No., Land Name, Area, Utilization Status.

Table for agricultural land utilization status. Columns: No., Land No., Land Name, Area, Utilization Status.

Table for agricultural land utilization status. Columns: No., Land No., Land Name, Area, Utilization Status.

Text block containing calculation formulas for total area and percentage of agricultural land.

Text block containing calculation formulas for total area and percentage of agricultural land.

Form for contact information: Tax Agent Name and Phone Number.

Form for contact information: Tax Agent Name, Stamp, and Phone Number.

Table for communication date and confirmation details.

Table for communication date and confirmation details.

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。
イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。
ロ 「(作物名等)」には、具体的な作物名等を記載してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。
- 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。
- 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。
- 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- 借受代替農地等のうちに異動により農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている人が、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに、借換特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」及び「第14項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」及び「第12項」の文字を二重線で抹消してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄には、この届出書を作成した時点における貸付特例適用農地等の利用状況についてその現況を記載してください。
イ 「田・畑・採草放牧地・その他（ ）」には、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「その他（ ）」の（ ）内には、具体的な現況を記載してください。
ロ 「(作物名等)」には、具体的な作物名等を記載してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「面積」欄には、貸付特例適用農地等の面積を記載してください。
- 「1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄には、この届出書を作成した時点におけるそれぞれの貸付特例適用農地等の農業の用に供されている部分について該当する文字を○で囲んでください。
- 「貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計」欄には、貸付特例適用農地等として当初届け出た農地等の面積の合計を記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「地目及び利用状況（作物名等）」欄は、上記「2」に準じて記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「面積」欄には、借受代替農地等について農業の用に供されている面積を記載してください。
- 「2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等」の「農地等として利用されている部分」欄は、上記「4」に準じて記載してください。
- 「農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計」欄は、上記「7」により記載した面積（現に農業の用に供されていない部分は除かれます。）の合計を記載してください。
- 「3 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄は、借受代替農地等について農業の用に供されていない部分がある場合にのみ記載してください。その場合、「借受代替農地等の合計面積（上記②）」は、この届出書の「②」に記載した面積を、「貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）」は、この届出書の「①」に記載した面積を移記してください。なお、計算結果（割合）については、整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- 借受代替農地等のうちに異動により農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地に該当することとなった農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。

改 正 後

改 正 前

納税猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

納税猶予の適用を受けている農地等について取用交換等による
譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書

税務署
受付印

令和 ____年__月__日

____税務署長

〒
住所 _____

届出者
氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与(遺贈)を受けた年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名

1 取用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____㎡

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 令和__年__月__日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

公共事業施行者の証明書

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
※ 年 月 日		

(資12-56-A 4 統一) (令3.3)

税務署
受付印

令和 ____年__月__日

____税務署長

〒
住所 _____

届出者
氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与(遺贈)を受けた年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
贈与者 被相続人	住所	氏名

1 取用交換等により譲渡した農地等の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____㎡

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。

2 農地等の譲渡をした日 _____ 令和__年__月__日

3 農地等の譲渡先 _____ 所在地 _____
名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

公共事業施行者の証明書

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
※ 年 月 日		

(資12-56-A 4 統一) (令2.6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を取用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「取用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

取用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（取用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「取用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

取用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 取用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改 正 前

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を取用交換等により譲渡をした場合に納付すべき利子税について、同法第70条の8第1項又は第70条の8第3項の規定の適用を受けようとするときに使用してください。

この規定の適用を受けた場合の利子税の額は、次に掲げる「取用交換等による譲渡の時期」の区分に応じ、それぞれ次のとおりとなります。

取用交換等による譲渡の時期	利子税の額
平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	0（零）
上記以外の場合	通常納付すべき利子税の額の2分の1の金額

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（取用交換等により譲渡をした日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、この規定の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「取用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

取用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 下記3(1)の公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 取用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続（遺贈）後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者の取用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 取用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

改正後

改正前

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

税務署
受付印

税務署
受付印

令和____年____月____日

令和____年____月____日

____税務署長

____税務署長

〒

〒

届出者住所 _____

届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

記

1 受贈年月日 昭和
平成
令和 ____年____月____日

1 受贈年月日 昭和
平成
令和 ____年____月____日

2 納付した猶予税額 ----- 円

2 納付した猶予税額 ----- 円

3 2の税額とともに納付した利子税の額 ----- 円

3 2の税額とともに納付した利子税の額 ----- 円

4 納付年月日 令和 ____年____月____日

4 納付年月日 令和 ____年____月____日

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
※ 年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
※ 年 月 日				

(資12-17-A4統一) (令3.3)

(資12-17-A4統一) (令2.6)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

使用目的

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。

改 正 前

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

使用目的

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。

改正後

改正前

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

令和 ____年 ____月 ____日提出

〒 _____

_____ 税務署長 申請者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(電話番号 - -)

令和 ____年 ____月 ____日提出

〒 _____

_____ 税務署長 申請者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(電話番号 - -)

次の規定により、下記のとおり 贈与税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に
相続税 関する承認申請をします。

次の規定により、下記のとおり 贈与税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得価額等に
相続税 関する承認申請をします。

- | | | |
|--------|-------------|---|
| 規
定 | 贈
与
税 | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得) |
| | | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え) |
| | 相
続
税 | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得) |
| | | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え) |

- | | | |
|--------|-------------|---|
| 規
定 | 贈
与
税 | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得) |
| | | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え) |
| | 相
続
税 | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得) |
| | | <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え) |

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「」にレ印をしてください。

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受ける場合には、それぞれの「」にレ印をしてください。

記

記

譲 渡 等 を し た 特 例 農 地 等	所 在 地				計	
	地 目 等 、 面 積		m ²		m ²	
	贈与を受けた 相続(遺贈)があった年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	贈与の時の価額	円	円	円	円	
	農業投資価格	円	円	円	円	
	農業投資価格超過額	円	円	円	円	
	譲渡等の年月日、態様	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	譲渡等の対価の額	円	円	円	円	
	取得地等又は 採る草 見込 み地 の等	所 在 地				
	取得等予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
取得価額の見積額 (代替農地等の取得の場合)	円	円	円	円		
譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	円	円	円	円		

譲 渡 等 を し た 特 例 農 地 等	所 在 地				計	
	地 目 等 、 面 積		m ²		m ²	
	贈与を受けた 相続(遺贈)があった年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	贈与の時の価額	円	円	円	円	
	農業投資価格	円	円	円	円	
	農業投資価格超過額	円	円	円	円	
	譲渡等の年月日、態様	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
	譲渡等の対価の額	円	円	円	円	
	取得地等又は 採る草 見込 み地 の等	所 在 地				
	取得等予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
取得価額の見積額 (代替農地等の取得の場合)	円	円	円	円		
譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	円	円	円	円		

関 与 税 理 士 _____ 電話番号 _____

関 与 税 理 士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
年 月 日	

通信日付印の年月日 確認印	整理簿番号
年 月 日	

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用）」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

- 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

- 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。
- 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の取用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	（添付書類） 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

- 「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用）」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

- 「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

- 「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。
- 「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

- 次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の取用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から1年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	（添付書類） 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏、近畿圏整備法第2条第1項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第2条第1項に規定する中部圏内にある地方自治法第252条の19第1項の市の区域
3	上記2に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地若しくは同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域若しくは同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

改正後

改正前

代替農地等の取得価額等の明細書

代替農地等の取得価額等の明細書

税務署長 申請者住所 氏名 (電話番号)

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定	贈与税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)
		<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)
	相続税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得)
		<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え)

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「」にレ印を記入してください。

記			
譲渡等をした農地又は採草放牧地等	所在地		
	地目等、面積	㎡	㎡
	譲渡年月日、態様	令和年月日	令和年月日
	贈与農業投資価格超過額	円	円
	譲渡の対価の額	円	円
取得等をした農地又は採草放牧地等	所在地		
	地目等、面積	㎡	㎡
	取得年月日	年月日	年月日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	令和年月日 許可届出	令和年月日 許可届出
	取得の態様		
	取得価額 (代替農地等の取得の場合)	円	円
	譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	円	円
	買入先住所又は所在地		
	氏名又は名称		
譲渡等たが分	$② \times \frac{③ - (⑤ + ⑥)}{③}$	円	円
譲渡等たが分	$① \times \frac{⑤ + ⑥}{③} \left[\begin{array}{l} 1を越えるときは1とする。 \end{array} \right]$	㎡	㎡
譲渡等たが分	$② \times \frac{⑤ + ⑥}{③} \left[\begin{array}{l} 1を越えるときは1とする。 \end{array} \right]$	円	円

摘要

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。
2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士 電話番号

検査 整理簿番号

(資 12-20-A 4 統一) (令3.3)

※欄は記入しないでください。

税務署長 申請者住所 氏名 (電話番号)

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規定	贈与税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第29項 (代替農地等の取得)
		<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の6第32項 (代替農地等の付替え)
	相続税	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第29項 (代替農地等の取得)
		<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7第33項 (代替農地等の付替え)

(注) 贈与税又は相続税について、代替農地等の取得と付替えに関する承認を併せて受けた場合には、それぞれの「」にレ印を記入してください。

記			
譲渡等をした農地又は採草放牧地等	所在地		
	地目等、面積	㎡	㎡
	譲渡年月日、態様	令和年月日	令和年月日
	贈与農業投資価格超過額	円	円
	譲渡の対価の額	円	円
取得等をした農地又は採草放牧地等	所在地		
	地目等、面積	㎡	㎡
	取得年月日	年月日	年月日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	令和年月日 許可届出	令和年月日 許可届出
	取得の態様		
	取得価額 (代替農地等の取得の場合)	円	円
	譲渡等の時における価額 (代替農地等の付替えの場合)	円	円
	買入先住所又は所在地		
	氏名又は名称		
譲渡等たが分	$② \times \frac{③ - (⑤ + ⑥)}{③}$	円	円
譲渡等たが分	$① \times \frac{⑤ + ⑥}{③} \left[\begin{array}{l} 1を越えるときは1とする。 \end{array} \right]$	㎡	㎡
譲渡等たが分	$② \times \frac{⑤ + ⑥}{③} \left[\begin{array}{l} 1を越えるときは1とする。 \end{array} \right]$	円	円

摘要

(注) 1 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。
2 「買入先」欄は、代替農地等の取得に関する承認の場合に記載してください。

関与税理士 印 電話番号

検査 整理簿番号

(資 12-20-A 4 統一) (令2.6)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。
この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。
- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。
 - 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用」、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください）。
- 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。
 - 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。
 - 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。
- 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

①	代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合	(添付書類) その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
②	代替農地等のうちに都市営農農地等がある場合	(添付書類) その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
③	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	(添付書類) 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

改 正 前

記載方法等

この明細書は、特例農地等の譲渡等をした日から1年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得したとき又は農業の用に供したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の7第23項若しくは第24項又は第23条の8第18項若しくは第19項に規定する書類として使用してください。

- この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、代替農地等の取得等をする見込みにつき、承認申請をした規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。
この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の4第15項及び第16項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」の規定を、又は、相続税の納税猶予について同法第70条の6第19項及び第20項の承認を併せて受けた場合には「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。
- 「譲渡等をした特例農地等」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。
なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。
 - 「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（取用交換等による譲渡の場合には「取用」、「贈与」、「転用」、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください）。
- 「取得等をした農地又は採草放牧地等」の各欄には、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「取得年月日」欄は、承認申請に基づき取得をした又は農業の用に供した代替農地等の取得年月日を記載してください。
 - 「取得価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第29項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第29項（代替農地等の取得）」の規定に基づき代替農地等の取得をした場合に、その代替農地等の取得価額を記載してください。
 - 「譲渡等の時における価額」欄は、「租税特別措置法施行令第40条の6第32項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第40条の7第33項（代替農地等の付替え）」の規定に基づき代替農地等を農業の用に供した場合に、公共事業施行者から交付を受けた下記②の書類に基づき、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。
- 「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

①	代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合	(添付書類) その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
②	代替農地等のうちに都市営農農地等がある場合	(添付書類) その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写し
③	代替農地等の付替えに関する承認を受けた場合	(添付書類) 公共事業施行者から交付を受けた特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を明らかにする書類

改 正 後

改 正 前

代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）

代替農地等の取得に関する承認申請書（震災特例法用）

____年____月____日提出

税務署
受付印

____ 税務署長 申請者 住 所 _____

氏 名 _____
(電話番号 _____)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項
第 2 項 の規定
の適用を受けるため、次の規定により、下記のとおり 贈与税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得
相続税 に関する承認申請をします。

規	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 29 項
定	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 29 項

記

譲渡をした 特例農地等	所 在 地			計
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	贈与を受けた年月日 相続（遺贈）があった	年 月 日	年 月 日	
	贈与の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
譲渡の対価の額	円	円	円	

取農地を又する採見草込み牧の地	所 在 地			
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

概要

関 与 税 理 士	電 話 番 号
-----------	---------

※欄は記入しないでも可い。

通信日付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-140-1-A 4 統一) (令 3.3)

____年____月____日提出

税務署
受付印

____ 税務署長 申請者 住 所 _____

氏 名 _____
(電話番号 _____)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2 の 2 第 1 項
第 2 項 の規定
の適用を受けるため、次の規定により、下記のとおり 贈与税 の納税猶予の適用に係る代替農地等の取得
相続税 に関する承認申請をします。

規	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 29 項
定	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 29 項

記

譲渡をした 特例農地等	所 在 地			計
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	贈与を受けた年月日 相続（遺贈）があった	年 月 日	年 月 日	
	贈与の時の価額	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円
	譲渡の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
譲渡の対価の額	円	円	円	

取農地を又する採見草込み牧の地	所 在 地			
	地 目 等 、 面 積		m ²	m ²
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

概要

関 与 税 理 士	印	電 話 番 号
-----------	---	---------

※欄は記入しないでも可い。

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-140-1-A 4 統一) (令 元. 6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をした場合において、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

(注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
- (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
- (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第2項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第1項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。

2 「譲渡をした特例農地等」の各欄は、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください(特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。)

なお、譲渡をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「取得をする見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

4 この申請書には、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長の書類で、その特例農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
- ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長(その特例農地等を上記(注)2(3)又は(4)に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、市町村の長又は福島県知事)の書類で、その特例農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの(その譲渡に係るその特例農地等の明細及びその譲渡をした年月日を記載したものに限ります。)

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をした場合において、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から1か月以内です。

(注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
- (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
- (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第2項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第1項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。

2 「譲渡をした特例農地等」の各欄は、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください(特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。)

なお、譲渡をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「取得をする見込みの農地又は採草放牧地」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

4 この申請書には、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長の書類で、その特例農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
- ・ 譲渡をした特例農地等が所在する市町村の長(その特例農地等を上記(注)2(3)又は(4)に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、市町村の長又は福島県知事)の書類で、その特例農地等を特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの(その譲渡に係るその特例農地等の明細及びその譲渡をした年月日を記載したものに限ります。)

改 正 後

改 正 前

代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）

代替農地等の取得価額等の明細書（震災特例法用）


〒
 税務署長 住所又は居所
 氏名 氏名
 (電話番号 (電話番号 - -))

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規 定	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 29 項
	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 29 項

記

譲渡をした 特別 農地等	所在地				
	地目等、面積	①	m	m	m
	譲渡年月日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
避難指示の解除がされた日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
取得をした 農地 又は 採草 放牧地	所在地				
	地目等、面積	④	m	m	m
	取得年月日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出
	取得の態様		円	円	円
譲渡 あつた 分	② × ③ - ⑤		円	円	円
	③				
譲 な か つ た 分	① × ⑤ - ③	⑥	m	m	m
	② × ⑤ - ③	⑦	円	円	円

※欄は記入しないでください。

(注) 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

関	与	税	理	士	電話番号
---	---	---	---	---	------

検 査	整理簿番号
※	

(資 12-141-A 4 統一) (令 3.3)


〒
 税務署長 住所又は居所
 氏名 氏名
 (電話番号 (電話番号 - -))

次の規定による承認申請に係る代替農地等の取得価額等は、下記のとおりです。

規 定	贈与税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 6 第 29 項
	相続税	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 29 項

記

譲渡をした 特別 農地等	所在地				
	地目等、面積	①	m	m	m
	譲渡年月日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
避難指示の解除がされた日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
取得をした 農地 又は 採草 放牧地	所在地				
	地目等、面積	④	m	m	m
	取得年月日		令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出
	取得の態様		円	円	円
譲渡 あつた 分	② × ③ - ⑤		円	円	円
	③				
譲 な か つ た 分	① × ⑤ - ③	⑥	m	m	m
	② × ⑤ - ③	⑦	円	円	円

※欄は記入しないでください。

(注) 「農地法の規定による許可又は届出の受理年月日」欄は、代替農地等の取得に関する承認に基づき取得した農地又は採草放牧地について、農地法上の手続を行った場合に記載してください。

関	与	税	理	士	印	電話番号
---	---	---	---	---	---	------

検 査	整理簿番号
※	

(資 12-141-A 4 統一) (令 6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日(以下「避難指示解除日」といいます。)から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに代替農地等を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する書類として使用してください。

(注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
- (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
- (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。

2 「譲渡をした特例農地等」の各欄には、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

3 「取得をした農地又は採草放牧地」の各欄には、承認申請に基づき取得をした代替農地等に関する事項を記載してください。

4 「譲渡があった分」欄と「譲渡がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

5 この明細書には、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 代替農地等が所在する市町村の長の書類で、その農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
- ・ 代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する農業委員会の書類

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、特例対象区域^(注1)内に所在する特例農地等を特例対象事業^(注2)の用に供するために譲渡をし、その譲渡をした農地等が所在する市町村内の区域で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難指示の対象となった区域に係るその避難指示の全てが解除された日(以下「避難指示解除日」といいます。)から5年以内に代替農地等(特例対象区域内に所在する農地又は採草放牧地に限ります。)の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その避難指示解除日から5年を経過する日までに代替農地等を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する書類として使用してください。

(注)1 「特例対象区域」とは、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村の区域内で福島復興再生特別措置法第4条第4号に規定する避難解除区域又は現に同号に規定する避難指示(同号ロ又はハに掲げるものに限ります。)の対象となっている区域をいいます。

2 「特例対象事業」とは、次の事業をいいます。

- (1) 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業
- (2) 東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業
- (3) 福島復興再生特別措置法第34条第3項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業
- (4) 福島原子力災害復興交付金を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業

1 この明細書を提出する場合は、本文表中の「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択(「相続税」又は「贈与税」のいずれかに○を記入)してください。

2 「譲渡をした特例農地等」の各欄には、譲渡をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「(耕作権)」と併記してください。

3 「取得をした農地又は採草放牧地」の各欄には、承認申請に基づき取得をした代替農地等に関する事項を記載してください。

4 「譲渡があった分」欄と「譲渡がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

5 この明細書には、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 代替農地等が所在する市町村の長の書類で、その農地等が特例対象区域内に所在することを証するもの
- ・ 代替農地等のうちに農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨を証する農業委員会の書類

改 正 後

改 正 前

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書

代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書

(納税猶予事案用)

(納税猶予事案用)

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日提出

〒 _____

住所 _____

申請者 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

税務署長 _____

租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 贈与税
第40条の7 第38項 相続税の規定により 納税猶予の適用に係る
代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日提出

〒 _____

住所 _____

申請者 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

税務署長 _____

租税特別措置法施行令 第40条の6 第36項 贈与税
第40条の7 第38項 相続税の規定により 納税猶予の適用に係る
代替農地等の取得価額の見積額等 都市営農農地等該当見込み等 に関する承認申請をいたします。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地					計
	農地等の地目等、面積		m		m	m
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容					
譲渡等又は採草放牧地の見込みの明細	買取りの申出等の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲渡等の予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m		m	m
	取得予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	取得対価の見積額	円	円	円	円	円
都市営農農地等該当農地の明細	都市営農農地等該当予定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m		m	m

買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地					計
	農地等の地目等、面積		m		m	m
	贈与を受けた年月日 相続(遺贈)のあった	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	贈与の時の価額 相続(遺贈)	円	円	円	円	円
	農業投資価格	円	円	円	円	円
	農業投資価格超過額	円	円	円	円	円
	買取りの申出等の内容					
譲渡等又は採草放牧地の見込みの明細	買取りの申出等の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲渡等の予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲渡等の対価の見積額	円	円	円	円	円
	取得する農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m		m	m
	取得予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	取得対価の見積額	円	円	円	円	円
都市営農農地等該当農地の明細	都市営農農地等該当予定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
	都市営農農地等該当見込の農地又は採草放牧地の所在地					
	農地等の地目、面積		m		m	m

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認) _____ 整理簿番号 _____

※ 年 月 日 _____

通信日付印の年月日 確認印 _____ 整理簿番号 _____

※ 年 月 日 _____

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第38項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除、都市計画の決定、都市計画の変更（田圃住居地域内にある農地でなくなった場合を除きます。）、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予期限がまだ確定しない間に買取りの申出等があった日から1年以内にその買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地等の譲渡等をし、かつ、代替農地等を取得する見込みであること又は都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更等の告示等のあった日から1年以内にその告示等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その買取りの申出等があった日から1か月以内です。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の7第38項」と「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、本文中の「第40条の6第36項」と「贈与税」の文字をそれぞれ横線で抹消するとともに、承認を受けようとする内容に応じ、「代替農地等の取得価額の見積額等」又は「都市営農農地等該当見込み等」欄のうち、いずれか一方を横線で抹消してください。

2 「買取りの申出等に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、買取りの申出等があった特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「農地等の地目等、面積」欄の地目等については、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
- (2) 「買取りの申出等の内容」欄及び「買取りの申出等の年月日」欄には、買取りの申出等があった年月日及び買取りの申出等の態様に応じ、生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出、同法第10条の6第1項の規定による指定の解除、都市計画の決定、都市計画の変更（田圃住居地域内にある農地でなくなった場合を除きます。）、旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。

なお、買取りの申出等があった特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

3 「譲渡等及び取得見込みの農地又は採草放牧地の明細」欄と、「都市営農農地等該当の明細」欄には、この申請書を提出するときにおいて取得見込みである農地等又は都市営農農地等に該当する見込みである農地等に関する事項を記載してください。

改 正 後

改 正 前

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署
受付印

令和__年__月__日

____税務署長

〒 _____
住 所

氏 名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項
第23条の8第20項に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特別農地等の明細	農地等の所在地	/			
	農地等の地目	/			
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容	/			
	買取りの申出等の年月日	/	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の年月日	/	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の態様	/			
	譲渡の対価の額	②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円	円
	取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地	/		
	地 目 等	/			
	面 積	④	㎡	㎡	
	農地法の規定による許可 又は届出の受理年月日	/	令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出	
	取得の態様	/			
	取得年月日	/	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額	⑤	円	円	
	買入先 住所又は所在地 氏名又は名称	/			
買かた 取あ部分 のた 申と 出さ 等れ	① × $\frac{\text{②}-\text{⑤}}{\text{②}}$	⑥	円	円	
	③ × $\frac{\text{②}-\text{⑤}}{\text{②}}$	⑦	円	円	
	① × $\frac{\text{⑤}}{\text{②}}$ (1を繰るとき は1とする。)	⑧	円	円	
買かれ 取なる りか部 のた 申と 出さ 等れ	③ × $\frac{\text{⑤}}{\text{②}}$ (1を繰るとき は1とする。)	⑨	円	円	

※欄は記入しないでください。

税務署
受付印

令和__年__月__日

____税務署長

〒 _____
住 所

氏 名 _____
(電話番号 _____) 印

租税特別措置法施行規則 第23条の7第25項
第23条の8第20項に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特別農地等の明細	農地等の所在地	/			
	農地等の地目	/			
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容	/			
	買取りの申出等の年月日	/	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の年月日	/	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の態様	/			
	譲渡の対価の額	②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円	円
	取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地	/		
	地 目 等	/			
	面 積	④	㎡	㎡	
	農地法の規定による許可 又は届出の受理年月日	/	令和 年 月 日 許可届出	令和 年 月 日 許可届出	
	取得の態様	/			
	取得年月日	/	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額	⑤	円	円	
	買入先 住所又は所在地 氏名又は名称	/			
買かた 取あ部分 のた 申と 出さ 等れ	① × $\frac{\text{②}-\text{⑤}}{\text{②}}$	⑥	円	円	
	③ × $\frac{\text{②}-\text{⑤}}{\text{②}}$	⑦	円	円	
	① × $\frac{\text{⑤}}{\text{②}}$ (1を繰るとき は1とする。)	⑧	円	円	
買かれ 取なる りか部 のた 申と 出さ 等れ	③ × $\frac{\text{⑤}}{\text{②}}$ (1を繰るとき は1とする。)	⑨	円	円	

※欄は記入しないでください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※	検 算	整理簿番号
---	-----	-------

(資12-36-A4統一) (令3.3)

※	検 印	整理簿番号
---	-----	-------

(資12-36-A4統一) (令2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「第 23 条の7第25項 租税特別措置法施行規則 第 23 条の8第20項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の8第20項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の7第25項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、生産緑地法の規定に基づく指定の解除、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
(3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。
- 5 代替農地等として取得した農地が農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地である場合は、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。
- 6 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合は、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写しを添付してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等の日から1年以内に都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地を譲渡等し、かつ、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「第 23 条の7第25項 租税特別措置法施行規則 第 23 条の8第20項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の8第20項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第 23 条の7第25項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
(1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
(2) 「買取りの申出等の内容」欄は、買取りの申出等の内容に応じ、生産緑地法の規定に基づく買取りの申出、生産緑地法の規定に基づく指定の解除、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
(3) 「譲渡等の年月日」及び「譲渡等の態様」の各欄は、譲渡年月日及び譲渡等の態様に応じ、譲渡、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。
- 3 「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。
なお、「取得の態様」欄は、上記2の(3)に準じて記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。
- 5 代替農地等として取得した農地が農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地である場合は、その農地が農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書を添付してください。
- 6 代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合は、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨を証する市長又は特別区の区長の書類の写しを添付してください。

改正後

改正前

都市営農農地等該当に関する明細書

都市営農農地等該当に関する明細書

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

第23条の7第26項
租税特別措置法施行規則 第23条の8第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

第23条の7第26項
租税特別措置法施行規則 第23条の8第21項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

告示又は採草放牧地に係る細農	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積	①	㎡	㎡
	告示又は事由の内容			
	告示又は事由が生じた年月日		令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日
贈与価額 農業投資価格超過額	②		円	円
該当明 当詳細 に る	都市営農農地等に該当した日		令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡
買等と 取が れ る の 部 分 と	(① - ③) の面積	④	㎡	㎡
	$② \times \frac{① - ③}{①}$	⑤	円	円
買等と 取が れ な れ る の 部 分 と	③ の面積	⑥	㎡	㎡
	$② \times \frac{③}{①}$	⑦	円	円

告示又は採草放牧地に係る細農	農地等の所在地			
	農地等の地目			
	農地等の面積	①	㎡	㎡
	告示又は事由の内容			
	告示又は事由が生じた年月日		令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日
贈与価額 農業投資価格超過額	②		円	円
該当明 当詳細 に る	都市営農農地等に該当した日		令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡
買等と 取が れ る の 部 分 と	(① - ③) の面積	④	㎡	㎡
	$② \times \frac{① - ③}{①}$	⑤	円	円
買等と 取が れ な れ る の 部 分 と	③ の面積	⑥	㎡	㎡
	$② \times \frac{③}{①}$	⑦	円	円

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

(注) 特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※	検査	整理簿番号
---	----	-------

(資12-37-A4統一) (令3.3)

※	検印	整理簿番号
---	----	-------

(資12-37-A4統一) (令2.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第26項
第23条の8第21項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第26項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この明細書は、買取りの申出等に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当見込みにつき税務署長の承認を受けていた場合において、その買取りの申出等（都市計画法の規定による告示又は都市計画の失効）の日から1年以内に特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当することとなった場合に、その都市営農農地等該当に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。

- 1 本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第26項
第23条の8第21項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の8第21項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第23条の7第26項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、都市計画の決定又は変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった特例農地等に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「農地等の地目」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑と記載してください。
 - (2) 「告示又は事由の内容」欄は、都市計画の決定若しくは変更による特定市街化区域農地等該当又は旧生産緑地法の第二種生産緑地地区に関する都市計画の失効と記載してください。
- 3 「該当に関する明細」の各欄には、都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地に関する事項を記載してください。
- 4 「買取りの申出等があったとされる部分」欄と「買取りの申出等がなかったとされる部分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

改 正 後

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。
なお、この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から2か月以内です。

改 正 前

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。
なお、この届出書の提出期限は使用貸借の権利の設定の日から2か月以内です。

改 正 後

改 正 前

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

令和____年____月____日

____税務署長 印

届出者住所 _____

氏名 _____ (電話番号 _____)

推定相続人_____の死亡によりその者に使用させていた農地等
死亡推定相続人の相続人
につき他の推定相続人_____に対し使用貸借による権利
の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住 所	氏 名	死亡推定 相続人又は 届出者との 続柄
死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 令 和 年 月 日

1 使用貸借による権利の設定は、推定相続人_____の死亡に伴い、他の推定相続人等_____に対し、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、令和____年____月____日です。

2 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添 付 書 類

- _____が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）
- 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）
- 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

※欄は記入しないでください。

令和____年____月____日

____税務署長 印

届出者住所 _____

氏名 _____ (電話番号 _____)

推定相続人_____の死亡によりその者に使用させていた農地等
死亡推定相続人の相続人
につき他の推定相続人_____に対し使用貸借による権利
の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人 他の推定相続人	住 所	氏 名	死亡推定 相続人又は 届出者との 続柄
死亡した推定相続人	住 所	氏 名	死 亡 年 月 日 令 和 年 月 日

1 使用貸借による権利の設定は、推定相続人_____の死亡に伴い、他の推定相続人等_____に対し、租税特別措置法第70条の4第1項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、令和____年____月____日です。

2 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添 付 書 類

- _____が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍の謄本又は抄本）
- 他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）
- 使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3条の許可書の写し）
- 届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

※欄は記入しないでください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	審査	整理簿番号
※ 年 月 日				

(資12-23-A4統一) (令3.3)

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	審査	整理簿番号
※ 年 月 日				

(資12-23-A4統一) (令2.6)

改 正 後

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。

改 正 前

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後に、その推定相続人が死亡したため死亡推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用貸借させていた人でその農地等を相続により取得した後も、その相続税について納税猶予を受けている場合にその推定相続人が死亡したため死亡した推定相続人の相続人又は他の推定相続人にその農地等を使用貸借させた場合について納税猶予の継続適用を受けようとする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

使用貸借による権利の設定を死亡推定相続人の相続人に対して行っている場合には、届出書の「死亡推定相続人の相続人」の「他の推定相続人」の文字を、他の推定相続人に対して行っている場合には「死亡推定相続人の相続人」の文字を横線で抹消してください。

改正後

改正前

推定相続人の死亡に伴う受贈者の
農業経営開始の届出書

推定相続人の死亡に伴う受贈者の
農業経営開始の届出書

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

推定相続人 _____ の死亡によりその者に使用させていた農地等
につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

死亡した推定相続人	住所	氏名	死亡年月日	令和____年____月____日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日			令和____年____月____日	
添付書類				
○ 届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）				

※欄は記入しないでください。

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

推定相続人 _____ の死亡によりその者に使用させていた農地等
につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

死亡した推定相続人	住所	氏名	死亡年月日	令和____年____月____日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日			令和____年____月____日	
添付書類				
○ 届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）				

※欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		印 電話番号	
-------	--	--------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	審査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-24-A4統一) (令3.3)

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	審査	整理簿番号
	年 月 日				

(資12-24-A4統一) (令2.6)

改 正 後

(裏)

使 用 目 的 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

改 正 前

(裏)

使 用 目 的 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、農業者年金基金法の特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため贈与を受けた農地等を推定相続人に使用貸借させた後、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について、納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

また、贈与税の納税猶予を受けた後、農地等を推定相続人に使用させていた人でその農地等を相続により取得した後もその相続税について納税猶予を受けている場合に、その推定相続人が死亡したため納税猶予の適用を受けている人が農業経営を開始した場合について納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、推定相続人の死亡の日から2か月以内です。

改 正 後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日
____税務署長
〒
届出者住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

※権は記入しないでください。

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地	名称
2	合併法人	所在地	名称

1 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、令和____年____月____日です。

2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、令和____年____月____日です。

3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する(理事業務執行権を有する社員)に就任し、かつ、常時従事者である(組合員社員)(1年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。)となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類(使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類)
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士 _____ 電話番号 _____

(資12-61-A4統一) (令3.3)

改 正 前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日
____税務署長
〒
届出者住所 _____
氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

※権は記入しないでください。

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第4項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農地所有適格法人	所在地	名称
2	合併法人	所在地	名称

1 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併した日は、令和____年____月____日です。

2 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、令和____年____月____日です。

3 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

4 使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、届出者は当該農地所有適格法人の代表権を有する(理事業務執行権を有する社員)に就任し、かつ、常時従事者である(組合員社員)(1年間のうち、当該農地所有適格法人の農業に従事する日数が____日であり、かつ、農業に農作業に____日従事します。)となっています。

添付書類

- 合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第3項に規定する特定農地所有適格法人に該当する旨の農業委員会の証明書
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類(使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類)
- 合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

(資12-61-A4統一) (令2.6)

改 正 後

(裏)
使 用 目 的 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から 2 か月以内です。

改 正 前

(裏)
使 用 目 的 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割により消滅又は分割した場合において、合併法人又は分割承継法人がその使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するときに、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、引き続き納税猶予の継続適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併又は分割した日から 2 か月以内です。

改 正 後

やむを得ない事由により常時従事者である構成員
に該当しないこととなった旨の届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号) 附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、令和____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の特定農地所有適格法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)

附則第28条(第5項、第6項)の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名称 _____

(注) この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

(事情の詳細)

関与税理士

電話番号

(資12-63-A4統一) (令3.3)

改 正 前

やむを得ない事由により常時従事者である構成員
に該当しないこととなった旨の届出書

(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号) 附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、令和____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の特定農地所有適格法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)

附則第28条(第5項、第6項)の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名称 _____

(注) この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

(事情の詳細)

関与税理士

印

電話番号

(資12-63-A4統一) (令2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則28条第5項又は同条第6項の規定により税務署長に提出するときに使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「（事情の詳細）」欄にその事情の詳細を記載してください。

- 1 本文中の「附則第28条〔第5項
第6項〕」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第6項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第5項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、使用貸借による権利の設定を受ける法人が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合に、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨及び引き続き当該特定農地所有適格法人の代表者となっている旨を租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則28条第5項又は同条第6項の規定により税務署長に提出するときに使用します。

なお、この届出書を提出期限までに提出できなかった場合には、「（事情の詳細）」欄にその事情の詳細を記載してください。

- 1 本文中の「附則第28条〔第5項
第6項〕」の箇所は、この届出書を提出期限までに提出する場合には「第6項」の文字を、提出期限後に提出する場合には「第5項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この届出書を提出期限までに提出できなかった場合の事情の詳細は、できるだけ具体的に記載してください。

改 正 後

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行って
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行って
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日 提出

____税務署長

申請者

千
住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則(以下「法附則」といいます。)第36条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)第1項の規定による改正後の租税特別措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第36条第6項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第7項の規定により承認申請します。

税務署
受付印

令和____年____月____日 提出

____税務署長

申請者

千
住 所 _____

氏 名 _____ 印

(電話番号 - -)

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則(以下「法附則」といいます。)第36条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)第1項の規定による改正後の租税特別措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第36条第6項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第7項の規定により承認申請します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

法附則第36条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

① 一時的道路 用地等の用に 供するために 地上権等の設 定に基づき貸 し付けた農地 等に関する事 項	貸付先(事業施行者) の名称	名称	所在地	
	貸付 期 間	貸付けを行った日	令和 年 月 日	
		貸付期限	令和 年 月 日	
	地上権等の登記 の有無	有 ・ 無		
貸貸料の金額	円 ・ 無 償			

① 一時的道路 用地等の用に 供するために 地上権等の設 定に基づき貸 し付けた農地 等に関する事 項	貸付先(事業施行者) の名称	名称	所在地	
	貸付 期 間	貸付けを行った日	令和 年 月 日	
		貸付期限	令和 年 月 日	
	地上権等の登記 の有無	有 ・ 無		
貸貸料の金額	円 ・ 無 償			

② 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名
	使用目的

② 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名
	使用目的

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和____年____月____日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和____年____月____日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※ 整理簿番号

※ 整理簿番号

改 正 後

記 載 方 法 等

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 2 2 (1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。
- 3 2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
- 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。
- 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのもの写し若しくは取用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのもの写し

改 正 前

記 載 方 法 等

この承認申請書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 2 2 (1)の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。
- 3 2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
- 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。
- 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのもの写し若しくは取用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのもの写し

改 正 後

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署 受付印

令和 年 月 日 提出
税務署長
氏名
住所
氏名
(電話番号)

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第7項の規定により届け出ます。

Table with 5 main sections: 1. 贈与により農地等を取得した年月日, 2. 贈与者, 3. 一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項, 4. 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項, 5. 貸付期間.

※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

Table with 5 columns: 番号, 農地等の所在地番, 地目, 貸付け直前の利用状況, 面積, 地上権等の登記の有無. Includes a total row at the bottom.

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)

関与税理士 電話番号

整理簿番号

(資 12-88-1-A 4 統一) (令 3.3)

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書 (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署 受付印

令和 年 月 日 提出
税務署長
氏名
住所
氏名
(電話番号)

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第7項の規定により届け出ます。

Table with 5 main sections: 1. 贈与により農地等を取得した年月日, 2. 贈与者, 3. 一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項, 4. 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項, 5. 貸付期間.

※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

Table with 5 columns: 番号, 農地等の所在地番, 地目, 貸付け直前の利用状況, 面積, 地上権等の登記の有無. Includes a total row at the bottom.

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)

関与税理士 印 電話番号

整理簿番号

(資 12-88-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 6 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から 1 月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 6 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から 1 月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている特例農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

やむを得ない事情の詳細

関与税理士

電話番号

(資 12-89-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 7 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-89-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届ける場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第7項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届ける場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 後

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署 受付印

令和 年 月 日 提出

税務署長 _____ 千 _____
住所 _____
届出者 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則(以下「法附則」といいます。)第36条第6項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、令和 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する省令(平成7年政令第158号)附則第28条第12項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日 _____ 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 氏名 _____ 住所又は居所 _____

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 _____ 名称 _____ 所在地 _____
貸付けを行った日 _____ 平成・令和 年 月 日

(2) 貸付期間 _____ 貸付期限 _____ 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 _____ 事業名 _____
使用目的 _____

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた農地等

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日(予定日)	特定農地所有適格法人の農業の用に供されている(供する)面積	現在(今後)の利用状況
1			() ㎡	有・無	年 月 日	㎡		
2			() ㎡	有・無				
3			() ㎡	有・無				
4			() ㎡	有・無				
5			() ㎡	有・無				
6			() ㎡	有・無				
7			() ㎡	有・無				
8			() ㎡	有・無				
9			() ㎡	有・無				
10			() ㎡	有・無				
合計			() ㎡			㎡		

(3) (2)の土地について

① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第36条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成7年大蔵省令第33号)附則第14条第13項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおり

関与税理士 _____ 電話番号 _____

税務署 受付印

令和 年 月 日 提出

税務署長 _____ 千 _____
住所 _____
届出者 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則(以下「法附則」といいます。)第36条第6項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、令和 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する省令(平成7年政令第158号)附則第28条第12項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日 _____ 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 氏名 _____ 住所又は居所 _____

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 _____ 名称 _____ 所在地 _____
貸付けを行った日 _____ 平成・令和 年 月 日

(2) 貸付期間 _____ 貸付期限 _____ 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 _____ 事業名 _____
使用目的 _____

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸し付けていた農地等

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日(予定日)	特定農地所有適格法人の農業の用に供されている(供する)面積	現在(今後)の利用状況
1			() ㎡	有・無	年 月 日	㎡		
2			() ㎡	有・無				
3			() ㎡	有・無				
4			() ㎡	有・無				
5			() ㎡	有・無				
6			() ㎡	有・無				
7			() ㎡	有・無				
8			() ㎡	有・無				
9			() ㎡	有・無				
10			() ㎡	有・無				
合計			() ㎡			㎡		

(3) (2)の土地について

① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第36条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成7年大蔵省令第33号)附則第14条第13項第2号及び第3号に掲げる書類については別添のとおり

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、令和____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 4 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記3(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第6項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、令和____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 4 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記3(3)に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改 正 後

改 正 前

特定農地所有資格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

特定農地所有資格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書
(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項適用分)

税務署 受付印

令和 年 月 日 提出

税務署長 干 住所 届出者 氏名 (電話番号)

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第14項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 氏名 住所又は居所

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 名称 所在地

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日 延長前の貸付期限 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有資格法人の農業の用に供する予定年月日 延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、令和 年 月 日までに特定農地所有資格法人の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			()㎡	有・無	()㎡
2			()㎡	有・無	()㎡
3			()	有・無	()
4			()	有・無	()
5			()	有・無	()
6			()	有・無	()
7			()	有・無	()
8			()	有・無	()
9			()	有・無	()
10			()	有・無	()
合計			()㎡		()㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成7年大蔵省令第33号)附則第14条第14項に規定する契約書の写し…(別添のとおり)

関与税理士 電話番号

整理簿番号

※欄には記入しないでください。

(資12-91-1-A4統一)(令3.3)

税務署 受付印

令和 年 月 日 提出

税務署長 干 住所 届出者 氏名 (電話番号)

租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第6項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第158号)附則第28条第14項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日 昭和・平成 年 月 日

2 贈与者 氏名 住所又は居所

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 名称 所在地

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日 延長前の貸付期限 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農地所有資格法人の農業の用に供する予定年月日 延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、令和 年 月 日までに特定農地所有資格法人の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			()㎡	有・無	()㎡
2			()㎡	有・無	()㎡
3			()	有・無	()
4			()	有・無	()
5			()	有・無	()
6			()	有・無	()
7			()	有・無	()
8			()	有・無	()
9			()	有・無	()
10			()	有・無	()
合計			()㎡		()㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成7年大蔵省令第33号)附則第14条第14項に規定する契約書の写し…(別添のとおり)

関与税理士 印 電話番号

整理簿番号

※欄には記入しないでください。

(資12-91-1-A4統一)(令2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 6 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から 2 か月を経過する日までに限られます。

- 2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

- (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

- (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 55 号）附則第 36 条第 6 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

（注）特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から 2 か月を経過する日までに限られます。

- 2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、一筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

- (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

- (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改 正 後

改 正 前

特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書

令和__年__月__日 提出

税務署長 _____

〒 _____

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

□ 1. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出ます。

□ 2. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人（上記 1 の届出をする場合には、上記 1 と同一の特定農地所有適格法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第 5 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称	所在地	区分	<input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人
贈与者	氏名	住所又は居所		
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		(昭和・平成) __年__月__日		
届出者の特定農地所有適格法人における地位等		(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (地 位) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 取締役等 <input type="checkbox"/> 取締役等 <input type="checkbox"/> 取締役		
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況		農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日		

① 使用貸借による権利の設定の日は、令和__年__月__日です。

② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第 4 項又は第 7 項若しくは第 8 項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。

④ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（令和__年__月__日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日（令和__年__月__日）以後の日となっています。

(注) ④は、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

(添付書類)

- 使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が、令附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する農業委員会の書類
- 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類
- 次に掲げる農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類
 - イ 認定農地所有適格法人である場合 当該認定農地所有適格法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日
 - ロ 認定特定農業法人である場合 当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 3 号に規定する特定農地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日
- 法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第 7 項第 3 号に規定する特定農地所有適格法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士	電話番号
-------	------

(資 12-92-A4 統一) (令 3.3)

特定農地所有適格法人に対する特例農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書

令和__年__月__日 提出

税務署長 _____

〒 _____

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

□ 1. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定により届け出ます。

□ 2. 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人（上記 1 の届出をする場合には、上記 1 と同一の特定農地所有適格法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第 5 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称	所在地	区分	<input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人
贈与者	氏名	住所又は居所		
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		(昭和・平成) __年__月__日		
届出者の特定農地所有適格法人における地位等		(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (地 位) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 取締役等 <input type="checkbox"/> 取締役等 <input type="checkbox"/> 取締役		
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況		農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日		

① 使用貸借による権利の設定の日は、令和__年__月__日です。

② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③ 使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第 4 項又は第 7 項若しくは第 8 項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。

④ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（令和__年__月__日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間の満了の日（令和__年__月__日）以後の日となっています。

(注) ④は、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

(添付書類)

- 使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が、令附則第 33 条第 3 項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する農業委員会の書類
- 使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類
- 次に掲げる農地所有適格法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類
 - イ 認定農地所有適格法人である場合 当該認定農地所有適格法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 2 号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日
 - ロ 認定特定農業法人である場合 当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第 5 項第 3 号に規定する特定農地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日
- 法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第 7 項第 3 号に規定する特定農地所有適格法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-92-A4 統一) (令 2.6)

改 正 後

(裏 面)

- 1 令附則第 33 条第 4 項に規定する要件
法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているもの全て（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。
- 2 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第 55 条第 5 項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。
 - (1) 令附則第 33 条第 7 項に規定する要件
法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 借受代替農地等の全てにつき農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第 55 条第 3 項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ハ 借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第 55 条第 6 項第 3 号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から 1 月を経過する日までに上記イの特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農地所有適格法人の同意を得ていること。
 - ニ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第 55 条第 6 項第 1 号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。
 - (2) 令附則第 33 条第 8 項に規定する要件
贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）の全てについて、法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第 55 条第 5 項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

改 正 前

(裏 面)

- 1 令附則第 33 条第 4 項に規定する要件
法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、特定農地所有適格法人に対する使用貸借による権利の設定の時の直前において、当該受贈者が有する農地等で贈与税の納税猶予の特例の適用を受けているもの全て（貸付特例適用農地等を除きます。）について使用貸借による権利の設定を行わなければなりません。
- 2 租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等について、法附則第 55 条第 5 項の規定に基づく届出をする場合には、以下の要件を満たす必要があります。
 - (1) 令附則第 33 条第 7 項に規定する要件
法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとする受贈者は、次に掲げるところにより、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 借受代替農地等の全てにつき農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより一の特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 受贈者が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）を有している場合には、法附則第 55 条第 3 項に規定するところにより使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をすること。
 - ハ 借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等につき法附則第 55 条第 6 項第 3 号に規定する賃借権等の存続期間が満了することとなる場合において、当該満了の日から 1 月を経過する日までに上記イの特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等について使用貸借による権利の設定を行うことについて、あらかじめ当該特定農地所有適格法人の同意を得ていること。
 - ニ 借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日が、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る法附則第 55 条第 6 項第 1 号に規定する賃借権等の存続期間の満了の日以後の日であること。
 - (2) 令附則第 33 条第 8 項に規定する要件
贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除く。）を有している受贈者で、法附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受けようとするものは、次に掲げるところにより、当該農地等について使用貸借による権利の設定をしなければなりません。
 - イ 受贈者が贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける農地等（貸付特例適用農地等を除きます。）の全てについて、法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けて、使用貸借による権利の設定をすること。
 - ロ 上記イの使用貸借による権利の設定及び法附則第 55 条第 5 項に規定する借受代替農地等に係る使用貸借による権利の設定が、同一の日に行われること。

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年 3 月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1 の□にレ印を記入してください。また、同条第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2 の□にレ印を記入してください。
- 2 「権利の設定を受けた特定農地所有適格法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 3 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。
- 5 この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人（平成 17 年 3 月 31 日以前の贈与に限られます。）が、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす農地所有適格法人（以下「特定農地所有適格法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をした場合、又は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合に、引き続き、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けている農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした場合には、1 の□にレ印を記入してください。また、同条第 8 項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てにつき、特定農地所有適格法人に対し、使用貸借による権利の設定をした場合には、2 の□にレ印を記入してください。
- 2 「権利の設定を受けた特定農地所有適格法人」欄の「区分」欄は、当該法人が、令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 3 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 4 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 5 項の規定の適用を受ける場合には、借受代替農地等の全てに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日及び当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日を「④」欄に記入してください。
- 5 この届出書には、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 後

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則 第 55 条第 3 項又は第 5 項適用分)

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記 1 に記したやむを得ない事由により、令和 ____年 ____月 ____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記 2 の所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 4 項第 1 号に規定する特定農地所有適格法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項第 1 号の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

関与税理士	電話番号
-------	------

(資 12-94-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則 第 55 条第 3 項又は第 5 項適用分)

税務署
受付印

令和 ____年 ____月 ____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

私は、下記 1 に記したやむを得ない事由により、令和 ____年 ____月 ____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記 2 の所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 4 項第 1 号に規定する特定農地所有適格法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項第 1 号の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名 称 _____

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-94-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 3 号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から 1 か月を経過する日までです。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 3 号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から 1 か月を経過する日までです。

改 正 後

改 正 前

税務署
受付印

被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

令和__年__月__日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

1. 認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 5 項第 2 号の規定により届け出ます。
2. 認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の 3 において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第 5 項第 3 号の規定により届け出ます。
3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第 5 項第 4 号の規定により届け出ます。

特定農地所有適格法人の名称	所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日	新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
令和__年__月__日	認定年月日 令和__年__月__日	
	有効期間満了日 令和__年__月__日	

※ 上記 3 に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農地所有適格法人の名称	所在地	
届出書の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (種類) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 取締役を有する社員 <input type="checkbox"/> 取締役	
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日	

(添付書類)

○上記 1 に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第 7 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記 2 に該当する場合

規附則第 14 条第 9 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記 3 に該当する場合

- ① 規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
- ② 特定農地所有適格法人に係る規附則第 14 条第 2 項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士

電話番号

(資 12-95-A 4 統一) (令 3.3)

税務署
受付印

被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書

令和__年__月__日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

1. 認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 5 項第 2 号の規定により届け出ます。
2. 認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の 3 において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第 5 項第 3 号の規定により届け出ます。
3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第 5 項第 4 号の規定により届け出ます。

特定農地所有適格法人の名称	所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日	新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
令和__年__月__日	認定年月日 令和__年__月__日	
	有効期間満了日 令和__年__月__日	

※ 上記 3 に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農地所有適格法人の名称	所在地	
届出書の特定農地所有適格法人における地位等	(代表権の有無) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (種類) <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 取締役を有する社員 <input type="checkbox"/> 取締役	
届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 _____日 農作業に従事する日数 _____日	

(添付書類)

○上記 1 に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務省令第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第 7 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記 2 に該当する場合

規附則第 14 条第 9 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記 3 に該当する場合

- ① 規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類
- ② 特定農地所有適格法人に係る規附則第 14 条第 2 項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士

印

電話番号

(資 12-95-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から 2 か月を経過する日までです。

- 1 「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。
- 2 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、認定農地所有適格法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農地所有適格法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合、又は認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた同条第 7 項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の 2 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第 7 項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。以下同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに同条第 1 項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第 4 項に規定する特定農業法人として定められた場合、又は認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間が満了した日から 2 か月を経過する日までです。

- 1 「特定農地所有適格法人の名称」及び「所在地」欄には、新たに認定を受ける前の特定農地所有適格法人に係る名称及び所在地を記入してください。
- 2 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から 2 か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定を受け、同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者となった場合には、新たに認定を受けた認定農業者である特定農地所有適格法人に係る名称、所在地及び届出者の特定農地所有適格法人における地位等並びに届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数等の状況についても必ず記入してください。

改 正 後

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

令和__年__月__日

税務署
受付印

_____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○ やむを得ない事情の詳細

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資 12-96-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

令和__年__月__日

税務署
受付印

_____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○ やむを得ない事情の詳細

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資 12-96-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 後

改 正 前

特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等につ
ての使用貸借による権利の設定に関する届出書

特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等につ
ての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署
受付印
令和 ____年 ____月 ____日
 _____ 税務署長
 〒 _____
 届出者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 - - -)

税務署
受付印
令和 ____年 ____月 ____日
 _____ 税務署長
 〒 _____
 届出者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 - - -)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

※ 該当するものにレ印を記入してください。

- 1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。
- 2. 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。

- 1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。
- 2. 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称	所在地
贈与者	氏名	住所又は居所
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	(昭和・平成) ____年 ____月 ____日	
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）	令和 ____年 ____月 ____日	
法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農地所有適格法人の名称及び所在地		

権利の設定を受けた特定農地所有適格法人	名称	所在地
贈与者	氏名	住所又は居所
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	(昭和・平成) ____年 ____月 ____日	
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）	令和 ____年 ____月 ____日	
法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農地所有適格法人の名称及び所在地		

名称	所在地
----	-----

① 貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成・令和 ____年 ____月 ____日です。

② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」としております。

③ 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」としております（上記 1 に該当する場合のみ提出が必要です。）。

(添付書類)
 特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの
 (注) 上記 2 に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

名称	所在地
----	-----

① 貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成・令和 ____年 ____月 ____日です。

② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」としております。

③ 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」としております（上記 1 に該当する場合のみ提出が必要です。）。

(添付書類)
 特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの
 (注) 上記 2 に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から 2 か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 2 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 3 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするもの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から 2 か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 2 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 3 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするもの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

改 正 後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人
が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による
権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する
法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項の規定により届け
出ます。

1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称	所在地		
2	合併法人又は分割承継法人	名称	所在地	区分	<input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人

届出者の特定農地所有適格法人における地位等 (代表権の有無) 有 無
(地 位) 理事 取締役
 業務執行を有する社員 取締役

届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数の状況
農業に従事する日数 _____日
農作業に従事する日数 _____日

- 法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した日は、令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成・令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」とおとりです。

(添付書類)

- 合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資12-100-A4統一) (令3.3)

改 正 前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は
分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____印

(電話番号 - -)

平成____年____月____日に使用貸借による権利の設定を受けた「1」の特定農地所有適格法人
が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「2」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による
権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当するので所得税法等の一部を改正する
法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第9項の規定により届け
出ます。

1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称	所在地		
2	合併法人又は分割承継法人	名称	所在地	区分	<input type="checkbox"/> 認定農地所有適格法人 <input type="checkbox"/> 認定特定農業法人

届出者の特定農地所有適格法人における地位等 (代表権の有無) 有 無
(地 位) 理事 取締役
 業務執行を有する社員 取締役

届出者が特定農地所有適格法人の行う農業に従事する日数の状況
農業に従事する日数 _____日
農作業に従事する日数 _____日

- 法附則第55条第3項又は第5項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した日は、令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成・令和____年____月____日です。
- 合併又は分割により消滅又は分割した特定農地所有適格法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」とおとりです。

(添付書類)

- 合併により消滅し、又は分割をした特定農地所有適格法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第3項各号に掲げる要件の全てに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類
- 合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士		印	電話番号	
-------	--	---	------	--

(資12-100-A4統一) (令2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則令附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の口にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の口にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの口にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。

改 正 後

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

Form with fields for Tax Office Stamp, Date, Tax Office Chief, Applicant, Address, Name, and Phone Number.

Form with fields for Tax Office Stamp, Date, Tax Office Chief, Applicant, Address, Name, and Phone Number.

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第55条第10項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第20項の規定により承認申請します。

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則(以下「法附則」といいます。)第55条第3項の規定により届け出た農地等について、租税特別措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供するため、当該農地等に係る使用貸借による権利を消滅させ、当該用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った下記農地等については法附則第55条第10項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第20項の規定により承認申請します。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等に関する事項

法附則第55条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

法附則第55条第3項の規定により届け出た農地等のうち一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等の貸付けに関する事項

Table with columns for (1) Temporary road land use, Lender name, Name, Location, Date, Term, Registration, and Amount.

Table with columns for (1) Temporary road land use, Lender name, Name, Location, Date, Term, Registration, and Amount.

Table with columns for (2) Business name and Purpose of use.

Table with columns for (2) Business name and Purpose of use.

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和__年__月__日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等については、令和__年__月__日までに当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定です。

Form for Contact Tax Accountant (Name, Phone Number).

Form for Contact Tax Accountant (Name, Seal, Phone Number).

整理簿番号 (Serial Number)

(資12-102-1-A4統一)(令3.3)

整理簿番号 (Serial Number)

(資12-102-1-A4統一)(令2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 2 2 (1) の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。
- 3 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
- 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。
- 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 前

記 載 方 法 等

この承認申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、同項の規定に基づき特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をしている農地等（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 2 (1) の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 2 2 (1) の「賃貸料の金額」欄は、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、「無償」を○で囲んでください。
- 3 2 (2) の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に係る事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 4 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を当該貸付けの直前に使用貸借による権利の設定を行っていた特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
- 5 この承認申請書には付表も併せて提出してください。
- 6 この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - (2) 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 後

改 正 前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

税務署
受付印

税務署長

令和 年 月 日 提出

〒 _____
住 所 _____
届出者 _____
氏 名 _____
(電話番号 - - -)

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第10項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいため、同条第11項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
2 贈与者	氏名 _____ 住所又は居所 _____
3 一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項	
(1) 承認申請書の提出年月日	平成・令和 年 月 日
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日	平成・令和 年 月 日
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。	
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項	
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	名 称 _____ 所在地 _____
(2) 貸付期間	貸付けを行った日 _____ 平成・令和 年 月 日 貸 付 期 限 _____ 令和 年 月 日
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名 _____ 使用目的 _____
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。	

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細					
番号	農地等の所在地番	地 目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				()㎡	有・無
2				()㎡	有・無
3				()	有・無
4				()	有・無
5				()	有・無
6				()	有・無
7				()	有・無
8				()	有・無
9				()	有・無
10				()	有・無
			合 計	()㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)

関与税理士	電話番号
-------	------

※	整理簿番号
---	-------

(資12-103-1-A4統一)(令3.3)

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている
農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

税務署
受付印

税務署長

令和 年 月 日 提出

〒 _____
住 所 _____
届出者 _____
氏 名 _____
(電話番号 - - -)

※欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第10項の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいため、同条第11項の規定により届け出ます。

1 贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成 年 月 日
2 贈与者	氏名 _____ 住所又は居所 _____
3 一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項	
(1) 承認申請書の提出年月日	平成・令和 年 月 日
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日	平成・令和 年 月 日
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から1月を経過した日を記載してください。	
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項	
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	名 称 _____ 所在地 _____
(2) 貸付期間	貸付けを行った日 _____ 平成・令和 年 月 日 貸 付 期 限 _____ 平成・令和 年 月 日
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事 業 名 _____ 使用目的 _____
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。	

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細					
番号	農地等の所在地番	地 目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				()㎡	有・無
2				()	有・無
3				()	有・無
4				()	有・無
5				()	有・無
6				()	有・無
7				()	有・無
8				()	有・無
9				()	有・無
10				()	有・無
			合 計	()㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…(別添のとおり)

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	整理簿番号
---	-------

(資12-103-1-A4統一)(令2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過することの日に、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から 1 月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過することの日に、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）を行う場合に使用してください。

- 1 3(2)の「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、税務署長が承認した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から 1 月を経過した日を記載してください。
- 2 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている法附則第 55 条第 3 項の規定の適用を受けている特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 3 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類を添付してください。
- 4 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条
第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出
できなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

令和 ____年 ____月 ____日

_____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律
（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出す
ることができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借によ
る権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸
付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

電話番号

(資 12-104-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条
第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出
できなかった旨の届出書

税 務 署
受 付 印

令和 ____年 ____月 ____日

_____ 税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律
（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出す
ることができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借によ
る権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸
付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

印

電話番号

(資 12-104-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。

改 正 後

改 正 前

特定農地所有資格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

特定農地所有資格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

Form for '改正後' (After Correction). Includes fields for tax authority name, date, and a table for land details with columns for serial number, location, area, and status.

Form for '改正前' (Before Correction). Includes fields for tax authority name, date, and a table for land details with columns for serial number, location, area, and status.

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から 2 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、令和____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 4 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記 3 (3) に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことによりその地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を特定農地所有適格法人の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から 2 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書の本文中、地上権等の消滅理由が貸付期限の到来による場合は、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合は、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、令和____年____月____日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 3 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。
 - (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地など、具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次により記載してください。
 - イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。
- 4 「特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、特定農地所有適格法人の農業の用に供されている（供する予定の）面積を記載してください。
- 5 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記 3 (3) に準じて現在（今後）の利用状況について記載してください。

改正後

改正前

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項適用分)

Form for '改正後' with fields for tax official, recipient, dates, and a table for land parcels. Includes a vertical note on the right side.

Form for '改正前' with fields for tax official, recipient, dates, and a table for land parcels. Includes a vertical note on the right side.

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

(注) 特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から 2 か月を経過する日までに限られます。

2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けられていた特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から 1 か月以内です（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

1 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日を記載してください。

(注) 特定農地所有適格法人の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限から 2 か月を経過する日までに限られます。

2 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている特定農地等について、1 筆ごとに、次により記載してください。

- (1) 「農地等の所在地番」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
- (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
- (3) 「面積」欄は、次により記載してください。

イ 1 筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1 筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の特例の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」を、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」を○で囲んでください。

(5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。

改正後

改正前

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署
受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

税務署
受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

贈与者	住所	氏名
-----	----	----

贈与者	住所	氏名
-----	----	----

届出者が贈与者から農地等を取付した年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
----------------------	--

届出者が贈与者から農地等を取付した年月日	昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
----------------------	--

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公告番号	_____
	賃借権等の存続期間（始業～終業）	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	公告番号	_____
	賃借権等の存続期間（始業～終業）	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) _____ = _____ % ≥ 80%
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) _____ (小数点以下四捨)

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) _____ = _____ % ≥ 80%
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) _____ (小数点以下四捨)

- (提出書類)
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

- (提出書類)
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
※ ____ 年 ____ 月 ____ 日	_____

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
※ ____ 年 ____ 月 ____ 日	_____	_____

(資12-76-1-A4統一) (令3.3)

(資12-76-1-A4統一) (令2.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
 (注) 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
 (注) 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

貸付特例適用農地等の変更届出書
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

貸付特例適用農地等の変更届出書
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

税務署
受付用

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定を受けている貸付特例適用農地等(平成 ____年 ____月 ____日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項第3項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

税務署
受付用

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定を受けている貸付特例適用農地等(平成 ____年 ____月 ____日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項第3項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しなさい。

※欄は記入しなさい。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 平成 令和	年	月	日
贈与者住所 被相続人	氏名			

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 平成 令和	年	月	日
贈与者住所 被相続人	氏名			

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農用用がなくなった期日(元の期日)
1			m ²	(. . .)
2				(. . .)
3				(. . .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) m ²	

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農用用がなくなった期日(元の期日)
1			m ²	(. . .)
2				(. . .)
3				(. . .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) m ²	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積		
1		m ²	使用貸借-貸貸借	. . . ~ . . .
2			使用貸借-貸貸借	. . . ~ . . .
3			使用貸借-貸貸借	. . . ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) m ²	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積		
1		m ²	使用貸借-貸貸借	. . . ~ . . .
2			使用貸借-貸貸借	. . . ~ . . .
3			使用貸借-貸貸借	. . . ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) m ²	

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の届出に際しての借受代替農地等の合計面積 (C) m²

ロ 当該変更届出書の届出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)

(上記(C)の面積 _____ m² - (上記(A)の面積 _____ m²) + (上記(B)の面積 _____ m²) = (a) _____ m²

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 (b) _____ m²

(ハ) 当該変更届出書の届出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

(上記(a)の面積 _____ m² / (上記(b)の面積 _____ m²) = _____ % (≥80%)
(小数点以下四捨)

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の届出に際しての借受代替農地等の合計面積 (C) m²

ロ 当該変更届出書の届出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)

(上記(C)の面積 _____ m² - (上記(A)の面積 _____ m²) + (上記(B)の面積 _____ m²) = (a) _____ m²

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 (b) _____ m²

(ハ) 当該変更届出書の届出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

(上記(a)の面積 _____ m² / (上記(b)の面積 _____ m²) = _____ % (≥80%)
(小数点以下四捨)

(添付書類)
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士 _____ 電話番号 _____

(添付書類)
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認)	電子整理簿	検算	整理簿番号
年 月 日			

通信日付印の年月日 確認印	電子整理簿	検算	整理簿番号
年 月 日			

改正後

(裏)
記載方法等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
 - 2 「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
 - 3 「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
- イ 「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
- ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
- ニ 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。
- （注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 4 「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改正前

(裏)
記載方法等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
 - 2 「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
 - 3 「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
- イ 「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
- ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
- ニ 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。
- （注）再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 4 「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改正後

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署 受付印

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

〒 _____
届出者 住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

第70条の4第8項
第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 ____年 ____月 ____日届出分）については、

イ、同条第10項第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条第11項第13項の規定により、添付書類とともに届け出ます。

(添付書類) 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

(注) この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。

(注) この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。

(注) この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

※欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	昭和 平成 和 年 月 日
贈与者 被相続人	住所 氏名

○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農業者の氏名	解約年月日
1			m ² (. .)		. . .
2			(. .)		. . .
3			(. .)		. . .
4			(. .)		. . .
5			(. .)		. . .

(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認)	猶予整理簿	検査	整理簿番号
※ 年 月 日			

改正前

貸付特例適用農地等の（変更）届出書
（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

税務署 受付印

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

〒 _____
届出者 住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

第70条の4第8項
第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成 ____年 ____月 ____日届出分）については、

イ、同条第10項第12項（1号・3号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条第11項第13項の規定により、添付書類とともに届け出ます。

(添付書類) 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

(注) この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。

(注) この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、租税特別措置法施行令第40条の6第27項第40条の7第27項の規定により届け出ます。

(注) この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

※欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	昭和 平成 和 年 月 日
贈与者 被相続人	住所 氏名

○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農業者の氏名	解約年月日
1			m ² (. .)		. . .
2			(. .)		. . .
3			(. .)		. . .
4			(. .)		. . .
5			(. .)		. . .

(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認)	猶予整理簿	検査	整理簿番号
※ 年 月 日			

改正後

(裏)
記載方法等

この(変更)届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例(租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項)(以下「借換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

- この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。)してください。
- この(変更)届出書の本文中、「(平成____年____月____日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
- この(変更)届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にし点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。
なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。
「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日
「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内
「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内
- 「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。
- 「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

改正前

(裏)
記載方法等

この(変更)届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例(租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項)(以下「借換特例」といいます。)の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、①その全部の賃借権等を消滅させたことにより引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は②賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

- この(変更)届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消(以下、この(変更)届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。)してください。
- この(変更)届出書の本文中、「(平成____年____月____日届出分)」欄には、借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。
- この(変更)届出書の本文中、イからハについては、該当する届出の□内にし点を付し、不要の文字を二重線で抹消してください。
なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。
「イ」…… 貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日(又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日)から2か月を経過する日
「ロ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内
「ハ」…… 貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内
- 「貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。」の「農地の状況及びその状況にあることを知った日」欄には、貸付特例適用農地等が借受者の農業の用に供されていない場合にその農地等の状況(現況)及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載してください。
- 「賃借権等解約等年月日」欄には、貸付特例適用農地等について賃借権等を解約した年月日を記載してください。

改 正 後

改 正 前

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署
受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒 _____
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

相続税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定により届出する農地等（賃借権等）を貸し付けた農地等（特例農地等）と、同条第11項の規定により届出する農地等（賃借権等）を貸し付けた農地等（特例農地等）とを併せて、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（賃借権等）の明細及び届出する農地等（賃借権等）の明細とを併せて、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の明細は、別紙のとおりです。

税務署
受付印

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

____ 税務署長

〒 _____
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

相続税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定により届出する農地等（賃借権等）を貸し付けた農地等（特例農地等）と、同条第11項の規定により届出する農地等（賃借権等）を貸し付けた農地等（特例農地等）とを併せて、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（賃借権等）の明細及び届出する農地等（賃借権等）の明細とを併せて、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名
------	----	----

被相続人	住所	氏名
------	----	----

届出者が被相続人から農地等を 遺贈により取得した年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
--------------------------------	----------------	-------

届出者が被相続人から農地等を 遺贈により取得した年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
--------------------------------	----------------	-------

貸付特例 適用農地等 に係る農用 地利用集積 計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

貸付特例 適用農地等 に係る農用 地利用集積 計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
賃借権等の存続期間（始期～終期）	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 （計算の明細）	$\frac{\text{（借受代替農地等の合計面積）}}{\text{（貸付特例適用農地等の合計面積）}} = \frac{\text{〇}}{\text{〇}} \% \geq 80\%$ <small>（小数点以下四捨）</small>
（注）この特例の適用を受けるには、ここで計算の割合が80%以上である必要があります。	

貸付特例適用農地等に対する 借受代替農地等の面積の割合 （計算の明細）	$\frac{\text{（借受代替農地等の合計面積）}}{\text{（貸付特例適用農地等の合計面積）}} = \frac{\text{〇}}{\text{〇}} \% \geq 80\%$ <small>（小数点以下四捨）</small>
（注）この特例の適用を受けるには、ここで計算の割合が80%以上である必要があります。	

- （提出書類）
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

- （提出書類）
- 1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
 - 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	通信日付印の年月日	（確認）	整理簿番号
	年 月 日		

※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

改 正 後

記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
 （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改 正 前

記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
 （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所

氏名

(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 18 項 の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に
第 70 条の 6 第 22 項 基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けるため、租税特別措置法 第 70 条の 4 第 19 項
第 70 条の 6 第 23 項 の規定により届け出ます。

1 贈与 により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者 被相続人の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項

(1) 承認申請書の提出年月日 平成・令和 年 月 日

(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※ 平成・令和 年 月 日

※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。

4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日

貸付期限 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				() m ²	有・無
2				() m ²	有・無
3				() m ²	有・無
4				() m ²	有・無
5				() m ²	有・無
6				() m ²	有・無
7				() m ²	有・無
8				() m ²	有・無
9				() m ²	有・無
10				() m ²	有・無
合 計				() m ²	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類……………(別添のとおり)

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所

氏名

(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 18 項 の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に
第 70 条の 6 第 22 項 基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けるため、租税特別措置法 第 70 条の 4 第 19 項
第 70 条の 6 第 23 項 の規定により届け出ます。

1 贈与 により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者 被相続人の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項

(1) 承認申請書の提出年月日 平成・令和 年 月 日

(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※ 平成・令和 年 月 日

※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。

4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日

貸付期限 平成・令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				() m ²	有・無
2				() m ²	有・無
3				() m ²	有・無
4				() m ²	有・無
5				() m ²	有・無
6				() m ²	有・無
7				() m ²	有・無
8				() m ²	有・無
9				() m ²	有・無
10				() m ²	有・無
合 計				() m ²	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類……………(別添のとおり)

関与税理士 電話番号

関与税理士 印 電話番号

※ 通信日付印の年月日 (確認) 整理欄 整理簿番号

年 月 日

※ 通信日付印の年月日 確認印 整理欄 整理簿番号

年 月 日

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」及び「第70条の6第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第18項」及び「第70条の4第19項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - (3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。

(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。

(例) ・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が令和元年5月27日であれば、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。

・(2)の場合
承認申請書を提出した日が令和元年5月27日であれば、承認年月日は、令和元年6月27日となり、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。
- 3 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 4 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 5 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

- 1 この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」及び「第70条の6第23項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第18項」及び「第70条の4第19項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。
 - (1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。
 - (2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。
 - (3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。

(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。

(例) ・(1)又は(3)の場合
承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が令和元年5月27日であれば、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。

・(2)の場合
承認申請書を提出した日が令和元年5月27日であれば、承認年月日は、令和元年6月27日となり、継続貸付届出書は毎年6月27日までに提出しなければなりません。
- 3 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 4 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。
- 5 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

税務署 受付印 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

令和____年____月____日 提出

〒 _____ 住 所 _____

_____ 税務署長 申請者 _____

氏 名 _____
(電話番号 _____ - _____)

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 18 項
第 70 条の 6 第 22 項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地
上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けた
いので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 39 項
第 40 条の 7 第 42 項 の規定により承認申請します。

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書

令和____年____月____日 提出

〒 _____ 住 所 _____

_____ 税務署長 申請者 _____

氏 名 _____
(電話番号 _____ - _____)

租税特別措置法 第 70 条の 4 第 18 項
第 70 条の 6 第 22 項 に規定する一時的道路用地等の用に供するために地
上権等の設定に基づき貸付けを行った下記特例農地等については同項の規定の適用を受けた
いので、租税特別措置法施行令 第 40 条の 6 第 39 項
第 40 条の 7 第 42 項 の規定により承認申請します。

※欄は記入しないでください。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

1 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等に関する事項

特例農地等のうち承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

貸付先(事業施行者)の名称	住所	名称	貸付期間	
			貸付けを行った日	貸付期限
① 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	有	無
	地上権等の登記の有無	有 ・ 無	円	無償
② 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		事業名	使用目的	

2 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った特例農地等の貸付けに関する事項

貸付先(事業施行者)の名称	住所	名称	貸付期間	
			貸付けを行った日	貸付期限
① 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等に関する事項	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	有	無
	地上権等の登記の有無	有 ・ 無	円	無償
② 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		事業名	使用目的	

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
	年 月 日	

(資 12-83-1-A 4 統一) (令 3.3)

※	通信日付印の年月日 確認印	整理簿番号
	年 月 日	

(資 12-83-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です。

- この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 22 項」と「第 40 条の 7 第 42 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の 4 第 18 項」と「第 40 条の 6 第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 2 (1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注)自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から 2 か月以内の日に限られます。
- この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 前

(裏)
記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている間に、納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を一時的道路用地等（道路に関する事業、河川に関する事業、鉄道事業、その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして主務大臣が認定したものをいいます。）の用に供するため地上権、賃借権又は使用貸借による権利（以下「地上権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）若しくは土地収用法に基づく土地を使用する権利（土地収用法第 101 条第 2 項の規定に基づくものに限ります。）に基づき貸付けを行った場合に、当該貸付けに係る期限の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を自己等の農業の用に供する見込みであることにつき税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その地上権等の設定に基づき貸付けを行った日から 1 か月以内です。

- この申請書で贈与税について承認申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 22 項」と「第 40 条の 7 第 42 項」の文字を、相続税についての承認申請をするときは、「第 70 条の 4 第 18 項」と「第 40 条の 6 第 39 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 (1)の「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
- 2 (1)の「賃貸料の金額」欄には、賃貸料の授受がある場合には、年間の賃貸料の金額（貸付期間内の賃貸料を一括で受領した場合には、その総額）を記載し、賃貸料の授受がない場合には、無償を○で囲んでください。
- 2 (2)の「使用目的」欄は、一時的道路用地等として貸し付けられる特例農地等の事業施行者の使用目的を具体的に記載してください。
- 「3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日」欄には、承認申請を行う特例農地等の貸付期限到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注)自己等の農業の用に供する予定年月日は、貸付期限の翌日から 2 か月以内の日に限られます。
- この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書には、次の書類を添付してください。
 - 承認の適用を受けようとする特例農地等について、主務大臣が一時的道路用地等に係る代替性のない施設の用地として認定（当該一時的道路用地等に係る事業が道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のものである場合には、これらの事業に準ずる事業としての認定を含みます。）を行ったことを証する書類
 - 一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し（その農地等を貸し付ける日及び貸付期限の記載のあるものに限ります。）又は土地収用法の規定に基づく裁決書で当該農地等を使用するためのものの写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書で当該農地等を使用するためのものの写し

改 正 後

改 正 前

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

一時的道路用地等としての貸付けに係る
地上権等が消滅した旨の届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 届出者 住所

氏名 (電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4第18項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により令和 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令 第40条の6第49項の規定により届け出ます。

1 贈与により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けていた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日
貸付期限 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸付けていた特例農地等

番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積 ()m ² m ²	地上権等の 登記の有無 有・無	(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等	
						自己等の 農業の用に 供した日 (予定日) 年月日	現在(今後) の 利用状況
1				()m ² m ²	有・無		m ²
2				()m ² m ²	有・無		
3				()m ² m ²	有・無		
4				()m ² m ²	有・無		
5				()m ² m ²	有・無		
6				()m ² m ²	有・無		
7				()m ² m ²	有・無		
8				()m ² m ²	有・無		
9				()m ² m ²	有・無		
10				()m ² m ²	有・無		
合 計				()m ² m ²			m ²

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること(又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了の日を証する事業施行者の書類その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士 電話番号

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日 (確認)	整理簿	整理簿番号
年 月 日		

(資12-85-A4統-) (令3.3)

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 届出者 住所

氏名 (電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4第18項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けていた特例農地等について 貸付期限の到来 により令和 年 月 日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令 第40条の6第49項の規定により届け出ます。

1 贈与により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者の住所・氏名 住所 氏名

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けていた貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 名称

(2) 貸付期間 貸付けを行った日 平成・令和 年 月 日
貸付期限 平成・令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 使用目的

4 一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細(この届出書の提出日現在)

(1) 一時的道路用地等として貸付けていた特例農地等

番 号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積 ()m ² m ²	地上権等の 登記の有無 有・無	(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等	
						自己等の 農業の用に 供した日 (予定日) 年月日	現在(今後) の 利用状況
1				()m ² m ²	有・無		m ²
2				()m ² m ²	有・無		
3				()m ² m ²	有・無		
4				()m ² m ²	有・無		
5				()m ² m ²	有・無		
6				()m ² m ²	有・無		
7				()m ² m ²	有・無		
8				()m ² m ²	有・無		
9				()m ² m ²	有・無		
10				()m ² m ²	有・無		
合 計				()m ² m ²			m ²

(3) (2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること(又は遅滞なく耕作する見込みであること)を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了の日を証する事業施行者の書類その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士 印 電話番号

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日 (確認)	整理簿	整理簿番号
年 月 日		

(資12-85-A4統-) (令2.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70条の6第22項」と「第40条の7第49項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第 70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書の本文中、令和 年 月 日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 4 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (6) 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
 - (7) 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- 5 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - (2) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - (3) 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限りす）
 - (4) 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、一時的道路用地等の用に供するため地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について、貸付期限の到来により地上権等が消滅した場合又は貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより、その地上権等が消滅した場合に、地上権等が消滅した旨及び貸し付けられていた特例農地等を自己等の農業の用に供している（供する予定である）旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、その地上権等の消滅した日から2か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70条の6第22項」と「第40条の7第49項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第 70条の4第18項」と「第40条の6第44項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中、地上権等の消滅の理由が、貸付期限の到来による場合には、「地上権等の解約」の文字を、地上権等の解約による場合には、「貸付期限の到来」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書の本文中、令和 年 月 日には、地上権等が消滅した日を記載してください。
- 4 「4」欄は、一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。
 - (4) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (6) 「自己等の農業の用に供した（供する）面積」欄は、一時的道路用地等として貸し付けていた部分のうち、自己等の農業の用に供した（供する予定の）面積を記載してください。
 - (7) 「現在（今後）の利用状況」欄は、上記(3)に準じ現在（今後）の具体的な利用状況について記載してください。
- 5 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び特例適用者等がその特例農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該特例農地等が農業用施設の敷地又は用地となる場合には、当該土地が納税猶予の特例の適用を受けていたものであること）を証する農業委員会の書類
 - (2) 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
 - (3) 地上権等が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた特例農地等の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に作成されたものに限りす）
 - (4) 一時的道路用地等として貸し付ける前において、特例農地等に農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるための推定相続人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けていた場合）又は特定農地所有適格法人の使用貸借による権利が設定されていた場合（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項の規定の適用を受けていた場合）には、(1)から(3)に掲げる書類以外の書類の添付も必要となりますので税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書

一時的道路用地等としての貸付に係る貸付期限の延長届出書

税務署 受付印

令和__年__月__日

税務署長 千 届出者 住所 _____

氏名 _____ (電話番号 - -)

第70条の4第18項 租税特別措置法 第70条の6第22項 の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に
 第70条の6第22項 について、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き
 第40条の6第46項 同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の7第51項 の規定により届け出ます。

1 贈与 により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者 被相続人の住所・氏名 住所 _____ 氏名 _____

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 _____ 名称 _____

(2) 貸付期間 貸付を行った日 平成・令和 年 月 日
 当初の貸付期限 平成・令和 年 月 日
 延長後の貸付期限 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 _____ 使用目的 _____

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付した特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日 _____
 延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、令和__年__月__日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	面積	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積	
				地上権等の登記の有無	
1			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
2			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
3			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
4			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
5			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
6			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
7			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
8			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
9			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
10			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
合計			(.....)㎡		(.....)㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第32項 第23条の8第27項 に規定する契約書の写し..... (別紙のとおり)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和__年__月__日

税務署長 千 届出者 住所 _____

氏名 _____ (電話番号 - -)

第70条の4第18項 租税特別措置法 第70条の6第22項 の規定を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に
 第70条の6第22項 について、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き
 第40条の6第46項 同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の7第51項 の規定により届け出ます。

1 贈与 により特例農地等を取得した年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

2 贈与者 被相続人の住所・氏名 住所 _____ 氏名 _____

3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先(事業施行者)の名称等 住所 _____ 名称 _____

(2) 貸付期間 貸付を行った日 平成・令和 年 月 日
 当初の貸付期限 平成・令和 年 月 日
 延長後の貸付期限 令和 年 月 日

(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項 事業名 _____ 使用目的 _____

4 貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付した特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日 _____
 延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、令和__年__月__日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5 貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	面積	(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積	
				地上権等の登記の有無	
1			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
2			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
3			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
4			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
5			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
6			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
7			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
8			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
9			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
10			(.....)㎡	有・無	(.....)㎡
合計			(.....)㎡		(.....)㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第32項 第23条の8第27項 に規定する契約書の写し..... (別紙のとおり)

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
年 月 日		

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第51項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。
- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面
 - (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第18項又は租税特別措置法第70条の6第22項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている特例農地等について、一時的道路用地等に係る事業の遅延により、貸付期限が延長されることとなったため、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、延長しようとする貸付期限の到来する日から1か月以内です。

- 1 この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第22項」と「第40条の7第51項」の文字を、相続税についての届出をするときは、「第70条の4第18項」と「第40条の6第46項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「4」欄は、延長後の貸付期限の到来後、自己等の農業の用に供する予定年月日を記載してください。
(注) 自己等の農業の用に供する予定年月日は、延長後の貸付期限の翌日から2か月以内の日に限られます。
- 3 「5」欄は、貸付期限を延長して一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載してください。
 - (1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
 - (2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
 - (3) 「面積」欄は、次によって記載してください。
 - イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。
 - ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。
 - (4) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。
 - (5) 「(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積」欄は、(3)に準じて記載してください。
- 4 この届出書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 貸付期限を延長して貸付けを行う一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面
 - (2) 貸付期限の延長に係る一時的道路用地等に係る事業施行者との間の地上権等の設定に基づき農地等を一時的道路用地等の用に供するために貸し付ける旨の契約書の写し又は土地収用法の規定に基づく裁決書の写し若しくは収用委員会の勧告に基づく和解により作成された和解調書の写しなどの書類で貸付期限が延長されることが分かる書類の写し

改 正 後

改 正 前

税務署
受付印

営農困難時貸付けに関する届出書

令和 年 月 日

〒 _____

税務署長 届出者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4第22項
第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※
欄は記入
しないで
ください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名	昭和 平成 令和	年 月 日
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 (遺贈) により取得した年月日			昭和 平成 令和	

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日 令和 年 月 日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合は除きます。)
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住 所 (居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏 名 又 是 名 称	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日
営農困難時貸付け を行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、附表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が①又は②に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行ってください。)

- 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- ①及び②までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-110-1-A 4 統一) (令 3.3)

税務署
受付印

営農困難時貸付けに関する届出書

令和 年 月 日

〒 _____

税務署長 届出者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4第22項
第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※
欄は記入
しないで
ください。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名	昭和 平成 令和	年 月 日
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 (遺贈) により取得した年月日			昭和 平成 令和	

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日 令和 年 月 日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合は除きます。)
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住 所 (居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏 名 又 是 名 称	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日
営農困難時貸付け を行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、附表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が①又は②に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行ってください。)

- 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- ①及び②までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-110-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の②又は③に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の①又は②に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
- この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の②又は③に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の①又は②に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
- この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書

令和__年__月__日

税務署
受付印

〒 _____
税務署長

届出者 住 所 _____
氏 名 _____
(電話番号 - - -)

第 70 条の 4 第 22 項
租税特別措置法 第 70 条の 6 第 28 項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、
令和 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同条 第 23 項 の新たな営農困難時貸付けを
賃借権等の消滅 第 28 項
を行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自: 平成 年 月 日 至: 平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。) ...(事情の詳細).....		
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。		

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。 上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) ① 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ② 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ③ ①及び②に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認) _____ 整理簿番号 _____
※ 年 月 日

(資 12-111-1-A 4 統一) (令 3.3)

令和__年__月__日

税務署
受付印

〒 _____
税務署長

届出者 住 所 _____
氏 名 _____
(電話番号 - - -)

第 70 条の 4 第 22 項
租税特別措置法 第 70 条の 6 第 28 項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、
令和 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同条 第 23 項 の新たな営農困難時貸付けを
賃借権等の消滅 第 28 項
を行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自: 平成 年 月 日 至: 平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。) ...(事情の詳細).....		
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。		

3 新たな営農困難時貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。 上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) ① 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ② 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ③ ①及び②に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け		

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日 確認印 _____ 整理簿番号 _____
※ 年 月 日

(資 12-111-1-A 4 統一) (令 2.6)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改正後

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正前

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

令和__年__月__日

税務署
受付印

税務署長

〒 _____
届出者 住 所 _____
氏 名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和__年__月__日に耕作の放棄があり、令和__年__月__日に自己の農業の用に供しましたので、同条 第23項 第28項 の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭和__年__月__日 平成__年__月__日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成__年__月__日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成__年__月__日 至：平成__年__月__日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
.....
.....
.....
.....
.....
.....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。
.....
.....
.....
.....
.....
.....

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
※ 年 月 日		

(資 12-112-1-A 4 統一) (令 3.3)

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

令和__年__月__日

税務署
受付印

税務署長

〒 _____
届出者 住 所 _____
氏 名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和__年__月__日に耕作の放棄があり、令和__年__月__日に自己の農業の用に供しましたので、同条 第23項 第28項 の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)		昭和__年__月__日 平成__年__月__日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成__年__月__日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成__年__月__日 至：平成__年__月__日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
.....
.....
.....
.....
.....
.....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。
.....
.....
.....
.....
.....
.....

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
※ 年 月 日		

(資 12-112-1-A 4 統一) (令 2.6)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次の A 又は B に掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときは、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次の A 又は B に掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときは、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付
農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付
農地等に係る新たな営農困難時貸付に関する承認申請書

令和__年__月__日

〒 _____
税務署長

申請者 住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和__年__月__日に耕作の放棄があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第23項 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第57項 の規定により承認申請します。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被相続人	住所	氏名	
申請者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日	

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 令和 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 令和 年 月 日 至：平成 令和 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。) ..(事情の詳細).....			
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項	
新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日(特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和__年__月__日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 ..(事情).....	
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。) ① 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ② 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ③ ①及び②に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
関与税理士	電話番号

※	通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
	年 月 日	

(資 12-113-1-A 4 統一) (令 3.3)

令和__年__月__日

〒 _____
税務署長

申請者 住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和__年__月__日に耕作の放棄があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みです。ついては、同条 第23項 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第57項 の規定により承認申請します。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項			
贈与者 被相続人	住所	氏名	
申請者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日	

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 令和 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 令和 年 月 日 至：平成 令和 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。) ..(事情の詳細).....			
上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項	
新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日(特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和__年__月__日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 ..(事情).....	
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。) ① 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ② 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け ③ ①及び②に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
関与税理士	電話番号

※	通信日付印の年月日 確認印	整理簿番号
	年 月 日	

(資 12-113-1-A 4 統一) (令 2.6)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の 7 第 57 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の 6 第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の 7 第 57 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の 6 第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。
- この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者住所

氏名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者住所

氏名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(電話番号 - -)

※欄は記入しないでください。

租税特別措置法第 70 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者等に関する事項

1 贈与者等に関する事項

贈与者	住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日

贈与者	住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日

2 特定貸付けに関する事項

2 特定貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表 1 のとおりです。

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表 1 のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

- (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
年 月 日		

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-120-5-A 4 統一) (令 3.3)

(資 12-120-5-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。
 - ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業（同項第 5 号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったことに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。
なお、この届出書には付表 1 がありますので併せて提出してください。
- 4 届出者の生年月日は当該特定貸付けが「2 特定貸付けに関する事項」の「(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け」により行われた場合には記載する必要はありません。
- 5 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 6 平成 6 年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。
 - ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業（同項第 5 号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け
 - ② 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによるところにより行われる貸付け
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったことに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。
なお、この届出書には付表 1 がありますので併せて提出してください。
- 4 届出者の生年月日は当該特定貸付けが「2 特定貸付けに関する事項」の「(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け」により行われた場合には記載する必要はありません。
- 5 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 6 平成 6 年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署 受付印		令和__年__月__日	
_____ 税務署長			
〒			
届出者 住所 _____			
氏名 _____			
(電話番号 - -)			
租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日	
2 特定貸付けに関する事項			
借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表 1 のとおりです。			
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
3 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項			
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表 2 の 1、同 2 の 2 及び同 2 の 3 のとおりです。			

※欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
※ 年 月 日		

(資 12-120-1-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

税務署 受付印		令和__年__月__日	
_____ 税務署長			
〒			
届出者 住所 _____			
氏名 _____			
(電話番号 - -)			
租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 第 1 項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。			
1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日	
2 特定貸付けに関する事項			
借り受けた者	住所（居所） 又は本店 （主たる事務所）の所在地	氏 名 又は 名 称	
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表 1 のとおりです。			
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。）			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
3 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人（相続（遺贈）により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等に関する事項			
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表 2 の 1、同 2 の 2 及び同 2 の 3 のとおりです。			

※欄は記入しないでください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
※ 年 月 日		

(資 12-120-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この届出書は、次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の 1 又は 2 に掲げるときに使用します。

① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業（同項第 5 号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け

② 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによることにより行われる貸付け

1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。

2 次の A 又は B の場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A 及び B ともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A 又は B に係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

(1) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき

届出書を相続税の申告書に添付して提出します。

(2) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から 2 月以内に提出してください。

3 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。

なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

7 2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この届出書は、次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の 1 又は 2 に掲げるときに使用します。

① 農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業（同項第 5 号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け

② 農業経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めによることにより行われる貸付け

1 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき。

なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。

また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から 2 月以内です。

2 次の A 又は B の場合

A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

なお、A 及び B ともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。

また、A 又は B に係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。

(1) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき

届出書を相続税の申告書に添付して提出します。

(2) 特定貸付けを行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。

なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から 2 月以内に提出してください。

3 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。

なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。

4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

7 2 に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。

改正後

改正前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

税務署 受付印
 令和____年____月____日
 税務署長 千
 届出者 住所 _____
 氏名 _____
 (電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項
 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
 令和 ____年 ____月 ____日 賃借権等の消滅 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、
 第3項 耕作の放棄
 同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。
 第8項

税務署 受付印
 令和____年____月____日
 税務署長 千
 届出者 住所 _____
 氏名 _____
 (電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項
 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
 令和 ____年 ____月 ____日 賃借権等の消滅 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、
 第3項 耕作の放棄
 同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。
 第8項

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 贈与者 被相続人 等に関する事項			
贈与者 被相続人	住所	氏名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 年 月 日	平成 年 月 日

1 贈与者 被相続人 等に関する事項			
贈与者 被相続人	住所	氏名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 年 月 日	平成 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日	自: 平成 ____年 ____月 ____日	至: 平成 ____年 ____月 ____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。) (事情の詳細)			

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項			
借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 ____年 ____月 ____日	自: 平成 ____年 ____月 ____日	至: 平成 ____年 ____月 ____日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。) (事情の詳細)			

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項			
新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
新たな特定貸付けを行った年月日	令和 ____年 ____月 ____日	自: 令和 ____年 ____月 ____日	至: 令和 ____年 ____月 ____日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。 上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			

3 新たな特定貸付けに関する事項			
新たに借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
新たな特定貸付けを行った年月日	令和 ____年 ____月 ____日	自: 令和 ____年 ____月 ____日	至: 令和 ____年 ____月 ____日
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。 上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
※ 年 月 日		

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
※ 年 月 日		

改正後

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったことに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき
新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合は、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正前

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったことに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行ったとき
新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合は、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

令和 年 月 日

税務署
受付印

税務署長

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
令和 年 月 日に賃借権等の消滅 があり、令和 年 月 日に自己の
耕作の放棄 があり、
第3項
の農業の用に供し、同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。
第8項

※欄は記入しないでください。

1 贈与者 被相続人 等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭 和 年 月 日 平 成 年 月 日 令 和 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受け ていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付けを 行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。) 〔事情の詳細〕		
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。		

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-122-1-A 4 統一) (令 3.3)

令和 年 月 日

税務署
受付印

税務署長

〒

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、
令和 年 月 日に賃借権等の消滅 があり、令和 年 月 日に自己の
耕作の放棄 があり、
第3項
の農業の用に供し、同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。
第8項

※欄は記入しないでください。

1 贈与者 被相続人 等に関する事項

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭 和 年 月 日 平 成 年 月 日 令 和 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受け ていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又は 名 称
特定貸付けを 行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。) 〔事情の詳細〕		
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。		

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-122-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

(義)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次の A 又は B に掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記 A に該当する場合には「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を、上記 B に該当する場合には「第 3 項」及び「第 8 項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」、「賃借権等の消滅」、「第 3 項」及び「第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(義)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次の A 又は B に掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記 A に該当する場合には「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を、上記 B に該当する場合には「第 3 項」及び「第 8 項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」、「賃借権等の消滅」、「第 3 項」及び「第 5 項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 5 項」及び「第 8 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付
農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和 年 月 日に 賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う 耕作の放棄

第4項

見込みです。ついては、同条 第8項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 第3項

第40条の6の2第7項の規定により承認申請します。

第40条の7の2第5項

1 贈与者等に関する事項

贈与者 被相続人

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
----------	-----	-----

申請者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 昭和 平成 年 月 日 (相続 (遺贈) 相続 (遺贈))

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
----------	------------------------	--------

特定貸付けを行った年月日 平成 年 月 日

地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)

..(事情の経緯).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 令和 年 月 日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情 (事情).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、

令和 年 月 日に 賃借権等の消滅 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う 耕作の放棄

第4項

見込みです。ついては、同条 第8項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6の2第3項 第3項

第40条の6の2第7項の規定により承認申請します。

第40条の7の2第5項

1 贈与者等に関する事項

贈与者 被相続人

贈与者 被相続人	住 所	氏 名
----------	-----	-----

申請者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日 昭和 平成 年 月 日 (相続 (遺贈) 相続 (遺贈))

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
----------	------------------------	--------

特定貸付けを行った年月日 平成 年 月 日

地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)

..(事情の経緯).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 令和 年 月 日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情 (事情).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	(確 認)	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-123-1-A 4 統一) (令 3.3)

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-123-1-A 4 統一) (令 2.6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内です。

- この申請書は、次により記載してください。
- 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
 - 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第 3 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」及び「第 40 条の 7 の 2 第 5 項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第 3 項」、「第 4 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 7 項の 2 第 5 項」の文字を抹消してください。
 - 相続税の納税猶予の適用を受けている場合
「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 4 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」の文字を抹消します。
 - 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
 - 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
 - この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
 - この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。
 - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 1 年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内です。

- この申請書は、次により記載してください。
- 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
 - 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
「第 70 条の 6 の 2 第 1 項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第 3 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」及び「第 40 条の 7 の 2 第 5 項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第 3 項」、「第 4 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 7 項の 2 第 5 項」の文字を抹消してください。
 - 相続税の納税猶予の適用を受けている場合
「第 70 条の 4 の 2 第 1 項」、「第 4 項」、「第 8 項」、「第 40 条の 6 の 2 第 3 項」及び「第 40 条の 6 の 2 第 7 項」の文字を抹消します。
 - 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
 - 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
 - この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
 - この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。
 - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から 2 月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

税務署 受付印 令和__年__月__日

____ 税務署長

〒 _____

届出者 住 所 (居 所) _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項 第 2 号 に規定する 認定都市農地貸付け
第 3 号 に規定する 農園用地貸付け を行った下記の
特例農地等については同条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

税務署 受付印 令和__年__月__日

____ 税務署長

〒 _____

届出者 住 所 (居 所) _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項 第 2 号 に規定する 認定都市農地貸付け
第 3 号 に規定する 農園用地貸付け を行った下記の
特例農地等については同条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください

※欄は記入しないでください

1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から特例農地等を相続(遺贈)により取得した年月日			昭 和 年 月 日 平 成 年 月 日

1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から特例農地等を相続(遺贈)により取得した年月日			昭 和 年 月 日 平 成 年 月 日

2 認定都市農地貸付け等に関する事項
 (注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

2 認定都市農地貸付け等に関する事項
 (注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 年 月 日	③貸借権等の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

①借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 年 月 日	③貸借権等の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限り。)

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の②~④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表 1 のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限り。)

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の②~④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表 1 のとおりです。

3 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表 2 の 1、同 2 の 2 及び同 2 の 3 のとおりです。

3 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表 2 の 1、同 2 の 2 及び同 2 の 3 のとおりです。

関与税理士	電話番号	
※	通信日付印の年月日 (確 認)	整理簿番号
	年 月 日	

関与税理士	印	電話番号	
※	通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

改 正 後

(裏)
記載方法等

- 1 この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。
 - (1) 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
 - (2) 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
 - (3) 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- 2 この届出書の提出方法や提出期限等は、上記 1 (1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったことに提出が必要です。

 - (1) 上記 1 (1)に掲げる場合
この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
 - (2) 上記 1 (2)及び(3)に掲げる場合
次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。
 - ① 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
 - ② 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。
なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 4 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。
なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 5 上記 1 (2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。
- 6 この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 7 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの目までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 8 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

改 正 前

(裏)
記載方法等

- 1 この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。
 - (1) 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
 - (2) 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
 - (3) 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- 2 この届出書の提出方法や提出期限等は、上記 1 (1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったことに提出が必要です。

 - (1) 上記 1 (1)に掲げる場合
この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
 - (2) 上記 1 (2)及び(3)に掲げる場合
次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。
 - ① 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
 - ② 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から 2 月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。
なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 4 この届出書には付表 1、2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 がありますのでご注意ください。
なお、付表 2 の 1、2 の 2 及び 2 の 3 は、平成 30 年 8 月 31 日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 5 上記 1 (2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表 1 に記載した農地等を相続税の申告書第 12 表にも記載してください。
- 6 この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 7 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から 3 年を経過することの目までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 8 平成 30 年 8 月 31 日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成 3 年 1 月 1 日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

改正後

改正前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について
新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について
新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書

税務署 受付印

令和__年__月__日

____ 税務署長 〒 _____
届出者 住 所 (居 所) _____
氏 名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の4第2項 第2号 に規定する 認定都市農地貸付け を行った下記の特例農地等
第3号 農園用地 貸付け を行った下記の特例農地等
については、令和 年 月 日に^{※1} _____ があり、新たな認定都市農地貸付け等を行い
^{※2} _____
ましたので、同条第__項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人に関する事項

被相続人	住 所 (居 所)	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項
(注) 下記の③の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	③賃借権等の存続期間 自: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
(事情の詳細) _____

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項
(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①新たに借り受けた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称
②新たな認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	③賃借権等の存続期間 自: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち上記の新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)
【認定都市農地貸付け】
① 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け
【農園用地貸付け】
② 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け
③ 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。)
④ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け
 上記の②~④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

____ 通信日付印の年月日 (確 認) _____ 整理簿番号 _____
年 月 日

(資12-131-1-A4統一) (令3.3)

※欄は記入しないでください

税務署 受付印

令和__年__月__日

____ 税務署長 〒 _____
届出者 住 所 (居 所) _____
氏 名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の4第2項 第2号 に規定する 認定都市農地貸付け を行った下記の特例農地等
第3号 農園用地 貸付け を行った下記の特例農地等
については、令和 年 月 日に^{※1} _____ があり、新たな認定都市農地貸付け等を行い
^{※2} _____
ましたので、同条第__項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人に関する事項

被相続人	住 所 (居 所)	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項
(注) 下記の③の貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	③賃借権等の存続期間 自: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
(事情の詳細) _____

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな認定都市農地貸付け等に関する事項
(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①新たに借り受けた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称
②新たな認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	③賃借権等の存続期間 自: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち上記の新たな認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)
【認定都市農地貸付け】
① 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け
【農園用地貸付け】
② 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け
③ 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。)
④ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け
 上記の②~④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

____ 通信日付印の年月日 確認印 _____ 整理簿番号 _____
年 月 日

(資12-131-1-A4統一) (令2.6)

※欄は記入しないでください

改 正 後

(裏)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合

賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき

新たな認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の※ 1 及び※ 2 の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第 3 項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第 4 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	第 6 項
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止	

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな認定都市農地貸付け等を行い、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に新たな認定都市農地貸付け等を行った場合

賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内

B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行ったとき

新たな認定都市農地貸付け等を行った日から 2 月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の※ 1 及び※ 2 の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロに掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第 3 項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第 4 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	第 6 項
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止	

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について新たな認定都市農地貸付け等を行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 後

改 正 前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

令和 年 月 日

税務署
受付印

税務署長

〒

届出者 住 所 (居 所) _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け農園用地貸付け第3号
 については、令和 年 月 日に^{※1} _____ があり、令和 年 月 日に自己の農業の用に供し、同条第^{※2} _____ 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 年 月 日	平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項
 (注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住 所 (居 所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
 (事情の詳細) _____

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項
 賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士	電話番号	
-------	------	--

※	通信日付印の年月日 (確 認)	整理簿番号
	年 月 日	

(資 12-132-1-A 4 統一) (令 3.3)

令和 年 月 日

税務署
受付印

税務署長

〒

届出者 住 所 (居 所) _____

氏 名 _____

(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け農園用地貸付け第3号
 については、令和 年 月 日に^{※1} _____ があり、令和 年 月 日に自己の農業の用に供し、同条第^{※2} _____ 項の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住 所 (居 所)	氏 名	
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭 和 年 月 日	平 成 年 月 日

2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項
 (注) 租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付けを行っていた場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けていた者	住 所 (原 所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地	氏 名 又は 名 称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	平成 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
 (事情の詳細) _____

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項
 賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

※	通信日付印の年月日 (確 認)	整理簿番号
	年 月 日	

(資 12-132-1-A 4 統一) (令 2.6)

改正後

(義)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供し、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅等があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の※1及び※2の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けにあつては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第3項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第4項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	第6項
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止	

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

改正前

(義)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第5項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等につき次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供し、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる日です。

- A 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合
賃借権等の消滅等があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る貸付都市農地等について自己の農業の用に供したとき
自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の※1及び※2の箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※1	※2
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロに掲げる貸付けにあつては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】 第3項 【農園用地貸付けを行っていた場合】 第4項
耕作の放棄（租税特別措置法第70条の6第1項第1号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第3項
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第7条第2項の規定による同法第4条第1項の認定の取消し	計画認定の取消し	
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除	
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項（都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し	第6項
市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消し	認定の取消し	
租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定の廃止	貸付協定の廃止	
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第10条第2号の協定の廃止	協定の廃止	

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書には、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。

改 正 後

改 正 前

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る
新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書

賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る
新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書

令和 年 月 日

税務署
受付印

税務署長

〒 申請者 住 所 (居 所) _____
氏 名 _____
(電話番号 - -)

第 2 号 に規定する 認定都市農地貸付け
第 3 号 に規定する 農園用地貸付け
を行った下記の特例農地等
については、令和 年 月 日に^{※1} があり、同日から 1 年以内に新たな認定都市
農地貸付け等を行う見込みです。ついては、同条第^{※2} 項の規定の適用を受けたいので、租税特別
措置法施行令第 40 条の 7 の 4 第^{※3} 項の規定により承認申請します。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住 所 (居 所)	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日

2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項
(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

① 借り受けて いた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又は 名 称
② 認定都市農地貸付け等 を行った年月日	平成 令和 年 月 日	③ 賃借権等の存続期間 自：平成 令和 年 月 日 至：平成 令和 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
(事情の詳細)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項

新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
--	----------

賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に認定都市農地貸付け等ができない事情
(事情)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行った特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)
【認定都市農地貸付け】
(1) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け
【農園用地貸付け】
(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け
(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。）
(4) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け
 上記の②～④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。）

※ 1 及び ※ 2 の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確 認)	整理簿番号
年 月 日	

(資 12-133-1-A 4 統一) (令 3.3)

※欄は記入しないでください。

令和 年 月 日

税務署
受付印

税務署長

〒 申請者 住 所 (居 所) _____
氏 名 _____
(電話番号 - -)

第 2 号 に規定する 認定都市農地貸付け
第 3 号 に規定する 農園用地貸付け
を行った下記の特例農地等
については、令和 年 月 日に^{※1} があり、同日から 1 年以内に新たな認定都市
農地貸付け等を行う見込みです。ついては、同条第^{※2} 項の規定の適用を受けたいので、租税特別
措置法施行令第 40 条の 7 の 4 第^{※3} 項の規定により承認申請します。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住 所 (居 所)	氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続（遺贈）により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日

2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項
(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

① 借り受けて いた者	住 所 (居 所) 又は 本 店 (主たる事務 所)の所在地	氏 名 又は 名 称
② 認定都市農地貸付け等 を行った年月日	平成 令和 年 月 日	③ 賃借権等の存続期間 自：平成 令和 年 月 日 至：平成 令和 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)
(事情の詳細)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項

新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
--	----------

賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内に認定都市農地貸付け等ができない事情
(事情)

上記の賃借権等の消滅等があった日において、賃借権等の消滅等があった認定都市農地貸付け等を行った特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)
【認定都市農地貸付け】
(1) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け
【農園用地貸付け】
(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け
(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。）
(4) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け
 上記の②～④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合（該当する場合には、チェックを入れてください。）

※ 1 及び ※ 2 の箇所については、裏面を参照して記載してください。

関与税理士	印	電話番号
通信日付印の年月日 (確 認)	確認印	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-133-1-A 4 統一) (令 2.6)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

- この申請書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この申請書の本文中の※ 1 から※ 3 までの箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2	※ 3
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】	
		第 3 項	第 3 項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】	
		第 4 項	第 5 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項	第 3 項
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し		
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除		
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の賃借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し		
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	第 6 項	第 7 項
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号の貸付協定の廃止	貸付協定の廃止		
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止		

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
- この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が特例農地等の全部又は一部について租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 2 号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第 3 号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といい、認定都市農地貸付け等を行っている特例農地等を「貸付都市農地等」といいます。）を行っている場合に、当該貸付都市農地等につき賃借権等の消滅、耕作の放棄、認定事業計画の認定の取消し又は同条第 5 項各号のいずれかに該当する事実の発生（以下「賃借権等の消滅等」といいます。）があり、賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等について、賃借権等の消滅等があった日から 1 年を経過する日までに新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅等があった日から 2 月以内です。

○ この申請書は、次により記載してください。

- この申請書の本文中の「第 2 号」又は「第 3 号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行っていた場合には、「第 3 号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行っていた場合には、「第 2 号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この申請書の本文中の※ 1 から※ 3 までの箇所については、賃借権等の消滅等の区分に応じて、下表の内容を記載して下さい。

賃借権等の消滅等の区分	※ 1	※ 2	※ 3
貸付都市農地等の貸付けに係る期限（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号に掲げる貸付けにあっては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けが終了した日）の到来（当該期限の到来前に賃借権等の消滅があった場合には、当該消滅を含みます。）	賃借権等の消滅	【認定都市農地貸付けを行っていた場合】	
		第 3 項	第 3 項
		【農園用地貸付けを行っていた場合】	
		第 4 項	第 5 項
耕作の放棄（租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する耕作の放棄をいいます。）	耕作の放棄	第 3 項	第 3 項
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第 7 条第 2 項の規定による同法第 4 条第 1 項の認定の取消し	計画認定の取消し		
賃借権等の設定に関する契約の解除	契約の解除		
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項（都市農地の賃借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する場合を含みます。）の承認の取消し	承認の取消し		
市民農園整備促進法第 10 条の規定による認定の取消し	認定の取消し	第 6 項	第 7 項
租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 2 項第 3 号の貸付協定の廃止	貸付協定の廃止		
都市農地の賃借の円滑化に関する法律第 10 条第 2 号の協定の廃止	協定の廃止		

- 「2 賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな認定都市農地貸付け等を行う見込みに関する事項」の「新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな認定都市農地貸付け等を行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
- この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅等があった貸付都市農地等に係る新たな認定都市農地貸付け等に関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。

改正後

改正前

贈与税の免除届出書

贈与税の免除届出書

令和____年____月____日

____税務署長

令和____年____月____日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の4第34項の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により届け出ます。

届出者

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

記

平成____年分 贈与税

免除を受ける贈与税の額 _____円

※欄は記入しないでください。

令和____年____月____日

____税務署長

令和____年____月____日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の4第34項の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により届け出ます。

届出者

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____ 受贈者 _____

記

平成____年分 贈与税

免除を受ける贈与税の額 _____円

※欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

※	電子整理簿	検索	整理簿番号

(資12-26-1-A4統一) (令3.3)

※	電子整理簿	検索	整理簿番号

(資12-26-1-A4統一) (令2.6)

改正後

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
- (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

- (1) 本文の「令和 年 月 日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。
- (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改正前

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
- (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

- (1) 本文の「平成
令和 年 月 日に」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。
- (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者
受贈者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改正後

改正前

相続税の免除届出書

相続税の免除届出書

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

令和 ____年 ____月 ____日

____ したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒 _____ 氏名 _____ 農業相続人との続柄 _____

記

平成 ____年分 相続税

免除を受ける相続税の額 _____円

相続税の一部免除の場合

1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）

納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）

_____円 × $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ = _____円

〔相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額〕 〔100円未満は切り捨てて下さい。〕

2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）

納税猶予分の相続税額 $\left(\begin{array}{l} \text{市町村(区域)内農地等(一定のもの[※]を除く)である特例農地等の取得の} \\ \text{時における農業投資価格超過額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{市町村(区域)内農地等(一定のもの[※]を除く)であ} \\ \text{る特例農地等について既に措置法第70条の6第7} \\ \text{項又は第8項の規定により確定した相続税額} \end{array} \right)$

〔 _____円 × _____円 〕 - _____円

〔相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額〕

(免除額)

= _____円 (100円未満は切り捨てて下さい。)

(※)上記の一定のものについては、裏面2(4)(※)を参照してください。

※欄は記入しないでください。

令和 ____年 ____月 ____日

____ 税務署長

令和 ____年 ____月 ____日

____ したので、租税特別措置法第70条の6第39項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒 _____ 氏名 _____ 印 農業相続人との続柄 _____

記

平成 ____年分 相続税

免除を受ける相続税の額 _____円

相続税の一部免除の場合

1 特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）

納税猶予分の相続税額（贈与分の農業投資価格超過額）（免除額）

_____円 × $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ = _____円

〔相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額〕 〔100円未満は切り捨てて下さい。〕

2 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）

納税猶予分の相続税額 $\left(\begin{array}{l} \text{市町村(区域)内農地等(一定のもの[※]を除く)である特例農地等の取得の} \\ \text{時における農業投資価格超過額} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{市町村(区域)内農地等(一定のもの[※]を除く)であ} \\ \text{る特例農地等について既に措置法第70条の6第7} \\ \text{項又は第8項の規定により確定した相続税額} \end{array} \right)$

〔 _____円 × _____円 〕 - _____円

〔相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額〕

(免除額)

= _____円 (100円未満は切り捨てて下さい。)

(※)上記の一定のものについては、裏面2(4)(※)を参照してください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	猶予整理簿	検算	整理簿番号
---	-------	----	-------

※	猶予整理簿	検算	整理簿番号
---	-------	----	-------

改正後

(裏)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「令和 年 月 日に 欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。
 - イ 免除事由が上記1の①の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」
 - ロ 免除事由が上記1の②の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」
 - ハ 免除事由が上記1の③の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」
 - (2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。
 - (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
 - (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。
 - イ 上記1の②に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
 - ロ 上記1の③に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの^(※)を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
- (※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。
- ① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合
田園住居地域内にある農地（措置法第70条の4第2項第4号ロ）又は地区計画農地保全条例制限区域内農地（措置法第70条の4第2項第4号ハ）であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等
 - ② ①以外の場合
都市営農農地等

改正前

(裏)
記載方法等

この届出書は、相続税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人

- (1) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……死亡した人の相続人と包括受遺者
- (2) 特例農地等を贈与したとき（贈与税の納税猶予の特例が受けられる贈与に限る。）…贈与をした人
- (3) 相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過したとき……納税猶予を受けている人

2 記載方法等

- (1) 本文の「^{平成}令和 年 月 日に 欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を次のように記載してください。
 - イ 免除事由が上記1の①の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に農業相続人〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」
 - ロ 免除事由が上記1の②の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地乙野二郎に農地等の全部を贈与」
 - ハ 免除事由が上記1の③の場合
例えば「令和〇〇年〇月〇日において、相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過」
 - (2) 「農業相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と農業相続人との続柄を記載してください。
 - (3) 「免除を受ける相続税の額 円」欄は、全額免除になる場合の、免除額を記載してください。
 - (4) 「相続税の一部免除の場合」欄は、次の区分に従って記載してください。
 - イ 上記1の②に該当する場合で特例農地等の一部を贈与したときには、「特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の6第39項第3号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
 - ロ 上記1の③に該当する場合で農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しない農業相続人に限ります。）が有する特例農地等のうち市街化区域内農地等（一定のもの^(※)を除きます。）に係る納税猶予税額が免除されるときには、「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の6第39項第4号）」欄の算式に従って計算し記載してください。
- (※) 上記の一定のものは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとなります。
- ① 平成30年9月1日以後の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成30年8月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で平成30年9月1日以後に特定貸付けの特例又は都市農地の貸付けの特例の適用を受けた場合
田園住居地域内にある農地（措置法第70条の4第2項第4号ロ）又は地区計画農地保全条例制限区域内農地（措置法第70条の4第2項第4号ハ）であって三大都市圏の特定市の区域内に所在するもの及び生産緑地等
 - ② ①以外の場合
都市営農農地等

改 正 後

改 正 前

代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）

代替農地等の取得に関する承認申請書（納期限延長事案用）

整理簿番号			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税 務 署 受 付 印 </div>			
〒		住 所	
_____ 税務署長		_____ 申請者	
_____年 _____月 _____日提出		氏 名 _____ 電話 _____	
租税特別措置法施行令第40条の2第7項（昭和50年改正前）の規定により贈与税の納期限の延長に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。			
譲渡等をした農地等	農地等の所在地		計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡
	贈与を受けた年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	贈与の時の価額	円	円
	譲渡等の年月日、態様	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の対価の額	円	円
取得見込の農地又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地		
	農地又は採草放牧地の地目等、面積	㎡	㎡
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	取得価額の見積額	円	円

整理簿番号			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 税 務 署 受 付 印 </div>			
〒		住 所	
_____ 税務署長		_____ 申請者	
_____年 _____月 _____日提出		氏 名 _____ 電話 _____	
租税特別措置法施行令第40条の2第7項（昭和50年改正前）の規定により贈与税の納期限の延長に係る代替農地等の取得価額の見積額等に関する承認申請をいたします。			
譲渡等をした農地等	農地等の所在地		計
	農地等の地目等、面積	㎡	㎡
	贈与を受けた年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	贈与の時の価額	円	円
	譲渡等の年月日、態様	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	譲渡等の対価の額	円	円
取得見込の農地又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地		
	農地又は採草放牧地の地目等、面積	㎡	㎡
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	取得価額の見積額	円	円

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

(注) 農地等とは、農地若しくは採草放牧地又は準農地をいいます。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		印	電話番号
-------	--	---	------

改 正 後

代替農地等の取得に関する承認申請書
(納期限延長事案用)

1 使用目的

この承認申請書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定の適用を受けている者が、納期限のまだ確定していない間に、同法同条第1項第1号又は同条第2項の規定による譲渡等があった場合において、当該譲渡等の日から1年以内に代替農地等を取得する見込につき税務署長の承認を受けるために使用するものである。

2 留意事項等

この承認申請書の提出期限は、当該譲渡等があった日から1か月以内です。

改 正 前

代替農地等の取得に関する承認申請書
(納期限延長事案用)

1 使用目的

この承認申請書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定の適用を受けている者が、納期限のまだ確定していない間に、同法同条第1項第1号又は同条第2項の規定による譲渡等があった場合において、当該譲渡等の日から1年以内に代替農地等を取得する見込につき税務署長の承認を受けるために使用するものである。

2 留意事項等

この承認申請書の提出期限は、当該譲渡等があった日から1か月以内です。

改正後

改正前

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書		延長整理簿 ※	検算 ※
令和____年____月____日			
_____ 税務署長			
〒_____ 届出者住所			
氏名_____ (電話番号_____-_____)			
<p>租税特別措置法第70条の4第1項(昭和50年改正前)の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受 けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。</p>			
農地等の贈与を受けた年月日		昭和____年____月____日	
農地等の贈与 をした者	住所	氏名	(____年____月____日生)
<p>(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 円</p> <p>(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の 特例を受けた贈与税額 円</p> <p>(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡を したために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 円</p> <p>(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を 受けている贈与税額 円</p>			
<p>(注) 1 この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委 員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3年間に農地等の異動があった場合には、その明 細書などを添付する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(一般的に は3月15日)の翌日から、毎3年を経過するごとの日(一般的には毎3年目の3月15日)までに、納 税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。</p> <p>3 この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出 期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。</p>			

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資12-31-A4統一)

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書		延長整理簿 ※	検算 ※
令和____年____月____日			
_____ 税務署長			
〒_____ 届出者住所			
氏名_____ (電話番号_____-_____)			
<p>租税特別措置法第70条の4第1項(昭和50年改正前)の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受 けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。</p>			
農地等の贈与を受けた年月日		昭和____年____月____日	
農地等の贈与 をした者	住所	氏名	(____年____月____日生)
<p>(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 円</p> <p>(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の 特例を受けた贈与税額 円</p> <p>(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡を したために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 円</p> <p>(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を 受けている贈与税額 円</p>			
<p>(注) 1 この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委 員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3年間に農地等の異動があった場合には、その明 細書などを添付する必要があります。</p> <p>2 この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(一般的に は3月15日)の翌日から、毎3年を経過するごとの日(一般的には毎3年目の3月15日)までに、納 税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。</p> <p>3 この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出 期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。</p>			

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		印	電話番号
-------	--	---	------

(資12-31-A4統一)

改 正 後

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

使用目的

この届出書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の特例を受けている者が、当該贈与税の申告書の提出期限から毎3年を経過するごとの日までに、同条第1項の規定の適用を引き続いて受けたい旨の届出をする際に使用するものである。

改 正 前

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

使用目的

この届出書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の特例を受けている者が、当該贈与税の申告書の提出期限から毎3年を経過するごとの日までに、同条第1項の規定の適用を引き続いて受けたい旨の届出をする際に使用するものである。

改正後

改正前

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※

税務署
受付印

令和__年__月__日

____ 税務署長

農地等の受贈者 _____ が租税特別措置法第70条の4第1項(昭和50年改正前)の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届出者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 農地等の受贈者との続柄 _____

農地等の受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 令和__年__月__日死亡

免除を受ける贈与税の額

_____円

その他参考事項

関与税理士 _____ 電話番号 _____

(資12-32-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※

税務署
受付印

令和__年__月__日

____ 税務署長

農地等の受贈者 _____ が租税特別措置法第70条の4第1項(昭和50年改正前)の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届出者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 農地等の受贈者との続柄 _____

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 農地等の受贈者との続柄 _____

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 農地等の受贈者との続柄 _____

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 農地等の受贈者との続柄 _____

〒

住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 農地等の受贈者との続柄 _____

農地等の受贈者

〒

住所 _____ 氏名 _____ 令和__年__月__日死亡

免除を受ける贈与税の額

_____円

その他参考事項

関与税理士 _____ 印 _____ 電話番号 _____

(資12-32-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

改 正 後

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

1 使用目的

この届出書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定により農地等に係る贈与税の納期限の延長を受けていた者が死亡したことにより、同条第9項の規定によりその納期限の延長を受けていた贈与税の免除を受ける場合に、その死亡した者の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する同法施行令第40条の2第11項に規定する届出書として使用するものである。

2 記載要領等

- (1) この「届出者」欄には、農地等の受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）の住所、氏名及び農地等の受贈者との続柄を記載すること。
- (2) 「その他参考事項」欄には、農地等の受贈者が農地等の贈与を受けた日その他参考となるべき事項を記載すること。

改 正 前

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

1 使用目的

この届出書は、措法の一部を改正する法律（昭和50年法律第16号）による改正前の措法第70条の4第1項の規定により農地等に係る贈与税の納期限の延長を受けていた者が死亡したことにより、同条第9項の規定によりその納期限の延長を受けていた贈与税の免除を受ける場合に、その死亡した者の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する同法施行令第40条の2第11項に規定する届出書として使用するものである。

2 記載要領等

- (1) この「届出者」欄には、農地等の受贈者の相続人（包括受遺者を含む。）の住所、氏名及び農地等の受贈者との続柄を記載すること。
- (2) 「その他参考事項」欄には、農地等の受贈者が農地等の贈与を受けた日その他参考となるべき事項を記載すること。

改 正 後

改 正 前

贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等異動の明細書

届出者氏名		延長整理簿 ※	確 認 ※
-------	--	------------	----------

贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等異動の明細書

届出者氏名		延長整理簿 ※	検 印 ※
-------	--	------------	----------

租税特別措置法第70条の4第5項（昭和50年改正前）の規定による継続届出書の提出期限前3年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

租税特別措置法第70条の4第5項（昭和50年改正前）の規定による継続届出書の提出期限前3年間における特例農地等の異動の明細は、次のとおりです。

番号	農地等の所在地番	地目等	面積	譲渡等の日 年 月 日	摘 要
			㎡	・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

番号	農地等の所在地番	地目等	面積	譲渡等の日 年 月 日	摘 要
			㎡	・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

※印欄は記入しないでください。

※印欄は記入しないでください。

改 正 後

贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等の異動の明細書

使用目的

この明細書は、贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書を提出する場合において、その届出書を提出する年前3年間に農地等が異動しているときに、その明細を記載し、その届出書に添付するために使用するものである。

改 正 前

贈与税の納期限延長の特例の適用に係る農地等の異動の明細書

使用目的

この明細書は、贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書を提出する場合において、その届出書を提出する年前3年間に農地等が異動しているときに、その明細を記載し、その届出書に添付するために使用するものである。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

届出者 于 住所 _____ 氏名 _____ (電話番号 - -)

第70条の7第1項 贈与税
租税特別措置法第70条の7第1項の規定による 相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等
第70条の7の4第1項 相続税

第9項
第10項
第8項
について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

届出者 于 住所 _____ 氏名 _____ (電話番号 - -)

第70条の7第1項 贈与税
租税特別措置法第70条の7第1項の規定による 相続税の納税の猶予を引き続いて受けたので、次に掲げる税額等
第70条の7の4第1項 相続税

第9項
第10項
第8項
について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	被相続人	住所	氏名			

非上場株式等の	贈与を受けた	年月日	平成	年	月	日
贈与者	被相続人	住所	氏名			

- この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。
- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 年 月 日
 - 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 相続税 額 _____円
 - 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 _____株(口・円)

- この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。
- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 年 月 日
 - 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 相続税 額 _____円
 - 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 _____株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・		株(口・円)
ロ	・		株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・		株(口・円)
ロ	・		株(口・円)

- 4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____
- 5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

- 4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____
- 5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書(報告基準日以後に作成されたものに限ります。)
- ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りません。)
- ④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。)又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ⑤ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑥ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は④の書類の提出は必要ありません。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書(報告基準日以後に作成されたものに限ります。)
- ③ 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限りません。)
- ④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。)又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ⑥ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑦ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び③の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資122-13-A4統-) (令元.3)

(資122-13-A4統-) (令元.5)

改正後

(裏)
記載方法等

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

(1) 非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方

イ 経営（贈与）承継期間^(第11)の場合 第一種（贈与）基準日^(第22)の翌日から5か月を経過する日

ロ 経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(第30)の翌日から3か月を経過する日

(注1) 「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前のいずれか早い日までを期間をいいます。

(注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

(2) 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方

イ 経営相続承継期間^(第4)の場合 第一種相続基準日^(第5)の翌日から5か月を経過する日

ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(第6)の翌日から3か月を経過する日

(注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までと③当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前のいずれか早い日までを期間をいいます。

(注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式会社等について「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

2 3の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(第9)により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式会社等の内訳等につき変更があった場合に限り。）に記載してください。

※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号に規定する贈与をいいます。

3 「経営承継者」とは、

イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)
① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(第1)

② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り。）

ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(第2)

(※1) ①の書類は、最初の「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日まで合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

(裏)
記載方法等

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

(1) 非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方

イ 経営（贈与）承継期間^(第11)の場合 第一種（贈与）基準日^(第22)の翌日から5か月を経過する日

ロ 経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(第30)の翌日から3か月を経過する日

(注1) 「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者又は経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前のいずれか早い日までを期間をいいます。

(注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

(2) 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方

イ 経営相続承継期間^(第4)の場合 第一種相続基準日^(第5)の翌日から5か月を経過する日

ロ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(第6)の翌日から3か月を経過する日

(注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までと③当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前のいずれか早い日までを期間をいいます。

(注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式会社等について「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。

(注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

2 3の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(第9)により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式会社等の内訳等につき変更があった場合に限り。）に記載してください。

※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「経営承継者」とは、

イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)
① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(第1)

② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り。）

ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(第2)

(※1) ①及び②の書類は、最初の「非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日まで合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改 正 後

改 正 前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の継続届出書（特例措置）
相 続 税

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の継続届出書（特例措置）
相 続 税

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

届出者 住所 〒 _____
氏名 _____ (電話番号 - -)

第70条の7の5第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による 相続税
第70条の7の8第1項

第6項
次に掲げる税額等について確認し、同条 第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

届出者 住所 〒 _____
氏名 _____ (電話番号 - -)

第70条の7の5第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による 相続税
第70条の7の8第1項

第6項
次に掲げる税額等について確認し、同条 第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

非上場株式等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
相続税 額 _____円
- 3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 _____株(口・円)

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
相続税 額 _____円
- 3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 _____株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ . .			株(口・円)
ロ . .			株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ . .			株(口・円)
ロ . .			株(口・円)

- 4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____
- 5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

- 4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____
- 5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)
- ③ 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したのものに限ります。)
- ④ 中小企業における経営の承継の内訳化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ⑤ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第5号、同規則第23条の12の3第17項第5号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含みます。)の規定に該当する場合(裏面の4参照)には、中小企業における経営の承継の内訳化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し
- ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

(注) 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は④の書類の提出は必要ありません。

【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 登記事項証明書(基準日以後に作成されたものに限ります。)
- ③ 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したのものに限ります。)
- ④ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の特例認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 中小企業における経営の承継の内訳化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ⑥ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第6号、同規則第23条の12の3第17項第6号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含みます。)の規定に該当する場合(裏面の4参照)には、中小企業における経営の承継の内訳化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し
- ⑦ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑧ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

(注) 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日以前である場合には②及び④の書類、当該いずれか早い日の翌日以後である場合は⑤の書類の提出は必要ありません。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日			

(資12②-38-A 4統一)(昭3.3)

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日			

(資12②-38-A 4統一)(令9.5)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改正後

(裏)
記載方法等

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営（贈与）承継期間^(※1)の場合 第一種（贈与）基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける前に特例認定相続継承会社の非上場株式等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限りまず。）に記載してください。
※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併継承会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併継承会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併継承会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併継承会社又は交換等承継会社が証明したものに限りまず。）
- ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)

(※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

(裏)
記載方法等

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営（贈与）承継期間^(※1)の場合 第一種（贈与）基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。
- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方
- イ 特例経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける前に特例認定相続継承会社の非上場株式等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限りまず。）に記載してください。
※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号に規定する贈与をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併継承会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併継承会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併継承会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併継承会社又は交換等承継会社が証明したものに限りまず。）
- ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)

(※1) ①及び②イの書類は、最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

改正前

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)を基準割合未満に減少
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少
第23条の9第28項
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の12第9項

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)を基準割合未満に減少
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少
第23条の9第28項
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の12第9項

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

3 該当規定^(注3、4)

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限[※] _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

5 3の割合を減少すべき期限[※] _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶子整理番号
※ 年 月 日	

(資12②-14-3-A4統一) (印3.3)

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認印)	入力 確認 納税猶子整理番号
※ 年 月 日	

(資12②-14-3-A4統一) (印2.6)

改正後

(裏)

- 1 この届出書は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A = 当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
B = 当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対象表に計上されている帳簿価額の合計額
C = 過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改正前

(裏)

- 1 この届出書は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

- 2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A = 当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
B = 当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対象表に計上されている帳簿価額の合計額
C = 過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)を基準割合未満に減少させ、特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

第23条の12の2第20項
第23条の12の3第20項
第23条の12の5第17項

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 _____)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)を基準割合未満に減少させ、特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

第23条の12の2第20項
第23条の12の3第20項
第23条の12の5第17項

※欄は記入しなくてください。

※欄は記入しなくてください。

1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 _____ %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 _____ %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限^{*} _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____ %
運用収入 _____ %

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 _____ %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 _____ %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限^{*} _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____ %
運用収入 _____ %

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	_____	電話番号	_____
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	入力 確認 納税額子整理番号

関与税理士	_____	電話番号	_____
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入力 確認 納税額子整理番号

改 正 後

(裏)

- 1 この届出書は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る特例経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。
- なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。
- ※ 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

- ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額
C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 前

(裏)

- 1 この届出書は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る特例経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。
- なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。
- ※ 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

- ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額
C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

贈与者 受贈者 相続人等 (氏名:)

年 月 日に (住所:) が死亡し、租税特別措置法

第70条の7第15項第 号 贈与税 相統税 を免除されたいので届け出ます。

第70条の7の2第16項第1号 の規定により次の 贈与税 相統税 を免除されたいので届け出ます。

第70条の7の4第12項

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 住所 氏名 贈与者 受贈者との続柄 相続人等

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。) 贈与を受けた 年月日 年 月 日

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 相統税 額 (円)

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株 (口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
			④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(④・⑤)
イ	・				
ロ	・				
ハ	・				

4 免除を受ける 贈与税 相統税 額 (円)

※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円)) = 免除を受ける贈与税額(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」欄に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 氏名

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認	納税猶予番号
	年 月 日	

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

贈与者 受贈者 相続人等 (氏名:)

年 月 日に (住所:) が死亡し、租税特別措置法

第70条の7第15項第 号 贈与税 相統税 を免除されたいので届け出ます。

第70条の7の2第16項第1号 の規定により次の 贈与税 相統税 を免除されたいので届け出ます。

第70条の7の4第12項

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 住所 氏名 贈与者 受贈者との続柄 相続人等

1 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。) 贈与を受けた 年月日 年 月 日

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 相統税 額 (円)

3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株 (口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
			④死亡日の直前	⑤免除を受ける株式等	⑥死亡日の後(④・⑤)
イ	・				
ロ	・				
ハ	・				

4 免除を受ける 贈与税 相統税 額 (円)

※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額(注1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円)) = 免除を受ける贈与税額(注2) (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」欄に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 氏名

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日 確認印 入力 確認	納税猶予番号
	年 月 日	

改正後

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

(注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。

2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限りません。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限りません。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

贈与者
相続人等

第70条の7第15項第__号
なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、第70条の7の4第12項

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

- (2) 本文の「 年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- 贈与者
相続人等
- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(注)により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「経営承継者」とは、

イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

(注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。

2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限りません。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限りません。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

贈与者
相続人等

第70条の7第15項第__号
なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、第70条の7の4第12項

この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

- (2) 本文の「 年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- 贈与者
相続人等
- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(注)により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「経営承継者」とは、

イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

改正前

贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

税務署 受付印
令和 年 月 日
税務署長
贈与者 受贈者 (氏名:)
(住所:)が死亡し、租税特別措置法
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第 号
第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
の規定により、次の 贈与税 を
相続税 を
免除されたいので届け出ます。

税務署 受付印
令和 年 月 日
税務署長
贈与者 受贈者 (氏名:)
(住所:)が死亡し、租税特別措置法
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第 号
第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
の規定により、次の 贈与税 を
相続税 を
免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
住所 氏名
贈与者 受贈者との続柄 相続人等
1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の 贈与を受けた 年月日
相続(遺贈)があった
贈与税 相続税 額
2 死亡日の直前における猶予中
3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額
株(口・円)

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
住所 氏名 印
贈与者 受贈者との続柄 相続人等
1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の 贈与を受けた 年月日
相続(遺贈)があった
贈与税 相続税 額
2 死亡日の直前における猶予中
3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額
株(口・円)

Table with 4 columns: 贈与年月日, 贈与者の氏名, 贈与者の住所, 左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円)). Rows include ④死亡日の直前, ⑤免除を受ける株式等, ⑥死亡日の後(④-⑤).

Table with 4 columns: 贈与年月日, 贈与者の氏名, 贈与者の住所, 左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円)). Rows include ④死亡日の直前, ⑤免除を受ける株式等, ⑥死亡日の後(④-⑤).

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額
※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額
※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

Mathematical formula: (円) x (株(口・円)) = (円). Includes labels for '死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額' and '免除を受ける贈与税額'.

Mathematical formula: (円) x (株(口・円)) = (円). Includes labels for '死亡した贈与者から贈与を受けた非上場株式等の数又は金額' and '免除を受ける贈与税額'.

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
5 贈与者 被相続人 の住所 氏名
6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
5 贈与者 被相続人 の住所 氏名
6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号
通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号
年 月 日

関与税理士 電話番号
通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号
年 月 日

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改正後

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営承継承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡日から10か月以内、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者
相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第〇〇号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

- (2) 本文の「年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(注)により取得をしたものである場合に記載してください。
- この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号に規定する贈与をいいます。

3 「特例経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正前

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営承継承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡日から10か月以内、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限ります。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限ります。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者
相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第〇〇号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

- (2) 本文の「平成 年 月 日に受贈者（氏名： ）（住所： ）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(注)により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号に規定する贈与をいいます。

3 「特例経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

非上場株式等についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

税務署 受付印 令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、
第70条の7第15項第3号
同法 第70条の7の2第16項第2号 第70条の7の4第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】
〒 住所 氏名

認定(贈与・相続)承継会社の商号

- 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名 住所 氏名
- 贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))	
				③贈与の直前	④贈与をした株式等 ⑤贈与をした日の状 (④-⑤)
イ	・	・			
ロ	・	・			
ハ	・	・			

6 免除を受ける 贈与税 相続税 額 円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額」(円) × $\frac{\text{贈与をした非上場株式等の数又は金額}^{(1)}}{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」}}$ = 免除を受ける 贈与税 相続税 額⁽²⁾ (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税務署 受付印 令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、
第70条の7第15項第3号
同法 第70条の7の2第16項第2号 第70条の7の4第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】
〒 住所 氏名 印

認定(贈与・相続)承継会社の商号

- 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名 住所 氏名
- 贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))	
				③贈与の直前	④贈与をした株式等 ⑤贈与をした日の状 (④-⑤)
イ	・	・			
ロ	・	・			
ハ	・	・			

6 免除を受ける 贈与税 相続税 額 円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額」(円) × $\frac{\text{贈与をした非上場株式等の数又は金額}^{(1)}}{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」}}$ = 免除を受ける 贈与税 相続税 額⁽²⁾ (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日			

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改 正 後

(真)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限り。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。
イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 前

(真)

1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限り。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。
イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 後

改 正 前

非上場株式等についての贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)

非上場株式等についての贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)

税務署 受付印 令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 の規定の適用に係る贈与をし、
第70条の7の5第1項
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号
同法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 贈与税 相続税 を
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号
免除されたいので届け出ます。

【届出者】
〒 氏名
住所 氏名

特例認定(贈与・相続)承継会社の商号

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 氏名

3 贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 円

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				③贈与の直前	④贈与をした株式等	⑤贈与をした日の後(④-③)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

6 免除を受ける贈与税 相続税 額 円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の 贈与税 相続税 額 (円) × 贈与をした非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 相続税 額^(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日まで間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税務署 受付印 令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 の規定の適用に係る贈与をし、
第70条の7の5第1項
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号
同法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 贈与税 相続税 を
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号
免除されたいので届け出ます。

【届出者】
〒 氏名
住所 氏名

特例認定(贈与・相続)承継会社の商号

1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 年 月 日

2 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名
住所 氏名

3 贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 円

4 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

5 贈与をした非上場株式等の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円))		
				③贈与の直前	④贈与をした株式等	⑤贈与をした日の後(④-③)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

6 免除を受ける贈与税 相続税 額 円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の 贈与税 相続税 額 (円) × 贈与をした非上場株式等の数又は金額^(注1) (株(口・円)) = 免除を受ける 贈与税 相続税 額^(注2) (円)

上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 年 月 日

8 被相続人の住所 氏名

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日まで間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(真)

1 届出書を提出する人

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の住所、氏名及び特例認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のもが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「特例経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 前

(真)

1 届出書を提出する人

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の住所、氏名及び特例認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のもが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所_氏名_」欄には、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「特例経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第12項 贈与税 について、
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____

④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円

イ 経営承継者^(注7)及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)

ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④+⑤)) ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税
第70条の7の4第12項 贈与税 について、
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____

④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細 _____

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円

イ 経営承継者^(注7)及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)

ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④+⑤)) ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12② - 25 - A 4 統一) (令3.3)

※	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12② - 25 - A 4 統一) (令元.6)

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

(裏)

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に係る一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- (注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。

- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 前

(裏)

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に相当する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- (注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。

- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____ 税務署長

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項
相続税
贈与税
猶予中について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署
受付印

令和____年____月____日

____ 税務署長

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項
租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項
相続税
贈与税
猶予中について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

- 1 この申請に係る事由の別**
- 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
 - ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日
(解散をした日) _____年____月____日
 - ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____
 - ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

- 1 この申請に係る事由の別**
- 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
 - ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日
(解散をした日) _____年____月____日
 - ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称) _____
(吸収合併存続会社等の所在地) _____
 - ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称) _____
(株式交換完全親会社等の所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細 _____

2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日

3 1の事情の詳細 _____

- ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
- 4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**
- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円
 - ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円
 - ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円
 - ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
 - ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円
- イ 特例経営承継者^(注7)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
- ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－(④＋⑤)) ⑥ _____円
- ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

- ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
- 4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**
- ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注3) ① _____円
 - ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円
 - ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円
 - ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円
 - ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注6) ⑤ _____円
- イ 特例経営承継者^(注7)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)
- ロ 会社から支給された給与^(注8)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－(④＋⑤)) ⑥ _____円
- ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由が生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由が生じた日から2か月以内）に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。

① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。

② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいいます。「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りします。）
- 3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらが有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等⁽⁹²⁾となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

(注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

(注4) 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

(注5) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

(注7) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由が生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由が生じた日から2か月以内）に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。

① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。

② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいいます。「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限りします。）
- 3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらが有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等⁽⁹²⁾となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

(注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

(注4) 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

(注5) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

(注7) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号)

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税・贈与税
第70条の7の4第17項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号)

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税・贈与税
第70条の7の4第17項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）.....① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額.....② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額（注2）.....③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額.....④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）.....⑤ _____円

イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額.....（イ _____円）

ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額.....（ロ _____円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））.....⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）.....① _____円

② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額.....② _____円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額（注2）.....③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額.....④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）.....⑤ _____円

イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額.....（イ _____円）

ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額.....（ロ _____円）

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））.....⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

※欄には記入しないでください。(資12②-25-2-A 4統一) (令3.3)

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

※欄には記入しないでください。(資12②-25-2-A 4統一) (令4.6)

改 正 後

《 裏 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間）に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 前

《 裏 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間）に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項 の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の 相続税 贈与税 について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地
※ 該当する事由にレ点を付けてください。
 ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
（譲渡等をした日） 年 月 日
（譲渡先の氏名又は名称）
（譲渡先の住所又は所在地）
 ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日） 年 月 日
（解散をした日） 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注1) ① 円
② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ② 円
③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注2) ③ 円
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ 円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注3) ⑤ 円
イ 特例経営承継者 ^(注4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ⑥ (イ 円)
ロ 会社から支給された給与 ^(注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ 円)
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	確認	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-46-A4統一) (令3.3)

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項 の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の 相続税 贈与税 について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地
※ 該当する事由にレ点を付けてください。
 ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
（譲渡等をした日） 年 月 日
（譲渡先の氏名又は名称）
（譲渡先の住所又は所在地）
 ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日） 年 月 日
（解散をした日） 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。
① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注1) ① 円
② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ② 円
③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注2) ③ 円
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ 円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注3) ⑤ 円
イ 特例経営承継者 ^(注4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ⑥ (イ 円)
ロ 会社から支給された給与 ^(注5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ 円)
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-46-A4統一) (令元6)

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りず。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類

- (注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
 - 3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
 - 4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りず。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）
- 3 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
- 4 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 5 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類

- (注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
 - 3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
 - 4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書（一般措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第1項
第70条の7の2第1項
第70条の7の4第1項
の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税相続税 について、
第21項
第22項 の規定の適用を受けたので、関係書類を添付して申請します。
次のとおり同条 第13項

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7第1項
第70条の7の2第1項
第70条の7の4第1項
の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税相続税 について、
第21項
第22項 の規定の適用を受けたので、関係書類を添付して申請します。
次のとおり同条 第13項

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

- ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと
- ② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと
- ③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

- ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと
- ② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと
- ③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第二号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日

年 月 日

2 1の事情が生じた年月日

年 月 日

3 1の事情の詳細

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

3 1の事情の詳細

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽²⁾	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽²⁾	円
③ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） ⁽¹⁾⁽³⁾	円
イ 経営承継者 ⁽¹⁾⁽⁴⁾ 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 ⁽¹⁾⁽⁵⁾ の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額（①－②＋③）	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（口・円）
c 認可決定日における価額（a × b） ⁽¹⁾⁽²⁾	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	確認	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②・32・A4統一) (令3.3)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽²⁾	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽²⁾	円
③ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） ⁽¹⁾⁽³⁾	円
イ 経営承継者 ⁽¹⁾⁽⁴⁾ 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 ⁽¹⁾⁽⁵⁾ の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額（①－②＋③）	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（口・円）
c 認可決定日における価額（a × b） ⁽¹⁾⁽²⁾	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②・32・A4統一) (令元.6)

改正後

(裏)

《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限り、）
 - 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限り、）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限り、）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限り、）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限り、）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなけりません。
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)

《添付書類等》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限り、）
 - 認可決定日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - 再生計画の認可の決定があった場合にあつては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限り、）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限り、）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、経営承継者が認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限り、）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
 - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限り、）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、(4)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなけりません。
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

税務署
受付印

税務署長 _____ 令和 ____年 ____月 ____日

〒 _____
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項
第70条の7の8第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、

第20項において準用する同法第70条の7第21項
次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたので、
第12項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたいので、

関係書類を添付して申請します。

税務署
受付印

税務署長 _____ 令和 ____年 ____月 ____日

〒 _____
住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項
第70条の7の8第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、

第20項において準用する同法第70条の7第21項
次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたので、
第12項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたいので、

関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 _____年 ____月 ____日

3 1の事情の詳細 _____

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

2 1の事情が生じた年月日 _____年 ____月 ____日

3 1の事情の詳細 _____

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽¹⁾	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽²⁾	円
③ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） ⁽¹⁾⁽³⁾	円
イ 特例経営承継者 ⁽¹⁾⁽⁴⁾ 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 ⁽¹⁾⁽⁵⁾ の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額（①－②＋③）	円

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽¹⁾	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 ⁽¹⁾⁽²⁾	円
③ 剰余金の配当等の額（イ＋ロ） ⁽¹⁾⁽³⁾	円
イ 特例経営承継者 ⁽¹⁾⁽⁴⁾ 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 ⁽¹⁾⁽⁵⁾ の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額（①－②＋③）	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（円×円）
c 認可決定日における価額（a × b） ⁽¹⁾⁽²⁾	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（円×円）
c 認可決定日における価額（a × b） ⁽¹⁾⁽²⁾	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-47-A4統一) (令3.3)

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-47-A4統一) (令元.6)

改正後

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評価が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - 認可決定日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - 再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
- 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、④の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等々の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等々のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。
 (注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(裏)
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限ります。）
 - 認可決定日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨
 - 再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
- 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
 - 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る登記事項証明書（申請事由の③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その事実が生じた日の前日において、特例経営承継者が特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限ります。）
 - 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
 - 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、④の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

(注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
 (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等々の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等々のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなればなりません。
 (注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書(一般措置)

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書(一般措置)

令和____年____月____日

税務署
受付印

____税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

第70条の7第1項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 対象(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____年____月____日
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者
(経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。))が死
亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを
知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限
までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

令和____年____月____日

税務署
受付印

____税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号 - -)

第70条の7第1項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の4第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 対象(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____年____月____日
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者
(経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。))が死
亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを
知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限
までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

改 正 後

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改 正 前

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改 正 後

改 正 前

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書(特例措置)

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書(特例措置)

令和____年____月____日

税務署長 _____

〒 _____
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

第70条の7の5第1項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の6第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の8第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例対象(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____年____月____日
相続(遺贈)があった

3 特例認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

令和____年____月____日

税務署長 _____

〒 _____
届出者住所 _____

氏名 _____ 印
(電話番号 - -)

第70条の7の5第1項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の6第1項の規定に基づく非上場株式等
第70条の7の8第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例対象(受贈・相続)非上場株式等
の 贈与を受けた 年月日 _____年____月____日
相続(遺贈)があった

3 特例認定(贈与・相続)承継会社の所在地 _____ 名称 _____

4 猶予中贈与税額(相続税額) _____円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

送	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

送	通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

改 正 後

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が
税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用し
ます。

改 正 前

(裏)

使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が
税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用し
ます。

改 正 後

改 正 前

	<table border="1" style="font-size: 8px;"> <tr> <td>通達日付印の年月日 (欄 数)</td> <td>納税額番号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号	年 月 日		<table border="1" style="font-size: 8px;"> <tr> <td>通達日付印の年月日 (欄 数)</td> <td>納税額番号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号	年 月 日		<table border="1" style="font-size: 8px;"> <tr> <td>入 力</td> <td>確 認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </table>	入 力	確 認	※	※
通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号														
年 月 日															
通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号														
年 月 日															
入 力	確 認														
※	※														
<p>贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (一般措置)</p>															
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; width: 20px; margin: auto;"> 税務署 受付印 </div>	令和____年____月____日 _____ 税務署長 〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ (電話番号 - -)														
租税特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたので、次に掲げる税額等 について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。															
1	対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日	_____年____月____日													
2	相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。) (注1)	_____年____月____日													
3	2の基準日における猶予中贈与税額	_____円													
4	2の基準日において有する対象相続非上場株式等の数又は金額	_____株(口・円)													
5	認定相続承継会社の明細														
	名 称	(変更前)													
認定相続承継会社	本店の所在地	(変更前)													
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)															
	直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度												
	円	円	円												
認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由															
事 由															
	基準日における資本金の額又は出資の総額		円												
	基準日における準備金の額		円												
関与税理士		電 話 番 号													

(資12② - 28 - A4統一)

※欄は記入しないでください。この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

	<table border="1" style="font-size: 8px;"> <tr> <td>通達日付印の年月日 (欄 数)</td> <td>納税額番号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号	年 月 日		<table border="1" style="font-size: 8px;"> <tr> <td>通達日付印の年月日 (欄 数)</td> <td>納税額番号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号	年 月 日		<table border="1" style="font-size: 8px;"> <tr> <td>入 力</td> <td>確 認</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </table>	入 力	確 認	※	※
通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号														
年 月 日															
通達日付印の年月日 (欄 数)	納税額番号														
年 月 日															
入 力	確 認														
※	※														
<p>贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (一般措置)</p>															
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; width: 20px; margin: auto;"> 税務署 受付印 </div>	令和____年____月____日 _____ 税務署長 〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ (電話番号 - -)														
租税特別措置法第70条の7の4第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたので、次に掲げる税額等 について確認し、同条第7項第2号の規定により報告します。															
1	対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日	_____年____月____日													
2	相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。) (注1)	_____年____月____日													
3	2の基準日における猶予中贈与税額	_____円													
4	2の基準日において有する対象相続非上場株式等の数又は金額	_____株(口・円)													
5	認定相続承継会社の明細														
	名 称	(変更前)													
認定相続承継会社	本店の所在地	(変更前)													
相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)															
	直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度												
	円	円	円												
認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由															
事 由															
	基準日における資本金の額又は出資の総額		円												
	基準日における準備金の額		円												
関与税理士		電 話 番 号													

(資12② - 28 - A4統一)

※欄は記入しないでください。この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、対象受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者に対する同項又は同法第70条の7の5第1項の規定に係る贈与が、その贈与をした者の同法第70条の7第15項第3号(同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用に係るものである場合には、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

R3.3

改 正 前

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けようとする経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の4第2項第3号に定める者をいいます。)が、対象受贈非上場株式等に係る贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第2項第5号の5年を経過する日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の4第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の4第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者に対する同項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与が、その贈与をした者の同法第70条の7第15項第3号(同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用に係るものである場合には、対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその対象受贈非上場株式等の贈与をした者をいいます。

R2.6

改 正 後

改 正 前

提出日付印の年月日 (横 罫)		納税額等番号
年 月 日		
	入 力	確 認
	※	※

特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (特例措置)

税務署
受付印

令和____年____月____日
 _____ 税務署長
 〒
 住所 _____
 氏名 _____
 (電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。

- 1 特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____年____月____日
- 2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。) (注1) _____年____月____日
- 3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円
- 4 2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5 特例認定相続継承会社の明細

特例認定相続継承会社	名 称	(変更前)
	本店の所在地	(変更前)

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)

直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
円	円	円

特例認定相続継承会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

事 由	
基準日における資本金の額又は出資の総額	円
基準日における準備金の額	円

関与税理士	電 話 番 号
-------	---------

(資12②-49-A 4 統一)

※欄は記入しないでください。
この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

提出日付印の年月日 (横 罫)		納税額等番号
年 月 日		
	入 力	確 認
	※	※

特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書 (特例措置)

税務署
受付印

令和____年____月____日
 _____ 税務署長
 〒
 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。

- 1 特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____年____月____日
- 2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日 (以下「基準日」といいます。) (注1) _____年____月____日
- 3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円
- 4 2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5 特例認定相続継承会社の明細

特例認定相続継承会社	名 称	(変更前)
	本店の所在地	(変更前)

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注2)

直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
円	円	円

特例認定相続継承会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

事 由	
基準日における資本金の額又は出資の総額	円
基準日における準備金の額	円

関与税理士	電 話 番 号
-------	---------

(資12②-49-A 4 統一)

※欄は記入しないでください。
この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

改 正 後

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続継受期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続継受期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 特例経営相続継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与がその特例贈与者の第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。

R3.3

改 正 前

(裏)

《 この報告書の提出をする必要のある方 》

非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。

- (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。
- (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続継受期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続継受期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。
- なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。
- (注3) 特例経営相続継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与がその特例贈与者の第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。

R2.6

改 正 後

改 正 前

震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書

震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書

税務署 受付用

令和 年 月 日

税務署長 干

住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 _____)

第 38 条の 3 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定贈与承継会社
 第 38 条の 4 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定承継会社
 第 38 条の 5 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定相続承継会社

の規定の適用を受けたいので、
 認定贈与承継会社
 認定承継会社
 認定相続承継会社

が、

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

(注) 1 震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。(以下同じです。)
 2 認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

1 被災した会社に関する事項

① 名称	③ 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 認定承継会社 <input type="checkbox"/> 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の 30% 以上である場合 (貸借対照表の帳簿価額で判定します。)
 【1号該当】

確認事項	① 平成 23 年 3 月 10 日における総資産の価額	円
	② 東日本大震災により滅失をした資産の価額 (注) 1 滅失には、通常の修繕によっては戻状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額 (②に該当するものを除きます。) (注) 資産には、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ 上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合 (②+③) ÷ ① × 100	{ 30% 以上で } % あれば適用可 →

(2) 東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の 20% 以上である場合
 (上記 (1) に該当する場合を除きます。)
 【2号該当】

確認事項	① 平成 23 年 3 月 10 日に使用していた常時使用従業員の総数	人
	② 東日本大震災により滅失又は損壊をした事業所において平成 23 年 3 月 10 日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限りです。	人
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所 (②の事業所を除きます。) において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数	人
	④ 上記①の数に対する②及び③の合計数の割合 (②+③) ÷ ① × 100	{ 20% 以上で } % あれば適用可 →

(3) 震災後 6 か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の 70% 以下である場合 (上記 (1) 又は (2) に該当する場合を除きます。)
 【3号該当】

※ 東日本大震災の発生直前において震災特例法第 34 条第 1 項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限ります。

確認事項	① 平成 22 年 3 月 11 日から平成 22 年 9 月 10 日までの間における売上金額	円
	② 平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日までの間における売上金額	円
	③ 上記①の金額に対する②の金額の割合 (② ÷ ① × 100)	{ 70% 以下で } % あれば適用可 →

関与税理士 _____ 電話番号 _____

税務署 受付用

令和 年 月 日

税務署長 干

住 所 _____

氏 名 _____

(電話番号 _____)

第 38 条の 3 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定贈与承継会社
 第 38 条の 4 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定承継会社
 第 38 条の 5 第 1 項・第 3 項・第 5 項 認定相続承継会社

の規定の適用を受けたいので、
 認定贈与承継会社
 認定承継会社
 認定相続承継会社

が、

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

(注) 1 震災特例法とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。(以下同じです。)
 2 認定贈与承継会社、認定承継会社及び認定相続承継会社には、これから認定を受けようとする会社を含みます。

1 被災した会社に関する事項

① 名称	③ 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 認定承継会社 <input type="checkbox"/> 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

2 被災した会社の被害の態様

次に掲げる場合に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 東日本大震災によって被害を受けた事業用資産が総資産の 30% 以上である場合 (貸借対照表の帳簿価額で判定します。)
 【1号該当】

確認事項	① 平成 23 年 3 月 10 日における総資産の価額	円
	② 東日本大震災により滅失をした資産の価額 (注) 1 滅失には、通常の修繕によっては戻状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産の価額 (②に該当するものを除きます。) (注) 資産には、措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ 上記①の価額に対する②及び③の合計額の割合 (②+③) ÷ ① × 100	{ 30% 以上で } % あれば適用可 →

(2) 東日本大震災により被災した事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の 20% 以上である場合
 (上記 (1) に該当する場合を除きます。)
 【2号該当】

確認事項	① 平成 23 年 3 月 10 日に使用していた常時使用従業員の総数	人
	② 東日本大震災により滅失又は損壊をした事業所において平成 23 年 3 月 10 日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる期間に限りです。	人
	③ 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所 (②の事業所を除きます。) において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数	人
	④ 上記①の数に対する②及び③の合計数の割合 (②+③) ÷ ① × 100	{ 20% 以上で } % あれば適用可 →

(3) 震災後 6 か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の 70% 以下である場合 (上記 (1) 又は (2) に該当する場合を除きます。)
 【3号該当】

※ 東日本大震災の発生直前において震災特例法第 34 条第 1 項に規定する指定地域内に本店を有していた会社又は現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失若しくは損壊をした会社に限ります。

確認事項	① 平成 22 年 3 月 11 日から平成 22 年 9 月 10 日までの間における売上金額	円
	② 平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日までの間における売上金額	円
	③ 上記①の金額に対する②の金額の割合 (② ÷ ① × 100)	{ 70% 以下で } % あれば適用可 →

関与税理士 _____ 電話番号 _____

改 正 後

<裏面>

震災特例法第 38 条の 3、第 38 条の 4 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1 震災特例法第 38 条の 3 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者	添付書類	フィック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
②	貸借対照表その他の書類で表面 2 の (1) の①から③の価額を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (1) の②の資産が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
④	表面 2 の (1) の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
⑤	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

(2) 2号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 6 項に規定する従業員証明書その他の書類で表面 2 の (2) ①から③の数を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (2) の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
⑤	表面 2 の (2) の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
⑥	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

(3) 3号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
②	損益計算書その他の書類で表面 2 の (3) の①及び②の金額を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
⑤	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

2 震災特例法第 38 条の 4 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

①	上記(1)の②から⑤の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 1 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 1 号の書類	<input type="checkbox"/>

(2) 2号該当者

①	上記(2)の②から⑥の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 2 号の書類	<input type="checkbox"/>

(3) 3号該当者

①	上記(3)の②から⑤の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 3 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 3 号の書類	<input type="checkbox"/>

改 正 前

<裏面>

震災特例法第 38 条の 3、第 38 条の 4 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける人は、これらの規定及び被災した会社の被害の態様の区分に応じてそれぞれに掲げる書類をこの「震災特例法第 38 条の 3・4・5 の被害要件確認表兼届出書」に添付して提出してください。

1 震災特例法第 38 条の 3 又は第 38 条の 5 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者	添付書類	フィック欄
①	東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（以下「特例円滑化省令」といいます。）第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
②	貸借対照表その他の書類で表面 2 の (1) の①から③の価額を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (1) の②の資産が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
④	表面 2 の (1) の③の資産が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
⑤	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

(2) 2号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
②	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 1 条第 6 項に規定する従業員証明書その他の書類で表面 2 の (2) ①から③の数を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所の常時使用従業員が平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までの間継続して本来の業務に従事することができなかったことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で表面 2 の (2) の②の事業所が東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
⑤	表面 2 の (2) の③の事業所が警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
⑥	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

(3) 3号該当者

①	特例円滑化省令第 2 条第 3 項に規定する確認書の写し及び同条第 2 項に規定する申請書の写し（経済産業大臣に提出されたものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
②	損益計算書その他の書類で表面 2 の (3) の①及び②の金額を明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
③	会社の登記事項証明書（東日本大震災の発生直前における本店所在地が記載されているものに限りず。）	<input type="checkbox"/>
④	市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で東日本大震災の発生直前において現にその事業の用に供していた建物が東日本大震災により滅失し、又は損壊したことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
⑤	その他参考となるべき書類	<input type="checkbox"/>

2 震災特例法第 38 条の 4 の規定の適用を受ける場合

(1) 1号該当者

①	上記(1)の②から⑤の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 1 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 1 号の書類	<input type="checkbox"/>

(2) 2号該当者

①	上記(2)の②から⑥の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 2 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 2 号の書類	<input type="checkbox"/>

(3) 3号該当者

①	上記(3)の②から⑤の書類	<input type="checkbox"/>
②	震災特例法規則第 14 条の 4 第 2 項第 3 号、同第 5 項（第 7 項で準用する場合を含みます。）第 3 号の書類	<input type="checkbox"/>

改正後

改正前

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の差額免除申請書（特例措置）

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の差額免除申請書（特例措置）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項
 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項
 第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において
 準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

租税特別措置法 又は の規定により納税の猶予に
 準用する第70条の7の6第13項

係る猶予中の贈与税相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当するものにし点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

租税特別措置法第70条の7の 第 項第 号に該当

租税特別措置法第70条の7の 第 項第 号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の 第 項 号に該当
 （譲渡等先^(注1)の氏名又は名称）
 （譲渡等先の住所又は所在地）

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別
 租税特別措置法施行令第40条の8の 第 項第 号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等^(注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・ロ・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・ロ・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するもの数又は金額 (株・ロ・円)
イ	・				
ロ	・				
ハ	・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。
 （裏面に続きます。）

※欄は記入しないでください。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項
 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項
 第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において
 準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

租税特別措置法 又は の規定により納税の猶予に
 準用する第70条の7の6第13項

係る猶予中の贈与税相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別
 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当するものにし点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

租税特別措置法第70条の7の 第 項第 号に該当

租税特別措置法第70条の7の 第 項第 号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の 第 項 号に該当
 （譲渡等先^(注1)の氏名又は名称）
 （譲渡等先の住所又は所在地）

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別
 租税特別措置法施行令第40条の8の 第 項第 号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等^(注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・ロ・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・ロ・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するもの数又は金額 (株・ロ・円)
イ	・				
ロ	・				
ハ	・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。
 （裏面に続きます。）

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏面)

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額) ^(注3)	円
イ 対価の額 ^(注4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 ^(注5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額 (解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) ^(注4)	円
イ 経営承継者 ^(注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定 (贈与・相続) 承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定 (贈与・相続) 承継会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定を受ける場合には①、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定を受ける場合には②に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (7①)	円
② 納付する税額 (7③+7④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) ^(注9)	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (7③)のうち株式等以外の財産の価額 (7③ロ)に対応する金額 (7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
通信日付印の年 月 日	確認 入力 確認 納税猶予番号
※ 年 月 日	

(資12②-52-A 4統一) (令3.3)

改 正 前

V.000107

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額) ^(注3)	円
イ 対価の額 ^(注4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 ^(注5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額 (解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) ^(注4)	円
イ 経営承継者 ^(注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定 (贈与・相続) 承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定 (贈与・相続) 承継会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定を受ける場合には①、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定を受ける場合には②に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (7①)	円
② 納付する税額 (7③+7④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) ^(注9)	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (7③)のうち株式等以外の財産の価額 (7③ロ)に対応する金額 (7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
通信日付印の年 月 日	確認印 入力 確認 納税猶予番号
※ 年 月 日	

(資12②-52-A 4統一) (令元.12)

改 正 後

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶子に係る猶子中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項4号若しくは5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）4号若しくは5号に掲げる事由のいずれかに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれかに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

(注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等（以下「特例対象株式会社等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

(注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式会社等のうち、特例対象株式会社等以外のものを有する場合には、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式会社等について記入します。

(注3) 「再計算した納税猶子分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式会社等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時ににおける価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注4) 「対価の額」とは、特例対象株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式会社等の時価に相当する金額をいいます。

(注5) 「特例対象株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 承継会社の特例対象株式会社等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。

(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

(注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改 正 前

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶子に係る猶子中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項各号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれかに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれかに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

(注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等（以下「特例対象株式会社等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

(注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式会社等のうち、特例対象株式会社等以外のものを有する場合には、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式会社等について記入します。

(注3) 「再計算した納税猶子分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式会社等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時ににおける価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注4) 「対価の額」とは、特例対象株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式会社等の時価に相当する金額をいいます。

(注5) 「特例対象株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 承継会社の特例対象株式会社等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。

(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

(注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改正後

改正前

贈与税 相続税
特例対象株式等についての納税猶予の追加免除申請書（特例措置）

贈与税 相続税
特例対象株式等についての納税猶予の追加免除申請書（特例措置）

Header form for '改正後' including fields for tax office name, date, address, name, and phone number. Includes a note about stamping and a reference to tax laws.

Header form for '改正前' including fields for tax office name, date, address, name, and phone number. Includes a note about stamping and a reference to tax laws.

- 1 この申請に係る会社に関する事項
① 会社の名称
② 会社の所在地
③ 業務の内容
④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時(注1)の直前において特例認定(贈与・相続)承継会社の常時使用従業員(注2)であった者の数
⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数
⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち会社が所有又は賃借をしているもの所在地(②の所在地と同じ場合には記載不要です。)(注3)

- 1 この申請に係る会社に関する事項
① 会社の名称
② 会社の所在地
③ 業務の内容
④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時(注1)の直前において特例認定(贈与・相続)承継会社の常時使用従業員(注2)であった者の数
⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数
⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち会社が所有又は賃借をしているもの所在地(②の所在地と同じ場合には記載不要です。)(注3)

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等
Table with 6 rows and 2 columns: Description and Amount (円). Rows include: ① 猶予中贈与税・相続税額, ② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額, ③ 特例再計算贈与・相続税額の計算(ロ+ハ) with sub-rows イ, ロ, ハ, ④ 納付する贈与税・相続税額(③(合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ+ハ))(注7) with sub-rows イ, ロ, ハ, ⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(②-③), ⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①-④-⑤)

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等
Table with 6 rows and 2 columns: Description and Amount (円). Rows include: ① 猶予中贈与税・相続税額, ② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額, ③ 特例再計算贈与・相続税額の計算(ロ+ハ) with sub-rows イ, ロ, ハ, ④ 納付する贈与税・相続税額(③(合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ+ハ))(注7) with sub-rows イ, ロ, ハ, ⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(②-③), ⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①-④-⑤)

Footer form for '改正後' including fields for tax agent name, phone number, and a table for communication date and confirmation.

Footer form for '改正前' including fields for tax agent name, phone number, and a table for communication date and confirmation.

改 正 後

(裏)
《記載要領等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日(当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日(前日))において、会社がその事業を継続している場合^(※)に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内(当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営(相続)承継受贈者又は特例経営承継相続人等(以下「特例経営承継者」といいます。))が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人(包括受遺者を含みます。))が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。)にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数(その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。)以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項(第40条の8の8第21項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

1. 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

(注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象(受贈・相続)非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定(贈与・相続)承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定(贈与・相続)承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

(注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であつて、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

(注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

2. 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。

(注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価(吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。)の額、株式交換等の対価(他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定(贈与・相続)承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。)の額をいいます。

(注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額)」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定(贈与・相続)承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算した金額をいいます。

(注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

3. 添付書類

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表

(2) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

改 正 前

(裏)
《記載要領等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日(当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日(前日))において、会社がその事業を継続している場合^(※)に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内(当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営(相続)承継受贈者又は特例経営承継相続人等(以下「特例経営承継者」といいます。))が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人(包括受遺者を含みます。))が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。)にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数(その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。)以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項(第40条の8の8第21項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

1. 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

(注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象(受贈・相続)非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。)第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定(贈与・相続)承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定(贈与・相続)承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

(注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であつて、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

(注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

2. 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。

(注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価(吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。)の額、株式交換等の対価(他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定(贈与・相続)承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。)の額をいいます。

(注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額)」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定(贈与・相続)承継会社の特例対象株式等のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算した金額をいいます。

(注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

3. 添付書類

(1) 損益計算書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行規則第23条の12の2第30項、第23条の12の3第30項又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の9第5項各号に掲げるいずれかの業務を行っていることを証するもの

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表

(3) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

改正後

改正前

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒 _____

届出者 住所 _____
(林業経営相続人)
氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた
ので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 令和 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 令和____年____月____日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円
(内 _____ 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4 租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託の有無

【添付書類】

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

*	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒 _____

届出者 住所 _____
(林業経営相続人)
氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた
ので、次に掲げる税額等について確認し、同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日		平成 令和 年 月 日	
被相続人	住所	氏名	

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 令和____年____月____日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円
(内 _____ 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

4 租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託の有無

【添付書類】

- 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 森林法施行規則第99条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※欄は記入しないでください。

*	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	年 月 日				

改正後

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の6第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限り、)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。
ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

(6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をしている場合には、 にレ印を記入してください。

改正前

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の6第11項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限り、)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。
ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

(6) 記載事項4について

租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をしている場合には、 にレ印を記入してください。

改 正 後

改 正 前



納税猶予の適用を受けている山林について取用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

令和__年__月__日
 _____ 税務署長

干
 届出者住所 _____

氏名 _____ 印
 (電話番号 - -)

租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 1 項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用を受けるため、同条第 2 項又は第 5 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。



納税猶予の適用を受けている山林について取用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

令和__年__月__日
 _____ 税務署長

干
 届出者住所 _____

氏名 _____ 印
 (電話番号 - -)

租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 1 項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり取用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用を受けるため、同条第 2 項又は第 5 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しないでください。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日	平成 令和 年 月 日
--------------------	----------------

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日	平成 令和 年 月 日
--------------------	----------------

被相続人	住所	氏名
------	----	----

被相続人	住所	氏名
------	----	----

1 取用交換等により譲渡した特例山林の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____ h²

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 特例山林の譲渡をした日 令和__年__月__日

3 特例山林の譲渡先 所在地 _____

名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

1 取用交換等により譲渡した特例山林の明細

(1) 所在場所 _____

(2) 地 目 _____

(3) 面 積 _____ h²

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 特例山林の譲渡をした日 令和__年__月__日

3 特例山林の譲渡先 所在地 _____

名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
年 月 日	

通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号
年 月 日		

改 正 後

(裏)
使 用 目 的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 1 項）の適用を受けている山林を取用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の 2 分の 1 の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

改 正 前

(裏)
使 用 目 的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 6 第 1 項）の適用を受けている山林を取用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の 2 分の 1 の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

改 正 後

改 正 前

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

税務署 受付印

令和 ____年__月__日

____ 税 務 署 長

〒 -

届 出 者 住 所 _____
(林業経営相続人)

氏 名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人
〒 (電話番号 - -)

住所 _____ 氏名 _____ 相続 (遺贈) 平成 ____年__月__日
があった年月日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日 (当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人 (包括受遺者を含みます。) が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日) が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

税務署 受付印

令和 ____年__月__日

____ 税 務 署 長

〒 -

届 出 者 住 所 _____
(林業経営相続人)

氏 名 _____ 印
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の6の6第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人
〒 (電話番号 - -)

住所 _____ 氏名 _____ 相続 (遺贈) 平成 ____年__月__日
があった年月日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日 (当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人 (包括受遺者を含みます。) が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日) が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確 認)	猶予整理簿	検 算	整理簿番号
※ 年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検 算	整理簿番号
※ 年 月 日				

改 正 後

(裏)
使 用 目 的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の6第3項第5号の規定により行うために使用するものです。

改 正 前

(裏)
使 用 目 的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の6第3項第5号の規定により行うために使用するものです。

改正後

経営困難時における経営委託に関する届出書

		令和 年 月 日	
〒			
_____ 税務署長		_____ 届出者 住所(居所)	
		(林業経営相続人) 氏 名 _____	
		生年月日 昭和・平成 年 月 日	
		(電話番号 _____)	
<p>租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。</p>			
1 被相続人に関する事項			
住 所		氏 名	
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日		平 成	年 月 日
		令 和	
2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項			
特例山林について経営を行うことが困難となった年月日		令和 年 月 日	
特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです（該当する番号を○で囲んでください）。			
<p>(1) 相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。</p> <p>(2) 相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。</p> <p>(3) 相続税の申告書の提出期限後に、要介護区分五の要介護認定を受けました。</p> <p>(4) 相続税の申告書の提出期限後に、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。</p> <p>(5) 相続税の申告書の提出期限後に、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました(4に該当する場合は除きます)。</p> <p>(6) 相続税の申告書の提出期限後に、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。</p>			
3 経営委託に関する事項			
経営委託を受けた者 (経営受託者)	住所(居所)		
氏 名	(届出者との続柄：_____)		
経営委託を行った年月日		令和 年 月 日	
経営委託を行った特例山林(経営委託山林)の所在場所等			
土 地		(面積)	
立 木 (樹種：_____)		(面積)	
4 添付書類 (注) 下記の書類のほかに、裏面に記載した書類を提出する必要があります。			
<p>(1) 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し</p> <p>(2) 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類（経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など）</p> <p>(3) 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書</p> <p>(4) 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書</p> <p>(5) 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの</p>			
関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日 (確 認)	整理簿番号
	年 月 日	

※欄は記入しないでください。

(資 12③-5-A 4統一) (令 3.3)

改正前

経営困難時における経営委託に関する届出書

		令和 年 月 日	
〒			
_____ 税務署長		_____ 届出者 住所(居所)	
		(林業経営相続人) 氏 名 _____	
		生年月日 昭和・平成 年 月 日	
		(電話番号 _____)	
<p>租税特別措置法第70条の6の6第6項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。</p>			
1 被相続人に関する事項			
住 所		氏 名	
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日		平 成	年 月 日
		令 和	
2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項			
特例山林について経営を行うことが困難となった年月日		令和 年 月 日	
特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです（該当する番号を○で囲んでください）。			
<p>(1) 相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。</p> <p>(2) 相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。</p> <p>(3) 相続税の申告書の提出期限後に、要介護区分五の要介護認定を受けました。</p> <p>(4) 相続税の申告書の提出期限後に、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。</p> <p>(5) 相続税の申告書の提出期限後に、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました(4に該当する場合は除きます)。</p> <p>(6) 相続税の申告書の提出期限後に、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。</p>			
3 経営委託に関する事項			
経営委託を受けた者 (経営受託者)	住所(居所)		
氏 名	(届出者との続柄：_____)		
経営委託を行った年月日		令和 年 月 日	
経営委託を行った特例山林(経営委託山林)の所在場所等			
土 地		(面積)	
立 木 (樹種：_____)		(面積)	
4 添付書類 (注) 下記の書類のほかに、裏面に記載した書類を提出する必要があります。			
<p>(1) 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し</p> <p>(2) 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類（経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など）</p> <p>(3) 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書</p> <p>(4) 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書</p> <p>(5) 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの</p>			
関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日 (確 認)	確認印	整理簿番号
	年 月 日		

※欄は記入しないでください。

(資 12③-5-A 4統一) (令 2.6)

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方^(注1)が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者^(注2)に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。

なお、この届出書は、**経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。**

- (注) 1 租税特別措置法第70条の6の6第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。
2 林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第40条の7の6第18項に規定する要件を満たす者をいいます。

2 書き方等

「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。

3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）

「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) ①を○で囲んだ人
精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
- (2) ②を○で囲んだ人
身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
- (3) ③を○で囲んだ人
介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分5の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
- (4) ④を○で囲んだ人
身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
- (5) ⑤を○で囲んだ人
身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
- (6) ⑥を○で囲んだ人
市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 届出をする必要のある方

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方^(注1)が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者^(注2)に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。

なお、この届出書は、**経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。**

- (注) 1 租税特別措置法第70条の6の6第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。
2 林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第40条の7の6第18項に規定する要件を満たす者をいいます。

2 書き方等

「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。

3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。）

「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) ①を○で囲んだ人
精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
- (2) ②を○で囲んだ人
身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
- (3) ③を○で囲んだ人
介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分5の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
- (4) ④を○で囲んだ人
身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
- (5) ⑤を○で囲んだ人
身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
- (6) ⑥を○で囲んだ人
市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

改正後

改正前

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書

税務署
受付印

税務署長 令和 年 月 日

令和 年 月 日に林業経営相続人（氏名 ）
（住所 ）が死亡したので、
租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

税務署
受付印

税務署長 令和 年 月 日

令和 年 月 日に林業経営相続人（氏名 ）
（住所 ）が死亡したので、
租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒 住所 氏名 林業経営相続人との続柄

(電話番号 - -)

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒 住所 氏名 林業経営相続人との続柄

(電話番号 - -)

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人 相續（遺贈）平成 年 月 日
住所 氏名 があった日 令和 年 月 日

被相続人 相續（遺贈）平成 年 月 日
住所 氏名 があった日 令和 年 月 日

1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円

(内 円)

2 免除を受ける相続税額 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1) - (2)〕 円

(内 円)

2 免除を受ける相続税額 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分	税務署	円

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分	税務署	円

【添付書類】

1 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日（その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日）までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書

2 1と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについてその林業経営相続人が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書

3 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の6第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書

4 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営委託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書

5 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営委託者が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書

6 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

【添付書類】

1 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日（その林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日の前日）までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書

2 1と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについてその林業経営相続人が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書

3 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の6第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書

4 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、同項の規定の適用に係る経営委託をした日からその林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続して同項の規定の適用に係る経営委託者によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書

5 林業経営相続人が租税特別措置法第70条の6の6第6項の規定の適用を受けた者である場合には、4と同じ期間において、森林法施行規則第9条第2号に掲げる要件に該当することについて同項の規定の適用に係る経営委託者が引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書

6 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日				

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検査	整理簿番号
年 月 日				

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届けるために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りす。)の始期をいいます。

ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の6第17項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届けるために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りす。)の始期をいいます。

ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の6第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

改 正 後

改 正 前

医療法人持分についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書

医療法人持分についての贈与税相続税の納税猶予の免除届出書

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

(電話番号 - -)

私は、令和 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の9第11項 第70条の7の12第11項 の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細			
① 医療法人の名称等	名 称	整理番号 所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 令和 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 令和 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 令和 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A		円 00
⑥ 免除を受ける贈与税相続税額	B		円 00

(注)1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

(電話番号 - -)

私は、令和 年 月 日に、次のとおり医療法人の持分を放棄し、租税特別措置法 第70条の7の9第11項 第70条の7の12第11項 の規定により次の贈与税相続税を免除されたいので、関係書類を添付して届け出ます。

医療法人の持分等の明細			
① 医療法人の名称等	名 称	整理番号 所轄税務署名	税務署
② 経済的利益を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 令和 年 月 日		
③ 「出資持分の放棄申出書」の医療法人への提出年月日	平成 令和 年 月 日		
④ 医療法人の定款の変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	平成 令和 年 月 日		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	A		円 00
⑥ 免除を受ける贈与税相続税額	B		円 00

(注)1 納税猶予の特例の適用に係る医療法人が2以上ある場合には、その医療法人ごとにこの届出書を作成します。
2 この届出書を提出する場合には、裏面【添付書類】に掲げる書類を添付して提出する必要があります。
3 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合、基金として拠出した金額に対応する部分の医療法人持分納税猶予税額及び利子税は免除されません。その場合の納付税額、納付期限などについては、所轄の税務署にお尋ねください。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益(又は)相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益(又は)持分の額	a
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分(又は)相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の額	b
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出(持分の放棄)の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 持分の額	令和 年 月 日 c

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。

① 基金として拠出をした額	d
② 自己所有持分相当額 (c × b / (a + b))	e
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額 (c - e)	f
④ (d - e)の金額(赤字の場合は0)	g
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額 (A × (g / f)) (100円未満切捨て)	h 00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額 (A - h)	(「医療法人の持分等の明細」⑤のB) i 00

関与税理士

電話番号

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細

1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細

医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益(又は)相続(遺贈)により取得した持分	贈与又は相続(遺贈)により取得した経済的利益又は持分の価額を記入します。	経済的利益(又は)持分の額	a
② 贈与者による持分の放棄の直前の持分(又は)相続開始の直前の持分	①欄の経済的利益又は持分を取得する直前において有していた持分の価額及び出資額を記入します。	持分の額	b
③ 基金拠出の直前の持分	基金拠出型医療法人への基金の拠出(持分の放棄)の直前において有していた持分の価額、出資額等を記入します。	拠出年月日 持分の額	令和 年 月 日 c

2 免除を受ける贈与税又は相続税の額の計算

医療法人持分納税猶予税額のうち放棄をした額に対応する部分の金額(免除を受ける贈与税又は相続税の額)を計算します。

① 基金として拠出をした額	d
② 自己所有持分相当額 (c × b / (a + b))	e
③ 1の「③ 基金拠出の直前の持分」(c)の価額のうち贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益又は相続(遺贈)により取得した持分に対応する部分の金額 (c - e)	f
④ (d - e)の金額(赤字の場合は0)	g
⑤ 基金として拠出をした額に対応する部分の金額 (A × (g / f)) (100円未満切捨て)	h 00
⑥ 放棄をした額に対応する部分の金額 (A - h)	(「医療法人の持分等の明細」⑤のB) i 00

関与税理士

電話番号

通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日

通信日付印の年月日 確認印 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人(第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。)が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けた旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分	書 類
1) 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1 「出資持分の放棄申出書」(「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。)の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
2) 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合(※)	1 「出資持分の放棄申出書」(「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。)の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
	3 基金拠出型医療法人の定款(認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律(平成27年法律第74号)による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。)の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の② 贈与者による持分の放棄の直前の持分(又は)相続開始の直前の持分)欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分)欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

- (1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)附則様式7)の提出年月日を記入します。

ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分	書 類
1) 医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄(A)の金額
2) 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄(i)の金額

- (2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(イ) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ロ) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(イ) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(ロ) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」(零)とします。

(ハ) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄(B)に転記します。

改 正 前

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第70条の7の9第1項又は第70条の7の12第1項の適用を受ける人(第70条の7の11第1項の適用を受ける人を含みます。以下「医療法人持分相続人等」といいます。)が、納税猶予の特例の適用に係る医療法人の持分の全てを放棄した場合又は医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合に、同法第70条の7の9第11項又は第70条の7の12第11項の規定により、医療法人持分相続人等が納税猶予の特例の適用を受ける贈与税又は相続税の免除を受けた旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書を提出する場合には、次の表に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

【添付書類】

区 分	書 類
1) 医療法人の持分の全てを放棄した場合	1 「出資持分の放棄申出書」(「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。)の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
2) 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合(※)	1 「出資持分の放棄申出書」(「医療法人の持分等の明細」の③欄に係るもので、医療法人が受領した年月日の記載があるものに限ります。)の写し
	2 ①持分の放棄の直前及び②その放棄の時ににおける医療法人の出資者名簿の写し
	3 基金拠出型医療法人の定款(認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項又は医療法の一部を改正する法律(平成27年法律第74号)による改正前の医療法第50条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。)の写し

※ ②の場合には、表面「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の② 贈与者による持分の放棄の直前の持分(又は)相続開始の直前の持分)欄の「持分の価額」や「③ 基金拠出の直前の持分)欄の「持分の価額」の計算の根拠が分かる書類など、免除を受ける贈与税又は相続税の額及びその計算の明細を明らかにする書類を併せて提出してください。

2 記載方法等

- (1) 「医療法人の持分等の明細」の記入に当たっての留意事項

イ ③欄は、医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」(医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)附則様式7)の提出年月日を記入します。

ロ ④欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。

ハ ⑤欄は、①の医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額を、贈与税又は相続税の申告書に基づき記入します。

ニ ⑥欄は、次の表に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる金額を記入します。

区 分	書 類
1) 医療法人の持分の全てを放棄した場合	「医療法人の持分等の明細」の⑤欄(A)の金額
2) 医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出した場合	「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の2の⑥欄(i)の金額

- (2) 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」の記入に当たっての留意事項

「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の計算明細」については、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合に使用し、医療法人持分納税猶予税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額を算出します。

なお、医療法人の持分の全てを放棄した場合には、この計算明細の各欄の記入は不要です。

イ 「1 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の経済的利益又は持分の明細」について

(イ) ②欄の「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が贈与者による放棄又は被相続人に係る相続開始の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

(ロ) ③欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出の年月日を記入し、「持分の価額」欄には、医療法人持分相続人等が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。

ロ 「2 免除を受ける贈与税・相続税の額の計算」について

(イ) ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、医療法人持分相続人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した額を記入します。

(ロ) ④欄は、「基金として拠出した額」から「自己所有持分相当額」を控除した金額を記入します。

なお、その計算した金額が赤字になる場合には、その金額を「0」(零)とします。

(ハ) ⑥欄は、「医療法人の持分等の明細」の「⑥ 免除を受ける 贈与税 相続税 額」欄(B)に転記します。

改 正 後

寄託契約の解除により契約期間が終了をした
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

税務署 受付印		令和__年__月__日	
_____ 税務署長		〒 申請者 住所 _____ (寄託相続人) 氏名 _____ (電話番号 - -)	
<p>租税特別措置法第70条の6の7第2項第2号に規定する寄託契約を行った下記の特定美術品については、令和__年__月__日に寄託先美術館の設置者からの契約の解除 寄託契約の更新を行わない旨の申出による寄託契約の終了があり、同日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、当該特定美術品を寄託する見込みです。ついては、同条第4項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の7第16項の規定により承認申請します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日		令和__年__月__日	
2 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		
<p>(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。</p>			
3 寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
4 新たな寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日		
(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。			
関与税理士	電話番号		
	通信日付印の年月日	(確認)	電子整理簿
※	年月日		検査
			整理簿番号

(資 12⑤-9-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

寄託契約の解除により契約期間が終了をした
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

税務署 受付印		令和__年__月__日	
_____ 税務署長		〒 申請者 住所 _____ (寄託相続人) 氏名 _____ 印 (電話番号 - -)	
<p>租税特別措置法第70条の6の7第2項第2号に規定する寄託契約を行った下記の特定美術品については、令和__年__月__日に寄託先美術館の設置者からの契約の解除 寄託契約の更新を行わない旨の申出による寄託契約の終了があり、同日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、当該特定美術品を寄託する見込みです。ついては、同条第4項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の7の7第16項の規定により承認申請します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続(遺贈)により取得した年月日		令和__年__月__日	
2 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		
<p>(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。</p>			
3 寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
4 新たな寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日		
(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。			
関与税理士	電話番号		
	通信日付印の年月日	確認印	電子整理簿
※	年月日		検査
			整理簿番号

(資 12⑤-9-A 4 統一) (令元.12)

改 正 後

(裏)

記 載 方 法 等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了（寄託先美術館の設置者からの契約解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものに限ります。）した場合に、寄託契約の終了の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者にその特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、寄託契約の契約期間が終了の日から1月以内^{※1}です。

また、この申請書には、「寄託先美術館からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること」及び「契約期間が終了した年月日」を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）を添付して提出してください。

- ※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その寄託契約の終了の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。
- 2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

改 正 前

(裏)

記 載 方 法 等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託契約の契約期間の終了（寄託先美術館の設置者からの契約解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものに限ります。）した場合に、寄託契約の終了の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者にその特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、寄託契約の契約期間が終了の日から1月以内^{※1}です。

また、この申請書には、「寄託先美術館からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること」及び「契約期間が終了した年月日」を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）を添付して提出してください。

- ※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その寄託契約の終了の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。
- 2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

改正後

寄託先美術館の登録の取消等があった
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

		令和__年__月__日	
_____ 税務署長		〒 _____	
申請者 _____ (寄託相続人)		住所 _____	
氏名 _____ (電話番号 - -)		_____ 印	
<p>租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 2 項第 5 号に規定する寄託先美術館については、登録の取消 令和__年__月__日に登録の抹消があり^(注)、同日から 1 年以内に当該寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託する見込みです。ついては、同条第 5 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 7 第 17 項の規定により承認申請します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和__年__月__日	
2 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		
<p>(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第 57 条第 1 項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。</p>			
3 寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
4 新たな寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日		
(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。			
関与税理士	電話番号		
	通信日付印の年月日	(確認)	電子整理簿 検査 整理簿番号
*	__年__月__日		

(資 12⑤-3-11-A 4 統一) (令 3.3)

改正前

寄託先美術館の登録の取消等があった
特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書

		令和__年__月__日	
_____ 税務署長		〒 _____	
申請者 _____ (寄託相続人)		住所 _____	
氏名 _____ (電話番号 - -)		_____ 印	
<p>租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 2 項第 5 号に規定する寄託先美術館については、登録の取消 令和__年__月__日に登録の抹消があり^(注)、同日から 1 年以内に当該寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託する見込みです。ついては、同条第 5 項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 7 第 17 項の規定により承認申請します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和__年__月__日	
2 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		
<p>(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第 57 条第 1 項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。</p>			
3 寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
4 新たな寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新たな寄託先美術館の設置者に対する寄託予定年月日	令和__年__月__日		
(注) 申請時において、新たな寄託先美術館が未定の場合には、①欄及び②欄には「未定」と記載してください。			
関与税理士	電話番号		
	通信日付印の年月日	確認印	電子整理簿 検査 整理簿番号
*	__年__月__日		

(資 12⑤-3-11-A 4 統一) (令 元.12)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から1月以内^{※1}です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

- ※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。
- 2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

(注) ①「登録の取消」とは、博物館法第14条第1項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第15条第2項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、博物館法施行規則第24条の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。

改 正 前

(裏)
記載方法等

この承認申請書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特定美術品に係る寄託先美術館について、その登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消（以下「取消等」といいます。）がされた場合にその取消等の日から1年以内に新たな寄託先美術館の設置者にその特例美術品を寄託する見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限はその取消等の日から1月以内^{※1}です。

また、この申請書には、「寄託先美術館について、上記の取消等が生じた旨」及び「上記の取消等が生じた年月日」を明らかにする書類を添付して提出してください。

- ※1 この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その取消等の日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。
- 2 この承認を受けようとする特定美術品が複数ある場合には、その特定美術品ごとに、承認申請書を作成してください。

(注) ①「登録の取消」とは、博物館法第14条第1項の規定により登録を取り消された場合をいい、②「登録の抹消」とは、同法第15条第2項の規定により登録を抹消された場合をいい、③「指定の取消」とは、博物館法施行規則第24条の規定により博物館相当施設の指定が取り消された場合をいいます。

改 正 後

税務署 受付印		特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書	
		令和 年 月 日	
税務署長		〒	
提出者 (寄託相続人)		住所	
氏名		印	
(電話番号)	
<p>租税特別措置法第70条の6の7 第4項 第5項 に規定する承認に係る特定美術品については、旧寄託契約に係る 契約期間の終了 寄託先美術館の登録の取消等 があった日から1年以内である 令和 年 月 日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7 第5項 第8項 の規定により、明細書を提出します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和 年 月 日	
2 契約期間の終了等の年月日			
① 事由	契約期間の終了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
② 年月日	令和 年 月 日		
(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。			
3 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録美術品		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。			
4 新寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和 年 月 日		
関与税理士	電話番号		
※	通信日付印の年月日	(確認)	電子整理簿 検算 整理簿番号
	年 月 日		

(資 12⑤-13-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

税務署 受付印		特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書	
		令和 年 月 日	
税務署長		〒	
提出者 (寄託相続人)		住所	
氏名		印	
(電話番号)	
<p>租税特別措置法第70条の6の7 第4項 第5項 に規定する承認に係る特定美術品については、旧寄託契約に係る 契約期間の終了 寄託先美術館の登録の取消等 があった日から1年以内である 令和 年 月 日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7 第5項 第8項 の規定により、明細書を提出します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住所	氏名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日		令和 年 月 日	
2 契約期間の終了等の年月日			
① 事由	契約期間の終了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
② 年月日	令和 年 月 日		
(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。			
2 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録美術品		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。			
3 新寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和 年 月 日		
関与税理士	電話番号		
※	通信日付印の年月日	確認印	電子整理簿 検算 整理簿番号
	年 月 日		

(資 12⑤-13-A 4 統一) (令 元.12)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この明細書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人(寄託相続人)が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日^(注)から1年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(注) 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日であり、寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

(添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

改 正 前

(裏)
記載方法等

この明細書は、特定美術品についての相続税の納税猶予の適用を受けている人(寄託相続人)が、「寄託契約の解除により契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録の取消等があった特定美術品に係る新たな寄託に関する承認申請書」に対する税務署長の承認を受けている場合において、寄託契約の終了の日又は寄託先美術館の登録の取消等の日^(注)から1年を経過する日までに、承認申請に係る特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(注) 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」による承認の場合には、寄託契約の終了の日であり、寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書による承認の場合には、寄託先美術館についてその登録の取消若しくは抹消又はその指定の取消がされた日になります。

(添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

改 正 後

申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった
特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

税務署 受付印		令和__年__月__日	
_____ 税務署長		_____ 提出者 (寄託相続人)	
		〒 _____ 住 所 _____	
		氏 名 _____ (電話番号 _____)	
<p>租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用に係る特定美術品については、相続税の申告書の提出期限から1年以内である令和__年__月__日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7第1項の規定により、明細書を提出します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住 所	氏 名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日	令和__年__月__日		
相続税の申告書の提出期限	令和__年__月__日		
2 契約期間の終了等の年月日			
① 事由	契 約 期 間 の 終 了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
② 年月日	令和__年__月__日		
(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。			
3 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録美術品		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		
(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。			
4 新寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和__年__月__日		
関与税理士	電話番号		
※	通信日付印の年月日	(確 認)	電子整理簿 検 査 整理簿番号
	__年__月__日		

(資 12⑤-14-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 前

申告期限前に寄託契約の契約期間の終了等があった
特定美術品に係る新たな寄託に関する明細書

税務署 受付印		令和__年__月__日	
_____ 税務署長		_____ 提出者 (寄託相続人)	
		〒 _____ 住 所 _____	
		氏 名 _____ 印 (電話番号 _____)	
<p>租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用に係る特定美術品については、相続税の申告書の提出期限から1年以内である令和__年__月__日に新たな寄託先美術館（以下「新寄託先美術館」といいます。）の設置者と寄託契約を締結し、寄託しました。ついては、租税特別措置法施行規則第23条の8の7第1項の規定により、明細書を提出します。</p>			
1 被相続人等に関する事項			
被相続人	住 所	氏 名	
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日	令和__年__月__日		
相続税の申告書の提出期限	令和__年__月__日		
2 契約期間の終了等の年月日			
① 事由	契 約 期 間 の 終 了		
	寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消		
② 年月日	令和__年__月__日		
(注) ①欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。			
2 特定美術品に関する事項			
① 名称			
② 員数			
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録美術品		
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日	__年__月__日	
	記号・登録番号		
(注) 1 ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。			
3 新寄託先美術館に関する事項			
① 名称			
② 所在地			
③ 新寄託先美術館の設置者に対する寄託年月日	令和__年__月__日		
関与税理士	電話番号		
※	通信日付印の年月日	確認印	電子整理簿 検 査 整理簿番号
	__年__月__日		

(資 12⑤-14-A 4 統一) (令 元. 12)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 1 項の規定（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用に係る相続の開始の日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申し出により終了した場合又はその特定美術品を寄託された寄託先美術館が同条第 3 項第 7 号に掲げる場合に該当することとなった場合において、寄託相続人がその相続税の申告書の提出期限から 1 年を経過する日までに特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託契約に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

改 正 前

(裏)
記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 1 項の規定（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）の適用に係る相続の開始の日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の規定の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申し出により終了した場合又はその特定美術品を寄託された寄託先美術館が同条第 3 項第 7 号に掲げる場合に該当することとなった場合において、寄託相続人がその相続税の申告書の提出期限から 1 年を経過する日までに特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託した場合に使用してください。

(添付書類)

新寄託先美術館の設置者との間で締結した寄託契約に係る契約書の写しその他の書類で「特定美術品をその設置者に寄託をしている旨」及び「その寄託をした年月日」を明らかにする書類

改 正 後

改 正 前

税務署 受付印
特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）

令和____年____月____日
 _____ 税務署長
 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に _____
 _____ したので、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定
 により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7の7第24項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

【 届 出 者 】

- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 寄託相続人との続柄 _____

1 被相続人に関する事項

被相続人	住所	氏名
相続（遺贈）があった年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

2 死亡日の直前における猶予中相続税額

3 免除を受ける相続税額

4 新たな寄託に係る承認等に関する事項

① 適用規定	租税特別措置法第70条の6の7第4項 租税特別措置法第70条の6の7第5項 租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項	
② 事由	契約期間の終了 寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消	
③ 年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
④ 寄託先美術館	名称	
	所在地	
関与税理士	電話番号	

通信目付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
* 年 月 日				

税務署 受付印
特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（死亡免除）

令和____年____月____日
 _____ 税務署長
 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に _____
 _____ したので、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定
 により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の7の7第24項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

【 届 出 者 】

- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 寄託相続人との続柄 _____
- 〒 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 寄託相続人との続柄 _____

1 被相続人に関する事項

被相続人	住所	氏名
相続（遺贈）があった年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	

2 死亡日の直前における猶予中相続税額

3 免除を受ける相続税額

4 新たな寄託に係る承認等に関する事項

① 適用規定	租税特別措置法第70条の6の7第4項 租税特別措置法第70条の6の7第5項 租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項	
② 事由	契約期間の終了 寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消	
③ 年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
④ 寄託先美術館	名称	
	所在地	
関与税理士	電話番号	

通信目付印の年月日	確認印	入力	確認	納税猶予番号
* 年 月 日				

改正後

(裏)

記載方法等

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が死亡したことにより租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人……………寄託相続人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

(1) 「届出者」欄

- イ 書ききれない場合は、適宜の用紙に記載してください。
- ロ 「寄託相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と寄託相続人との続柄を記載してください。

(2) 「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄

死亡日の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。

(3) 「3 免除を受ける相続税額」欄

「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄の金額を記載してください。

(4) 「4 新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄

イ 死亡日において、租税特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

ロ ①欄は、死亡日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

ハ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

3 添付書類

(1) 死亡日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡日があった場合において、死亡日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し

(2) 死亡日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類

イ 死亡日まで寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続していた旨

ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から死亡日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間

(3) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限りませず。）

(4) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、租税特別措置法第70条の6の7第3項第7号に掲げる場合に該当することとなった旨及びその年月日を明らかにする書類

改正前

(裏)

記載方法等

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が死亡したことにより租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受ける場合に使用してください。

1 届出書を提出する人……………寄託相続人の相続人と包括受遺者

2 記載方法等

(1) 「届出者」欄

- イ 書ききれない場合は、適宜の用紙に記載してください。
- ロ 「寄託相続人との続柄」欄には、届出書を提出する人と寄託相続人との続柄を記載してください。

(2) 「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄

死亡日の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。

(3) 「3 免除を受ける相続税額」欄

「2 死亡日の直前における猶予中相続税額」欄の金額を記載してください。

(4) 「4 新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄

イ 死亡日において、租税特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

ロ ①欄は、死亡日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

ハ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

3 添付書類

(1) 死亡日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡日があった場合において、死亡日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し

(2) 死亡日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類

イ 死亡日まで寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続していた旨

ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から死亡日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間

(3) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限りませず。）

(4) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、租税特別措置法第70条の6の7第3項第7号に掲げる場合に該当することとなった旨及びその年月日を明らかにする書類

改正後

改正前

特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）

特定美術品についての相続税の納税猶予に係る免除届出書（その他）

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

令和 年 月 日 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与したので、相続特別措置法
特定美術品が災害により滅失 したため、

第70条の6の7第14項の規定により、次の相続税を免除されたいので相続特別措置法施行令第40条の7の7第24項
の規定により届け出ます。

【届出者】

〒 氏名

住所

1 被相続人に関する事項

被相続人	住所	氏名
相続（遺贈）があった年月日		令和 年 月 日

2 事由発生日の直前における猶予中相続税額 円

3 免除を受ける相続税額 円

4 届出に係る特定美術品に関する事項

① 名称	
② 員数	
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日 年 月 日 記号・登録番号

(注) ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

5 贈与を受けた寄託先美術館の設置者に関する事項

(注) 届出の事由が、特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合に記載してください。

名称	所在地
----	-----

6 特定美術品の滅失に関する事項

(注) 届出の事由が、特定美術品の災害による滅失である場合に記載してください。

① 災害の種類	
② 保険契約等に関する事項	種類 名称 所在地 保険会社等 名称 所在地

7 新たな寄託に係る承認等に関する事項

(注) 届出に係る事由発生日において、相続特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは相続特別措置法
施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の
規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

① 適用規定	相続特別措置法第70条の6の7第4項・第5項・相続特別措置法施行令第40条の7の7第3項
② 事由	契約期間の終了 寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消
③ 年月日	令和 年 月 日
④ 寄託先美術館	名称 所在地

関与税理士

通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
年 月 日				

※欄は記入しないでください。

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

令和 年 月 日 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与したので、相続特別措置法
特定美術品が災害により滅失 したため、

第70条の6の7第14項の規定により、次の相続税を免除されたいので相続特別措置法施行令第40条の7の7第24項
の規定により届け出ます。

【届出者】

〒 氏名 印

住所

1 被相続人に関する事項

被相続人	住所	氏名
相続（遺贈）があった年月日		令和 年 月 日

2 事由発生日の直前における猶予中相続税額 円

3 免除を受ける相続税額 円

4 届出に係る特定美術品に関する事項

① 名称	
② 員数	
③ 種類 ^(注)	重要文化財 ・ 登録有形文化財
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日 年 月 日 記号・登録番号

(注) ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。

5 贈与を受けた寄託先美術館の設置者に関する事項

(注) 届出の事由が、特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合に記載してください。

名称	所在地
----	-----

6 特定美術品の滅失に関する事項

(注) 届出の事由が、特定美術品の災害による滅失である場合に記載してください。

① 災害の種類	
② 保険契約等に関する事項	種類 名称 所在地 保険会社等 名称 所在地

7 新たな寄託に係る承認等に関する事項

(注) 届出に係る事由発生日において、相続特別措置法第70条の6の7第4項、第5項若しくは相続特別措置法
施行令第40条の7の7第3項の規定の適用を受けている場合又は同法第70条の6の7第4項若しくは第5項の
規定の適用を受けようとしている場合に記載してください。

① 適用規定	相続特別措置法第70条の6の7第4項・第5項・相続特別措置法施行令第40条の7の7第3項
② 事由	契約期間の終了 寄託先美術館の 登録の取消 ・ 登録の抹消 ・ 指定の取消
③ 年月日	令和 年 月 日
④ 寄託先美術館	名称 所在地

関与税理士

通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
年 月 日				

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が、①特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合又は②特定美術品が災害により滅失した場合（当該特定美術品に付された保険に係る保険契約により保険金が支払われない場合に限られます。）において、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受けるときに使用してください。

なお、寄託先美術館の設置者への贈与ごと又は災害による滅失ごとに、届出書を作成してください。

1 記載方法等

- (1) 本文の「 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与 特定美術品が災害により滅失 」の箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 「2 事由発生日の直前における猶予中相続税額」欄は、届出に係る事由が生じた日（以下「事由発生日」といいます。）の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。
- (3) 「3 免除を受ける相続税額」欄は、届出に係る全ての特定美術品に対応する納税猶予税額の合計額を記載してください。
- (4) 「4 届出に係る特定美術品に関する事項」欄
イ ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
ロ ④欄は、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。
ハ 届出に係る特定美術品が複数ある場合には、適宜の用紙に記載の上、添付してください。
- (5) 「6 特定美術品の滅失に関する事項」欄
イ ①欄は、震災、風水害、落雷、噴火等、災害の種類について記載してください。
ロ ②欄は、滅失をした特定美術品に付されていた保険契約等の内容について記載してください。
- (6) 「7 新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄
イ ①欄は、事由発生日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
ロ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

2 添付書類

- (1) 事由発生日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡等の日があった場合において、事由発生日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し
- (2) 事由発生日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類
イ 寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨
ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡等の日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から事由発生日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間
- (3) 届出事由が特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合
寄託先美術館への贈与に係る契約書の写しその他の書類で当該寄託先美術館の設置者が当該贈与を受けた旨及びその年月日並びに当該特定美術品の明細を明らかにする書類
- (4) 届出事由が特定美術品の災害による滅失である場合
イ 特定美術品に付された保険に係る保険証券の写しその他の書類で、災害により滅失した特定美術品について保険に係る保険契約により保険金が支払われないことを明らかにする書類
ロ 特定美術品が災害により滅失をした旨を証する文化庁長官の書類
- (5) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）
- (6) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、登録を取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた旨及びその年月日を明らかにする書類

改 正 前

(裏)
記 載 方 法 等

この届出書は、特定美術品についての相続税の納税猶予を受けている寄託相続人が、①特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与した場合又は②特定美術品が災害により滅失した場合（当該特定美術品に付された保険に係る保険契約により保険金が支払われない場合に限られます。）において、租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定による納税猶予税額の免除を受けるときに使用してください。

なお、寄託先美術館の設置者への贈与ごと又は災害による滅失ごとに、届出書を作成してください。

1 記載方法等

- (1) 本文の「 特定美術品を寄託先美術館の設置者に贈与 特定美術品が災害により滅失 」の箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 「2 事由発生日の直前における猶予中相続税額」欄は、届出に係る事由が生じた日（以下「事由発生日」といいます。）の直前において納税猶予の適用を受けている全ての特定美術品に係る納税猶予税額の合計額を記載してください。
- (3) 「3 免除を受ける相続税額」欄は、届出に係る全ての特定美術品に対応する納税猶予税額の合計額を記載してください。
- (4) 「4 届出に係る特定美術品に関する事項」欄
イ ③欄は、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
ロ ④欄は、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第57条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。
ハ 届出に係る特定美術品が複数ある場合には、適宜の用紙に記載の上、添付してください。
- (5) 「6 特定美術品の滅失に関する事項」欄
イ ①欄は、震災、風水害、落雷、噴火等、災害の種類について記載してください。
ロ ②欄は、滅失をした特定美術品に付されていた保険契約等の内容について記載してください。
- (6) 「7 新たな寄託に係る承認等に関する事項」欄
イ ①欄は、事由発生日において適用を受けていた規定又は適用を受けようとしていた規定について、いずれか該当するものを丸で囲んでください。
ロ ②欄は、いずれか該当するものを丸で囲み、③欄は、その事由が生じた年月日を記載し、④欄は、その事由に係る寄託先美術館について、記載してください。

2 添付書類

- (1) 事由発生日の前日（特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日から租税特別措置法第70条の6の7第3項第5号に規定する4月を経過する日までの間に死亡等の日があった場合において、事由発生日前に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けていないときは、計画期間が満了する日）において現に効力を有する特定美術品に係る認定保存活用計画の計画書の写し及び認定保存活用計画の認定に係る通知の写し
- (2) 事由発生日において租税特別措置法第70条の6の7第14項の規定の適用を受けようとする特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託していた場合には、次に掲げる事項を証する寄託先美術館の設置者が発行する書類
イ 寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨
ロ 直前の継続届出書の届出期限（最初の届出期限が死亡等の日後に到来する場合には、相続税の申告書の提出期限）から事由発生日までの間に寄託先美術館において特定美術品の公開が行われた期間
- (3) 届出事由が特定美術品の寄託先美術館の設置者への贈与である場合
寄託先美術館への贈与に係る契約書の写しその他の書類で当該寄託先美術館の設置者が当該贈与を受けた旨及びその年月日並びに当該特定美術品の明細を明らかにする書類
- (4) 届出事由が特定美術品の災害による滅失である場合
イ 特定美術品に付された保険に係る保険証券の写しその他の書類で、災害により滅失した特定美術品について保険に係る保険契約により保険金が支払われないことを明らかにする書類
ロ 特定美術品が災害により滅失をした旨を証する文化庁長官の書類
- (5) 租税特別措置法第70条の6の7第4項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館の設置者からの寄託契約の解除又はその寄託契約の更新を行わない旨の申し出によるものであること及び契約期間が終了した年月日を明らかにする書類（寄託先美術館の設置者が発行するものに限ります。）
- (6) 租税特別措置法第70条の6の7第5項の規定の適用を受けようとしていた場合には、寄託先美術館について、登録を取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた旨及びその年月日を明らかにする書類

改 正 後

改 正 前

特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

_____年__月__日

_____ 税務署長

〒 _____

届出者 住所 _____
(寄託相続人)

氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 1 項の規定による特定美術品についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、同条第 9 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所	氏名
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日 _____年__月__日		

2 特定美術品に関する事項

① 名称		
② 員数		
③ 種類 ^(注1)	重要文化財 ・ 登録有形文化財	
④ 指定・登録年月日等 ^(注2)	指定・登録年月日	_____年__月__日
	記号・登録番号	

3 寄託先美術館に関する事項^{(注3) (注4)}

① 名称	
② 所在地	
③ 契約期間	(自) _____年__月__日 ~ (至) _____年__月__日

4 届出期限前 3 年以内に特定美術品の公開が行われた期間

公開期間	(自) _____年__月__日 ~ (至) _____年__月__日
------	-------------------------------------

5 新たな認定保存活用計画の認定状況等^(注5)

① 認定年月日	_____年__月__日
② 認定番号	
③ 計画期間	(自) _____年__月__日 ~ (至) _____年__月__日

※ この届出書は、特定美術品ごとに作成してください。
また、この届出に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	_____年__月__日				

(資 12⑤-17-A 4 統一) (令 3. 3)

特定美術品についての相続税の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

_____年__月__日

_____ 税務署長

〒 _____

届出者 住所 _____
(寄託相続人)

氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 1 項の規定による特定美術品についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、同条第 9 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所	氏名
特定美術品を相続（遺贈）により取得した年月日 _____年__月__日		

2 特定美術品に関する事項

① 名称		
② 員数		
③ 種類 ^(注1)	重要文化財 ・ 登録有形文化財	
④ 指定・登録年月日等 ^(注2)	指定・登録年月日	_____年__月__日
	記号・登録番号	

3 寄託先美術館に関する事項^{(注3) (注4)}

① 名称	
② 所在地	
③ 契約期間	(自) _____年__月__日 ~ (至) _____年__月__日

4 届出期限前 3 年以内に特定美術品の公開が行われた期間

公開期間	(自) _____年__月__日 ~ (至) _____年__月__日
------	-------------------------------------

5 新たな認定保存活用計画の認定状況等^(注5)

① 認定年月日	_____年__月__日
② 認定番号	
③ 計画期間	(自) _____年__月__日 ~ (至) _____年__月__日

※ この届出書は、特定美術品ごとに作成してください。
また、この届出に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	確認印	猶予整理簿	検算	整理簿番号
	_____年__月__日				

(資 12⑤-17-A 4 統一) (令 2. 6)

改 正 後

(裏)
記載方法等

この届出書は特定美術品についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 9 項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

- (注) 1 いずれか該当するものを丸で囲んでください。
- 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第 57 条第 1 項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。
 - 「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。
 - 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書」を提出した寄託相続人（この届出書の提出期限までに特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託していないものに限ります。）は、「名称」欄に提出した申請書、提出した年月日及び税務署名を記載してください。その場合には「所在地」欄及び「契約期間」欄の記載は不要です。
 - この届出書の提出期限前 3 年以内に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けた場合に記載します。
なお、「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第 53 条の 2 第 3 項第 3 号に掲げる事項が記載されている同法第 53 条の 6 に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第 67 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる事項が記載されている同法第 67 条の 5 に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。
 - この届出書の届出期限は、相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日になります。

(添付書類)

- 寄託先美術館の設置者が発行する「寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨」及び「この届出書の提出期限前 3 年以内に寄託先美術館において特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいいます。）が行われた期間」を証する書類
※ 上記（注）4 に該当する場合には、上記の添付書類は不要です。
- 「5 新たな認定保存活用計画の認定状況等」欄の記載がある場合には、当該認定保存活用計画に係る計画書の写し及び当該認定に係る通知書の写し

改 正 前

(裏)
記載方法等

この届出書は特定美術品についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 7 第 9 項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

- (注) 1 いずれか該当するものを丸で囲んでください。
- 文化財保護法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第 57 条第 1 項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。
 - 「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。
 - 「寄託契約の契約期間が終了をした特定美術品に係る新たな寄託契約に関する承認申請書」又は「寄託先美術館の登録又は指定の取消等に係る新たな寄託先美術館に関する承認申請書」を提出した寄託相続人（この届出書の提出期限までに特定美術品を新たな寄託先美術館の設置者に寄託していないものに限ります。）は、「名称」欄に提出した申請書、提出した年月日及び税務署名を記載してください。その場合には「所在地」欄及び「契約期間」欄の記載は不要です。
 - この届出書の提出期限前 3 年以内に特定美術品に係る新たな認定保存活用計画の認定を受けた場合に記載します。
なお、「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第 53 条の 2 第 3 項第 3 号に掲げる事項が記載されている同法第 53 条の 6 に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第 67 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる事項が記載されている同法第 67 条の 5 に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。
 - この届出書の届出期限は、相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日になります。

(添付書類)

- 寄託先美術館の設置者が発行する「寄託契約に基づき特定美術品の寄託が継続して行われている旨」及び「この届出書の提出期限前 3 年以内に寄託先美術館において特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいいます。）が行われた期間」を証する書類
※ 上記（注）4 に該当する場合には、上記の添付書類は不要です。
- 「5 新たな認定保存活用計画の認定状況等」欄の記載がある場合には、当該認定保存活用計画に係る計画書の写し及び当該認定に係る通知書の写し

改 正 後

改 正 前

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署 受付印

令和____年____月____日

____ 税務署長

令和____年____月____日に 贈与者 受贈者 (氏名: _____) 相続人等 (住所: _____) が死亡し、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第____号 第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____ 相続人等 電話 _____

1 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日 令和____年____月____日

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 _____ 円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

免除対象贈与に係るもの	前贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額 (①-②)
上記以外				

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額 _____ 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (注1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 _____ (円) × 上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 _____ (円) = 免除を受ける贈与税額 (注2) _____ (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。
2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日 _____ (資2⑥-22-A4統一) (令3.3)

※欄は記入しないでください。

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署 受付印

令和____年____月____日

____ 税務署長

令和____年____月____日に 贈与者 受贈者 (氏名: _____) 相続人等 (住所: _____) が死亡し、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第____号 第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____ 相続人等 電話 _____

1 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日 令和____年____月____日

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 _____ 円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

免除対象贈与に係るもの	前贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額 (①-②)
上記以外				

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額 _____ 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (注1)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 _____ (円) × 上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 _____ (円) = 免除を受ける贈与税額 (注2) _____ (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。
2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 確認印 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日 _____ (資2⑥-22-A4統一) (令2.6)

※欄は記入しないでください。

改正後

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2)。

(注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。

2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」を使用してください。

2 記載方法等

(1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「____年____月____日に受贈者(氏名:____)(住所:____)」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

(5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」*1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書(免除届出用)」*2
5	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書*3
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し*4

*1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要です。

*2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

*4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改正前

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2)。

(注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。

2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」を使用してください。

2 記載方法等

(1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「____年____月____日に受贈者(氏名:____)(住所:____)」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

(5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」*1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書(免除届出用)」*2
5	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書*3
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し*4

*1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要です。

*2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

*4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改正後

改正前

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

税務署 受付印

令和 ____年 ____月 ____日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 第70条の6の10第15項第3号 の規定により次の 贈与税・相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】
〒 _____
住所 _____ 氏名 _____
(電話番号 _____)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和 ____年 ____月 ____日
相続(遺贈)があった

2 この届出に係る事由の別
(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 . .

3 事業継続困難日 令和 ____年 ____月 ____日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税・相続税 額 _____円

5 免除を受ける 贈与税・相続税 額 _____円

6 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日まで間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産その他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。
 ※2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日まで間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。
 ※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日(確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日

(資2②-24-A4統一) (第3)

税務署 受付印

令和 ____年 ____月 ____日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 第70条の6の10第15項第3号 の規定により次の 贈与税・相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】
〒 _____
住所 _____ 氏名 _____ 印
(電話番号 _____)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和 ____年 ____月 ____日
相続(遺贈)があった

2 この届出に係る事由の別
(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 . .

3 事業継続困難日 令和 ____年 ____月 ____日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税・相続税 額 _____円

5 免除を受ける 贈与税・相続税 額 _____円

6 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日まで間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産その他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。
 ※2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日まで間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。
 ※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日(確認) 確認印 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日

(資2②-24-A4統一) (第2、6)

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等⁽¹⁾がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項（同令23条の8の9第21項で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等⁽¹⁾がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項（同令23条の8の9第21項で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改 正 後

改 正 前

贈与税 相続税
事業用資産についての納税猶予取りやめ届出書

贈与税 相続税
事業用資産についての納税猶予取りやめ届出書

税務署 受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 _____ 令和____年____月____日

3 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

税務署 受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所 _____

氏名 _____

(電話番号 - -)

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 _____ 令和____年____月____日

3 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	
	通信日付印の年月日	(確認)	入力
※	年 月 日		
		確認	納税猶予整理番号

(資2①-17-A4統一) (令3.3)

関与税理士		電話番号	
	通信日付印の年月日	確認印	入力
※	年 月 日		
		確認	納税猶予整理番号

(資2①-17-A4統一) (令2.6)

改 正 後

(裏)

使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改 正 前

(裏)

使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改 正 後

改 正 前

買換資産の取得に関する承認申請書

買換資産の取得に関する承認申請書

〒 _____
 住 所 _____
 税務署長 _____ 申請者 _____
 令和 ____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ 電話 _____

税務署
受 付 印

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 贈与税
 第40条の7の10第18項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に
 係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日	令和 ____年 ____月 ____日			
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 時 の 価 額 （相続（遺贈））	円	円	円
	譲 渡 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	譲 渡 価 額 ①	円	円	
	譲 渡 に 要 し た 費 用 の 額 ②	円	円	
譲 渡 の 対 価 の 額 ①-②	円	円	円	
事業の用に供せらるる資産に該当 することとなる見込みのある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 予 定 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円	円
関与税理士	電話番号			
通信日付印の年月日	（確認）	入 力	確 認	納税猶予整理番号
※ 年 月 日				

(資 12⑥-18-A 4 統一) (令 3. 3)

〒 _____
 住 所 _____
 税務署長 _____ 申請者 _____
 令和 ____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ 電話 _____

税務署
受 付 印

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 贈与税
 第40条の7の10第18項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に
 係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日	令和 ____年 ____月 ____日			
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 時 の 価 額 （相続（遺贈））	円	円	円
	譲 渡 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	譲 渡 価 額 ①	円	円	
	譲 渡 に 要 し た 費 用 の 額 ②	円	円	
譲 渡 の 対 価 の 額 ①-②	円	円	円	
事業の用に供せらるる資産に該当 することとなる見込みのある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 予 定 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円	円
関与税理士	電話番号			
通信日付印の年月日	（確認印）	入 力	確 認	納税猶予整理番号
※ 年 月 日				

(資 12⑥-18-A 4 統一) (令 2. 6)

改 正 後

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から1年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から1か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から2月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。

2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- (2) 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。

(4) 「^与贈^税相^続時^の価^額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

(5) 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の方であるときには税込価額により記載してください。

3 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
- (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。

4 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改 正 前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から1年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から1か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から2月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。

2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- (2) 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。

(4) 「^与贈^税相^続時^の価^額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

(5) 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の方であるときには税込価額により記載してください。

3 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
- (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。

4 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改正後

改正前

買換資産の取得価額等の明細書

買換資産の取得価額等の明細書

税務署
受付印

〒 _____ 住 所 _____
_____ 税務署長 申請者
令和 ____年 ____月 ____日提出 氏名 _____ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項
第40条の7の10第18項 の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額
等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____年 ____月 ____日	
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名 称		
	所 在 場 所		
	面 積		
	贈 与 の 時 の 価 額 相続（遺贈）	①	円
	譲 渡 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	円
譲 渡 の 対 価 の 額	②	円	
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名 称		
	所 在 場 所		
	面 積		
	取 得 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	円
	取 得 対 価	③	円
	取得に要した費用の額	④	円
	取得価額（③＋④）	⑤	円
	買 入 先 住所又は所在地 氏名又は名称		
	譲渡の対価の額(②)のうち、取得 価額(⑤)に充てられた金額	⑥	円
事業の用に供されなくなった部分 (①×(②-⑥)/②)	⑦	円	
特例（受贈）事業用資産とみなさ れる取得をした事業用資産の価額 (①×⑥/②)		円	

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日 (確認) 入 力 確 認 納税電子整理番号
年 月 日

(資 12⑥-20-A 4 統一) (令 3. 3)

税務署
受付印

〒 _____ 住 所 _____
_____ 税務署長 申請者
令和 ____年 ____月 ____日提出 氏名 _____ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項
第40条の7の10第18項 の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額
等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____年 ____月 ____日	
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名 称		
	所 在 場 所		
	面 積		
	贈 与 の 時 の 価 額 相続（遺贈）	①	円
	譲 渡 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	円
譲 渡 の 対 価 の 額	②	円	
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名 称		
	所 在 場 所		
	面 積		
	取 得 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	円
	取 得 対 価	③	円
	取得に要した費用の額	④	円
	取得価額（③＋④）	⑤	円
	買 入 先 住所又は所在地 氏名又は名称		
	譲渡の対価の額(②)のうち、取得 価額(⑤)に充てられた金額	⑥	円
事業の用に供されなくなった部分 (①×(②-⑥)/②)	⑦	円	
特例（受贈）事業用資産とみなさ れる取得をした事業用資産の価額 (①×⑥/②)		円	

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日 確認印 入 力 確 認 納税電子整理番号
年 月 日

資 12⑥-20-A 4 統一 (令 2. 6)

改 正 後

記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込につき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
 - 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の方であるときには税込価額により記載してください。
- 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額が②の金額未満である場合には、⑤の金額を記載してください。
- 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。

改 正 前

記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込につき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
 - 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の方であるときには税込価額により記載してください。
- 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額が②の金額未満である場合には、⑤の金額を記載してください。
- 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。

改 正 後

改 正 前

事業用資産の廃棄届出書

事業用資産の廃棄届出書



 〒 _____

 住所 _____

 _____ 税務署長

 申請者

 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出

 氏名 _____ 電話 _____



 〒 _____

 住所 _____

 _____ 税務署長

 申請者

 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出

 氏名 _____ ⑩ 電話 _____

贈与税
 相続税

事業の用に供することが困難となったため 贈与税の納税猶予の適用に係る事業用資産を
 廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項
 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け
 出ます。

贈与税
 相続税

事業の用に供することが困難となったため 贈与税の納税猶予の適用に係る事業用資産を
 廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項
 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け
 出ます。

贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
廃 棄 の 年 月 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
廃棄の方法	委託・委託以外	委託・委託以外	委託・委託以外
委 託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委 託 以 外	廃棄の方法の詳細		

贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
廃 棄 の 年 月 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
廃棄の方法	委託・委託以外	委託・委託以外	委託・委託以外
委 託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委 託 以 外	廃棄の方法の詳細		

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
※ ____ 年 ____ 月 ____ 日				

(資 12⑩-21-A.4 統一) (令 3.3)

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入 力	確 認	納税猶予整理番号
※ ____ 年 ____ 月 ____ 日				

資 12⑩-21-A.4 統一 (令 2. 6)

改 正 後

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内[※]です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。
ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し
 - ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの
- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類
 - ロ イの機具が貸借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改 正 前

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内[※]です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。
ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し
 - ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの
- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類
 - ロ イの機具が貸借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改正後

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

国税庁長官 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____ 申請者住所 _____

フリガナ _____ 氏名 _____ 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 _____

職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 〒 _____ 電話番号 _____ (電話番号 - -)	フリガナ 名称 _____	フリガナ 代表者氏名 _____

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。

第1表 共同提出の代表者用
単独提出者

作成税務士在籍
署名捺印の地

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住	所	氏名	私との続柄 又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				

※	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	

※欄は記入しないでください。

(資13-1-1-A4統-1) (令3.3)

国税庁長官 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____ 申請者住所 _____

フリガナ _____ 氏名 _____ 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 _____

職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の態様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 〒 _____ 電話番号 _____ (電話番号 - -)	フリガナ 名称 _____	フリガナ 代表者氏名 _____

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。

第1表 共同提出の代表者用
単独提出者

作成税務士在籍
署名捺印の地

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

住	所	氏名	私との続柄 又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				

※	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	

※欄は記入しないでください。

(資13-1-1-A4統-1) (令元.6)

改正後

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 寄附をした者が単独で申請書を提出する場合（寄附をした者が2人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）
- 同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、寄附をした者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき
 - (注) 1 同一の公益法人等に財産を寄附した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。
この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>のみを提出してください。
 - 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

(注) 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 4 この表を使用する者が共同提出の代表者でない（単独で申請する）場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

〔第1表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

- 寄附をした者が単独で申請書を提出する場合（寄附をした者が2人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）
- 同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、寄附をした者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき
 - (注) 1 同じ公益法人等に財産を寄附した者が2人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。
この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第1表<共同提出の代表者以外の者用>のみを提出してください。
 - 2 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

(注) 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 4 この表を使用する者が共同提出の代表者でない（単独で申請する）場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

国税庁長官 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 申請者住所 _____

氏名 _____ 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 _____

職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態 様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 (電話番号 - -)	フリガナ 氏 名	代表者 氏 名

財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。

国税庁長官 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 申請者住所 _____

氏名 _____ 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

個人番号 _____

職業 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日	平成・令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	寄附の 態 様	<input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所在地 電話番号 (電話番号 - -)	フリガナ 氏 名	代表者 氏 名

財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。

第1表(共同提出の代表者以外の者用)

第1表(共同提出の代表者以外の者用)

作成後税理士印(署名・電話番号・所在地)

作成後税理士印(署名・電話番号・所在地)

寄附財産の明細

種 類	細目(地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

寄附財産の明細

種 類	細目(地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

整理簿	通信日付	

番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	

整理簿	通信日付	

※欄は記入しないでください。

(資13-1-2-A4統一)(令3.3)

※欄は記入しないでください。

(資13-1-2-A4統一)(令元.6)

改正後

〔第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第1表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

（注） 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。
- この申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

〔第1表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が2人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第1表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注） 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

- 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

（注） 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社〇〇取締役」のように具体的に記載してください。
- 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。
- この申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

国税庁長官 令和 年 月 日

寄附者 住所 氏名 死亡年月日 (年齢) 平成 年 月 日 (年齢)

申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者) 住所・電話番号・個人番号 氏名 (生年月日) 職業 上記の者との続柄又は関係

1	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
2	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
3	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
4	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
5	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
6	() (明・大・昭・平・令 . . .)		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日 令和 年 月 日 寄附の態様 贈与 法人を設立するための財産提供 生前処分 遺贈 遺言

財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号 (電話番号 - -) 氏名称 代表者氏名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類 第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。

第1表 (死贈した贈与者用)

作成後15日以内 署名(電子署名可)

国税庁長官 令和 年 月 日

寄附者 住所 氏名 死亡年月日 (年齢) 平成・令和 年 月 日 (年齢)

申請者 (上記の者の相続人及び包括受遺者) 住所・電話番号・個人番号 氏名 (生年月日) 職業 上記の者との続柄又は関係

1	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
2	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
3	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
4	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
5	() (明・大・昭・平・令 . . .)		
6	() (明・大・昭・平・令 . . .)		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

寄附年月日 平成 年 月 日 寄附の態様 贈与 法人を設立するための財産提供 生前処分 遺贈 遺言

財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号 (電話番号 - -) 氏名称 代表者氏名

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類 第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。

第1表 (死贈した贈与者用)

作成後15日以内 署名(電子署名可)

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

1	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他	4	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他
2	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他	5	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他
3	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他	6	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他

1	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他	4	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他
2	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他	5	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他
3	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他	6	番号確認	身分確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他

※欄は記入しないでください。 (資13-1-3-A4統一) (令3.3)

※欄は記入しないでください。 (資13-1-3-A4統一) (令2.6)

改正後

〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
 - (注) 上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正前

〔第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
 - (注) 上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載し、押印してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正後

承認申請書及び添付書類の記載
事項が事実と相違ない旨の確認書

令和____年____月____日

国 税 庁 長 官

(寄附を受
けた法人) 所在地_____

名 称_____

代表者名_____

(連絡先) 氏 名_____

電話番号_____

下記の寄附者に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ないことを確認します。

住 所	氏 名

確認書

(資13-2-A4統一)(令3.3)

改正前

承認申請書及び添付書類の記載
事項が事実と相違ない旨の確認書

令和____年____月____日

国 税 庁 長 官

(寄附を受
けた法人) 所在地_____

名 称_____

代表者名_____

(連絡先) 氏 名_____

電話番号_____

下記の寄附者に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ないことを確認します。

住 所	氏 名

確認書

(資13-2-A4統一)(令元.6)

改 正 後

【確認書の記載要領】

《記載要領》

この確認書は、寄附を受けた法人が記載してください。

改 正 前

【確認書の記載要領】

《記載要領》

この確認書は、寄附を受けた法人が記載し、法人の代表者印（※）を押印してください。
※ 代表者の個人印ではありません。

改正後

改正前

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

令和____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕所在地 _____
 名称 _____
 代表者名 _____ 殿

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第25条の17第7項第1号）を誓約します。

住 所	氏 名
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	

証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

令和____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕所在地 _____
 名称 _____
 代表者名 _____ 殿

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第25条の17第7項第1号）を誓約します。

住 所	氏 名
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	
〒 _____	

証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第25条の17第7項第1号）を、当法人において確認しました。

令和____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕所在地 _____
 名称 _____
 代表者名 _____
 (連絡先) 氏 名 _____

(資13-41-1-A4統一)(令3.3)

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第25条の17第7項第1号）を、当法人において確認しました。

令和____年____月____日

〔寄附を受けた法人〕所在地 _____
 名称 _____
 代表者名 _____
 (連絡先) 氏 名 _____

(資13-41-1-A4統一)(令元.6)

改正後

〔証明書の記載要領等〕

《使用区分》

この証明書は、承認特例の適用を受けようとする場合で、寄附を受けた法人が特定国立大学法人等以外の場合に使用します。

《記載要領》

この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）を申請書を提出する者が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）を寄附を受けた法人が記載してください。

改正前

〔証明書の記載要領等〕

《使用区分》

この証明書は、承認特例の適用を受けようとする場合で、寄附を受けた法人が特定国立大学法人等以外の場合に使用します。

《記載要領》

この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）を申請書を提出する者が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）を寄附を受けた法人が記載し、法人の代表者印（※）を押印してください。

※ 代表者の個人印ではありません。

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

令和____年____月____日

国税庁長官

下記1の者は、令和____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
 なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄附者

住 所	フリガナ氏名	死亡年月日 (年齢)
		令和____年____月____日 (歳)

2 届出者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住所・電話番号	フリガナ氏名 (生年月日)	職業	上記の者との続柄 又は関係
(1) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(2) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(3) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(4) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(5) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(6) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-14-A4統一)(令3.3)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

令和____年____月____日

国税庁長官

下記1の者は、____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
 なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄附者

住 所	フリガナ氏名	死亡年月日 (年齢)
		平成・令和____年____月____日 (歳)

2 届出者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住所・電話番号	フリガナ氏名 (生年月日)	職業	上記の者との続柄 又は関係
(1) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(2) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(3) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(4) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(5) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(6) 〒_____(- -)	(明・大・昭・平・令 . . .)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-14-A4統一)(令元.6)

改正後

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

《添付書類》

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、その者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載し、押印してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。

《添付書類》

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改正後

改正前

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 千
住所又は所在地

氏名又は名称 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

代表者氏名

職業 電話番号

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (第3表の「使用開始(予定)年月日」欄に「(予定)」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合) (令和 年 月 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・	・	・	・	千円

建築請負業者に関する事項 所在地 名称 (電話番号 - -)

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先(調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
・	・	借入・寄附・自己資金	千円		
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合 [使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合 (令和 年 月 日現在)

[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

* 税務署整理欄(この欄の項目は記載する必要がありません。)

整理番号	整理日付	整理者	税務署長	自治	自治	不明
・	・	・	印			

(資13-28-A4統一)(令3.3)

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 千
住所又は所在地

氏名又は名称 生年月日(明・大・昭・平・令 年 月 日)

代表者氏名

職業 電話番号

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (第3表の「使用開始(予定)年月日」欄に「(予定)」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合) (令和 年 月 日現在)

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	・	・	・	・	千円

建築請負業者に関する事項 所在地 名称 (電話番号 - -)

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先(調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
・	・	借入・寄附・自己資金	千円		
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			
・	・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合 [使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合 (令和 年 月 日現在)

[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

* 税務署整理欄(この欄の項目は記載する必要がありません。)

整理番号	整理日付	整理者	税務署長	自治	自治	不明
・	・	・	印			

(資13-28-A4統一)(令6)

改 正 後

改 正 前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたとき（寄附を受けた法人等が提出します。）

《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定であるとき
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
 - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、次の場合に使用します。

- 1 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定による申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした者が提出します。）
- 2 措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第10項までに規定する特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、これらの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附を受けた法人等が提出します。）

《記載要領》

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）
 - (6) 建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（建築完了後に提出してください。）
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等

改正後

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官

届出者 〒 _____
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____

代表者氏名 _____
(連絡先) 氏名 _____
電話番号 _____

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
譲渡した財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号 - -)		
	フリガナ 氏名 _____		

財産等が使用開始されていない場合のその理由
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

譲渡した財産等の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	譲渡者	住所 氏名	寄附者と譲受者との関係	使用実績
引渡年月日					千円				
・									
・									
・									
・									
・									
・									
合 計					㉑ 千円				

代替取得資産の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得の相手方	住所 氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日
取得年月日					千円				使用目的
・									・
・									・
・									・
・									・
・									・
・									・
合 計					㉒ 千円				

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「㉑」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「㉒」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 取得価額明細 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

通算	取得								
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官

届出者 〒 _____
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____

代表者氏名 _____
(連絡先) 氏名 _____
電話番号 _____

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
譲渡した財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所) 〒 _____ (電話番号 - -)		
	フリガナ 氏名 _____		

財産等が使用開始されていない場合のその理由
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

譲渡した財産等の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	譲渡者	住所 氏名	寄附者と譲受者との関係	使用実績
引渡年月日					千円				
・									
・									
・									
・									
・									
・									
合 計					㉑ 千円				

代替取得資産の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得の相手方	住所 氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日
取得年月日					千円				使用目的
・									・
・									・
・									・
・									・
・									・
・									・
合 計					㉒ 千円				

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「㉑」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「㉒」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画
別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

※ 取得価額明細 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

通算	取得								
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

改正後

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合（同項第6号に定める理由により譲渡する場合を除きます。）に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 （注）既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類
- 4 財産等を譲渡することになったことについての理由書等
- 5 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 6 財産等の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 7 代替資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 8 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書
- 9 財産等の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表
- 10 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 11 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合（同項第6号に定める理由により譲渡する場合を除きます。）に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 （注）既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡した財産等の当初の利用計画等について確認できる書類
- 4 財産等を譲渡することになったことについての理由書等
- 5 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 6 財産等の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等
- 7 代替資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 8 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書
- 9 財産等の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表
- 10 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類
- 11 代替資産の利用状況の分かる平面図（設計図）、写真等

改正後

改正前

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により
代替資産を取得する場合の届出書

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により
代替資産を取得する場合の届出書

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日
届出者 所在地 名称 代表者氏名 (連絡先) 氏名 電話番号

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日
届出者 所在地 名称 代表者氏名 (連絡先) 氏名 電話番号

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日
譲渡した財産等の寄附者 住所 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号) フリガナ氏名

贈与又は遺贈を受けた日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日
譲渡した財産等の寄附者 住所 (寄附時の住所) 電話番号 (電話番号) フリガナ氏名

譲渡した財産等の種類 (該当する口にし印を記入してください。)
 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産で、同項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの
 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたもの

譲渡した財産等の種類 (該当する口にし印を記入してください。)
 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産で、同項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理されていたもの
 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたもの

譲渡した財産等及び代替取得資産の管理方法 基金(所轄庁の証明年月日) 届出者の所轄庁 基本金

譲渡した財産等及び代替取得資産の管理方法 基金(所轄庁の証明年月日) 届出者の所轄庁 基本金

譲渡した財産等の明細等

譲渡した財産等の明細等

種類 細目 所在地 数量 譲渡価額 契約年月日 特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日 使用実績

種類 細目 所在地 数量 譲渡価額 契約年月日 特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日 使用実績

代替取得資産の明細等

代替取得資産の明細等

種類 細目 所在地 数量 取得価額 契約年月日 特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日 使用目的

種類 細目 所在地 数量 取得価額 契約年月日 特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日 使用目的

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「B」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「A」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画 別添のとおり(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「B」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「A」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画 別添のとおり(理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

税務署管理簿(この欄の項目は記載する必要はありません。)
項目 1 自筆 2 印刷 3 複写(自印) 4 複写(他印) 5 不明

(資13-29-1-A4統一)(令3.3)

税務署管理簿(この欄の項目は記載する必要はありません。)
項目 1 自筆 2 印刷 3 複写(自印) 4 複写(他印) 5 不明

(資13-29-1-A4統一)(令2.6)

作成税理士 署名 住所所在地 電話番号

作成税理士 署名 住所所在地 電話番号

改正後

改正前

〔記載要領等〕

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、承認特例の適用を受けた寄附財産又は同条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたものを譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産を引き続き特定管理方法により管理することを申し出る際に使用します。

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、承認特例の適用を受けた寄附財産又は同条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたものを譲渡する場合に、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産を引き続き特定管理方法により管理することを申し出る際に使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は特定買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は特定買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は特定買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 4 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 5 この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡した財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 譲渡した財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 6 財産等の譲渡に係る売買契約書等の写し
- 7 届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 8 代替取得資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 9 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等
- 10 代替取得資産を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 11 代替取得資産が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 12 財産等の譲渡及び代替取得資産の取得に係る収支明細表
- 13 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類

《添付書類》

- 1 譲渡した財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 3 譲渡した財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 4 譲渡した財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 5 財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し
- 6 財産等の譲渡に係る売買契約書等の写し
- 7 届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し
- 8 代替取得資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し等
- 9 届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等
- 10 代替取得資産を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 11 代替取得資産が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 12 財産等の譲渡及び代替取得資産の取得に係る収支明細表
- 13 財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書

租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 〒 所在地 _____
 フリガナ _____
 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
-------------	-------------	-------	-------------

譲渡しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所)
	電話番号	(電話番号 - -)
フリガナ		
氏名		

譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

取得しようとする買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

作成税理士
署名
住所所在地

● 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

通信	1	白書	送付年月日	第一局	局一寄	(1)	(2)	番号
付付	2	他署(自局)	年月日					種
付付	3	他署(他局)	年月日					類
付付	4	不明	年月日					部

(資13-30-A4統一)(令3.3)

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 〒 所在地 _____
 フリガナ _____
 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
-------------	-------------	-------	-------------

譲渡しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所)
	電話番号	(電話番号 - -)
フリガナ		
氏名		

譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

取得しようとする買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

作成税理士
署名
住所所在地

● 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

通信	1	白書	送付年月日	第一局	局一寄	(1)	(2)	番号
付付	2	他署(自局)	年月日					種
付付	3	他署(他局)	年月日					類
付付	4	不明	年月日					部

(資13-30-A4統一)(令元.6)

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得する場合において、同条第5項第1号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「取得しようとする買換資産の明細」欄には、取得しようとする買換資産の明細を申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得しようとする買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 買換資産をやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得する場合において、同条第5項第1号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「取得しようとする買換資産の明細」欄には、取得しようとする買換資産の明細を申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得しようとする買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 買換資産をやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官

届出者 氏名 _____
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
法人番号 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) _____
氏名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理しているものを下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産(以下「特定買換資産」といいます。)を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日				
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所) _____ 〒 _____ 電話番号 _____ (電話番号 - -)						
	フリガナ _____ 氏名 _____						
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金 (所轄庁の証明年月日 . . .) _____ 基本金 _____	届出者の所轄庁					
譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事等において決定された年月日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
取得しようとする特定買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事等において決定される予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
その他参考事項							

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国税庁長官

届出者 氏名 _____
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
法人番号 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) _____
氏名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの(以下「特定管理方法」といいます。)により管理している財産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産(以下「特定買換資産」といいます。)を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日				
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所) _____ 〒 _____ 電話番号 _____ (電話番号 - -)						
	フリガナ _____ 氏名 _____						
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金 (所轄庁の証明年月日 . . .) _____ 基本金 _____	届出者の所轄庁					
譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事等において決定された年月日	使用実績
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
取得しようとする特定買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事等において決定される予定年月日	使用目的
				千円	・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
					・ ・	・ ・	
その他参考事項							

※ 税務管理履歴 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出日	届出種別	届出内容	届出状況	届出結果
1	自署	届出	第一号	届一審
2	他署(自署)	届出	(1)	(2)
3	他署(他署)	届出		
4	不明	届出		

(資 13-30-1-A 4 統一) (令 3.3)

※ 税務管理履歴 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出日	届出種別	届出内容	届出状況	届出結果
1	自署	届出	第一号	届一審
2	他署(自署)	届出	(1)	(2)
3	他署(他署)	届出		
4	不明	届出		

(資 13-30-1-A 4 統一) (令 2.6)

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等（措置法第40条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産で、特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、同条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 譲渡しようとする財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産（租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産を除きます。）を取得した公益法人等（措置法第40条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、当該財産若しくは代替資産又は買換資産で、特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、同条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする財産等を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
 - 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（当該財産から代替資産又は買換資産を取得している場合には、受贈法人等が現に有している代替資産又は買換資産）の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
 - この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲渡しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 譲渡しようとする財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し
- 譲渡しようとする財産等が記載されている基金明細書、基本金明細表等又は基本金明細書等の写し
- 届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が合併する場合で、受贈法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等（以下「公益合併法人」といいます。）に対し、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を移転する場合において、同条第6項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「公益合併法人」欄には、財産等の移転を受ける公益合併法人の所在地等を記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【 存続する法人 設立する法人】欄の□にレ印を記入してください。
- 「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 公益合併法人が租税特別措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 公益合併法人に移転しようとする財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が合併する場合で、受贈法人等が合併により存続する公益法人等又は合併により設立される公益法人等（以下「公益合併法人」といいます。）に対し、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を移転する場合において、同条第6項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「公益合併法人」欄には、財産等の移転を受ける公益合併法人の所在地等を記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【 存続する法人 設立する法人】欄の□にレ印を記入してください。
- 「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、公益合併法人に対し移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 公益合併法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等の登記事項証明書等
- 公益合併法人が租税特別措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 公益合併法人に移転しようとする財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 〒 所在地 _____
 〒 名称 _____
 〒 法人番号 _____
 〒 代表者氏名 _____
 (連絡先) 〒 氏名 _____
 〒 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですの
 で租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所 〒 (寄附時の住所)	電話番号 (電話番号 - -)
	フリガナ名	

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

解散引継法人 【解散予定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ名	代表者氏名
法人番号	(電話番号) (- -)

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

● 税務管理情報 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

項目	1 自筆	2 他筆(自印)	3 他筆(他印)	4 不明	5 第一号	6 第二号	(1)	(2)	備考

(資13-32-A 4統一) (令3.3)

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 〒 所在地 _____
 〒 名称 _____
 〒 法人番号 _____
 〒 代表者氏名 _____
 (連絡先) 〒 氏名 _____
 〒 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定で
 ので租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所 〒 (寄附時の住所)	電話番号 (電話番号 - -)
	フリガナ名	

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

解散引継法人 【解散予定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ名	代表者氏名
法人番号	(電話番号) (- -)

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

● 税務管理情報 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

項目	1 自筆	2 他筆(自印)	3 他筆(他印)	4 不明	5 第一号	6 第二号	(1)	(2)	備考

(資13-32-A 4統一) (令元.6)

作成事務所所在地
署名・電印等

作成事務所所在地
署名・電印等

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が解散する場合に、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を残余財産の分配又は引渡しにより他の公益法人等（以下「解散引継法人」といいます。）に移転させ同条第7項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「解散引継法人」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより財産等の移転を受ける解散引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
- 解散引継法人が租税特別措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 解散引継法人に移転しようとする財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が解散する場合に、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を残余財産の分配又は引渡しにより他の公益法人等（以下「解散引継法人」といいます。）に移転させ同条第7項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「解散引継法人」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより財産等の移転を受ける解散引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより移転する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
- 解散引継法人が租税特別措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 解散引継法人に移転しようとする財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 干
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
法人番号 _____

代表者氏名 _____
(連絡先) 氏名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

引継法人に贈与する財産等の寄附者
住所 〒 _____ (寄附時の住所)
電話番号 _____ (電話番号 - -)
フリガナ _____
氏名 _____

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日 _____ 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細 _____

令和 年 月 日

引継法人 【贈与予定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地 _____
フリガナ _____ 代表者氏名 _____
名称 _____ (電話番号) (- -)
法人番号 _____ (電話番号) (- -)

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 千円	使用開始予定 年月日	使用目的

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額 _____ (左欄の金額の計算に関する明細) _____
円

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始 予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

作成後
署名
印
住所
所在地

● 税務署管理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

種別	区分	種別	区分	種別	区分	種別	区分

(資13-33-A4統一)(令3.3)

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 干
所在地 _____
フリガナ _____
名称 _____
法人番号 _____

代表者氏名 _____
(連絡先) 氏名 _____
電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

引継法人に贈与する財産等の寄附者
住所 〒 _____ (寄附時の住所)
電話番号 _____ (電話番号 - -)
フリガナ _____
氏名 _____

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日 _____ 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細 _____

平・令 年 月 日

引継法人 【贈与予定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地 _____
フリガナ _____ 代表者氏名 _____
名称 _____ (電話番号) (- -)
法人番号 _____ (電話番号) (- -)

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額 千円	使用開始予定 年月日	使用目的

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額 _____ (左欄の金額の計算に関する明細) _____
円

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額 千円	取得予定年月日	使用開始 予定年月日	使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

作成後
署名
印
住所
所在地

● 税務署管理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

種別	区分	種別	区分	種別	区分	種別	区分

(資13-33-A4統一)(令元.6)

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与し、同条第8項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継法人」欄には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄は、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産を引継法人に贈与する場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}}$$

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}$$

- 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継法人に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 （注）既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 引継法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 引継法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条に規定する公益認定の取消しの処分（以下「特定処分」といいます。）を受けた場合に、定款の定めに従い当該財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与し、同条第8項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押ししてください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「引継法人」欄には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受ける引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄は、特定処分を受けた届出者が定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産を引継法人に贈与する場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}}$$

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}$$

- 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「引継法人に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 （注）既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 引継法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が措置法第40条第8項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 引継法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日
届出者 〒 所在地
フリガナ 名称
法人番号
代表者氏名 (連絡先) 氏名
電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第119条第2項第1号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日
受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者 住所 (寄附時の住所) 〒 (電話番号 - -)
フリガナ 氏名

承認を受けた財産の明細
種類 細目 所在地 数量 種類 細目 所在地 数量

受贈公益法人等 【贈与予定年月日 令和 年 月 日】
主たる事務所の所在地
フリガナ 名称 代表者氏名
法人番号 (電話番号) (- -)

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細
種類 細目 所在地 数量 使用開始予定年月日 使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)
使用開始予定年月日 令和 年 月 日

税務署管理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)
送付 1 自署 2 他署(自署) 3 他署(他署) 4 不明
送付 1 第一局 2 第二局 3 第三局 4 不明

改正前

租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

届出書受付印 国税庁長官 令和 年 月 日
届出者 〒 所在地
フリガナ 名称
法人番号
代表者氏名 (連絡先) 氏名
電話番号

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第119条第2項第1号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日
受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者 住所 (寄附時の住所) 〒 (電話番号 - -)
フリガナ 氏名

承認を受けた財産の明細
種類 細目 所在地 数量 種類 細目 所在地 数量

受贈公益法人等 【贈与予定年月日 令和 年 月 日】
主たる事務所の所在地
フリガナ 名称 代表者氏名
法人番号 (電話番号) (- -)

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細
種類 細目 所在地 数量 使用開始予定年月日 使用目的

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)
使用開始予定年月日 令和 年 月 日

税務署管理簿 (この欄の項目は記載する必要はありません。)
送付 1 自署 2 他署(自署) 3 他署(他署) 4 不明
送付 1 第一局 2 第二局 3 第三局 4 不明

改 正 後

改 正 前

【記載要領等】

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）する場合において、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人が、当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を公益目的支出計画に基づき他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）する場合において、措置法第40条第9項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「受贈公益法人等」欄には、公益目的支出計画に基づき贈与を受ける受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等に贈与する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「受贈公益法人等」欄には、公益目的支出計画に基づき贈与を受ける受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「受贈公益法人等に贈与する財産等の明細」欄には、受贈公益法人等に贈与する財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与する財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

《添付書類》

- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である特定一般法人及び受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が措置法第40条第9項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 受贈公益法人等に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

国税庁長官 令和__年__月__日

届出者 〒 所在地 _____
 〒 名称 _____
 〒 法人番号 _____
 〒 代表者氏名 _____
 〒 (連絡先) 氏名 _____
 〒 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者	住所 〒 _____ (寄附時の住所) 電話番号 _____ (電話番号 - - -) フリガナ 氏名 _____		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2 届出者(譲渡法人)に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日	令和 年 月 日
譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日	令和 年 月 日

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

4 譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称 _____ 代表者氏名 _____ (電話番号) _____ (- -)
法人番号	_____ (- -)
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日	令和 年 月 日

5 その他参考事項(やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

作成後
署名
電通
住所
所在地

国税庁長官 令和__年__月__日

届出者 〒 所在地 _____
 〒 名称 _____
 〒 法人番号 _____
 〒 代表者氏名 _____
 〒 (連絡先) 氏名 _____
 〒 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者	住所 〒 _____ (寄附時の住所) 電話番号 _____ (電話番号 - - -) フリガナ 氏名 _____		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

2 届出者(譲渡法人)に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日	平・令 年 月 日
譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日	令和 年 月 日

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

4 譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称 _____ 代表者氏名 _____ (電話番号) _____ (- -)
法人番号	_____ (- -)
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日	平・令 年 月 日

5 その他参考事項(やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

作成後
署名
電通
住所
所在地

● 税務署情報欄(この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出日	送付	1 自署	送付	署→局	局→署	(1)	(2)	備考
届出日	送付	2 他署(自局)	送付					備考
届出日	送付	3 他署(他局)	送付					備考
届出日	送付	4 不明	送付					備考

(資 13-41-A 4 統一) (令 3.3)

● 税務署情報欄(この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出日	送付	1 自署	送付	署→局	局→署	(1)	(2)	備考
届出日	送付	2 他署(自局)	送付					備考
届出日	送付	3 他署(他局)	送付					備考
届出日	送付	4 不明	送付					備考

(資 13-41-A 4 統一) (令 元. 6)

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が幼保連携型認定こども園の設置のために当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を贈与する場合において、同条第10項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等（譲渡法人）の主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「2 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」のように具体的に記載してください。
- 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 届出者（譲渡法人）が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
- 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でのこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲受法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び譲受法人の登記事項証明書
- 譲受法人が措置法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
- 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類
- 幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録の写し等）
- 譲受法人に贈与しようとする財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）が幼保連携型認定こども園の設置のために当該財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を贈与する場合において、同条第10項の規定の適用を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、受贈法人等（譲渡法人）の主たる事務所の所在地等について記載し、代表者印を押ししてください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「2 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」のように具体的に記載してください。
- 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 届出者（譲渡法人）が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
- 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でのこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲受法人に贈与しようとする財産等の登記事項証明書等
- 届出者である受贈法人等及び譲受法人の登記事項証明書
- 譲受法人が措置法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
- 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類
- 幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録の写し等）
- 譲受法人に贈与しようとする財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書

租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書

国税庁長官 令和__年__月__日

届出者 (公益合併法人) 所在地 _____
 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 氏名 _____
 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」といいます。)による財産等を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 〒 _____ (寄附時の住所) 電話番号 _____ (電話番号 - - -) フリガナ氏名 _____
------------------------	--

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

承認を受けた財産の明細

特定贈与等を受けた公益法人等 【合併年月日 平・令 年 月 日】

主たる事務所の所在地 _____

フリガナ氏名 _____ 代表者氏名 _____
 法人番号 _____ (電話番号) (- -)

種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定)年月日	使用目的

届出者が移転を受けた財産等の明細

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

● 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出日	届出時間	届出場所	届出方法	届出者	届出内容	届出結果	届出理由

(資13-43-A4統一)(令3.3)

国税庁長官 令和__年__月__日

届出者 (公益合併法人) 所在地 _____
 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 氏名 _____
 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下「特定贈与等」といいます。)による財産等を下記のとおり特定贈与等を受けた公益法人等から合併により移転を受けましたので、租税特別措置法第40条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
---------	-------------	-------	-------------

公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 〒 _____ (寄附時の住所) 電話番号 _____ (電話番号 - - -) フリガナ氏名 _____
------------------------	--

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

承認を受けた財産の明細

特定贈与等を受けた公益法人等 【合併年月日 平・令 年 月 日】

主たる事務所の所在地 _____

フリガナ氏名 _____ 代表者氏名 _____
 法人番号 _____ (電話番号) (- -)

種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定)年月日	使用目的

届出者が移転を受けた財産等の明細

移転を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

● 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出日	届出時間	届出場所	届出方法	届出者	届出内容	届出結果	届出理由

(資13-43-A4統一)(令元.6)

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第6項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の移転を受け、同条第11項の規定の適用を受けるとき（受贈法人等が同条第6項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りです。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（公益合併法人）」には、受贈法人等から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、受贈法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など受贈法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
- 公益合併法人の登記事項証明書等
- 公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第6項に規定する合併後存続する法人又は合併により設立する法人（以下「公益合併法人」といいます。）が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「受贈法人等」といいます。）から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の移転を受け、同条第11項の規定の適用を受けるとき（受贈法人等が同条第6項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りです。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（公益合併法人）」には、受贈法人等から、合併により特定贈与等による財産又は代替資産の移転を受けた公益合併法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「特定贈与等を受けた公益法人等」欄には、受贈法人等の合併直前における主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が移転を受けた財産等の明細」欄には、公益合併法人が合併により移転を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、公益合併法人が移転を受けた後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「公益法人等が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 公益合併法人が移転を受けた財産等の登記事項証明書など受贈法人等から合併により移転を受けたものであることを明らかにする書類
- 公益合併法人の登記事項証明書等
- 公益合併法人が移転を受けた財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書

届出書表の上半部: 国税庁長官宛の届出者(引継法人)の住所・名称・法人番号・代表者氏名(連絡先)の記入欄。

届出書表の上半部: 国税庁長官宛の届出者(引継法人)の住所・名称・法人番号・代表者氏名(連絡先)の記入欄。

届出書表の中央部: 当初寄附年月日、承認年月日、当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者(住所・電話番号)の記入欄。

届出書表の中央部: 当初寄附年月日、承認年月日、当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者(住所・電話番号)の記入欄。

承認を受けた財産の明細表: 種類、細目、所在地、数量の列を有する表。

承認を受けた財産の明細表: 種類、細目、所在地、数量の列を有する表。

届出書表の下部: 当初法人(特定贈与等を受けた公益法人等)の主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名、法人番号(電話番号)の記入欄。

届出書表の下部: 当初法人(特定贈与等を受けた公益法人等)の主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名、法人番号(電話番号)の記入欄。

届出書表の下部: 届出者が贈与を受けた財産等の明細表【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】。種類、細目、所在地、数量、特定処分前日における価額(千円)、使用開始(予定)年月日、使用目的の列を有する表。

届出書表の下部: 届出者が贈与を受けた財産等の明細表【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】。種類、細目、所在地、数量、特定処分前日における価額(千円)、使用開始(予定)年月日、使用目的の列を有する表。

租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 (左欄の金額の計算に関する明細)

租税特別措置法施行令第25条の17第23項第2号に掲げる引継財産である場合の金額 (左欄の金額の計算に関する明細)

届出書表の下部: 届出者が引継財産で取得した財産の明細表。種類、細目、所在地、数量、取得価額(千円)、取得年月日、使用開始(予定)年月日、使用目的の列を有する表。

届出書表の下部: 届出者が引継財産で取得した財産の明細表。種類、細目、所在地、数量、取得価額(千円)、取得年月日、使用開始(予定)年月日、使用目的の列を有する表。

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

収税等整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)

収税等整理欄 (この欄の項目は記載する必要がありません。)

作成地 事務所所在地

作成地 事務所所在地

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。）で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が同条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}}$$

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}$$

- 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等がこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など当初法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第8項に規定する引継法人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。）で、特定処分（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条に規定する公益認定の取消しの処分をいいます。）を受けたもの（以下「当初法人」といいます。）から、当該当初法人の定款の定めに従い特定贈与等による財産又は代替資産（措置法第40条第5項に掲げる資産を含みます。）に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該当初法人が同条第8項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（引継法人）」には、当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた引継法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「当初法人（特定贈与等を受けた公益法人等）」欄には、当初法人の主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、引継法人が当初法人の定款の定めに従い公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の、当該財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。

（参考）1 措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第16項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第49条第1号及び同条第2号の金額の合計額}}$$

2 公益認定法施行規則第50条第1項の規定の適用がある場合の措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額（租税特別措置法施行規則第18条の19第17項）

$$\frac{\text{公益目的取得財産残額} \times \text{財産等の特定処分を受けた日の前日の価額}}{\text{公益認定法施行規則第50条第3項第1号及び同項第2号の金額の合計額}}$$

- 「届出者が引継財産で取得した財産の明細」欄には、引継法人が、公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合に、当該財産をもって新たに取得した財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「当初法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等がこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 引継法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など当初法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 引継法人の登記事項証明書等
- 引継法人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による
特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 (受贈公益法人等) 所在地 _____
 フリガナ _____
 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 氏名 _____
 電話番号 _____

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 (受贈公益法人等) 所在地 _____
 フリガナ _____
 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 氏名 _____
 電話番号 _____

租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等を、下記のとおり特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与（当該贈与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当します。）を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

租税特別措置法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）による財産等を、下記のとおり特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与（当該贈与は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当します。）を受けましたので、租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所) 〒 _____ フリガナ _____ 氏名 _____	電話番号 (電話番号) _____	

当初寄附年月日	昭・平・令 年 月 日	承認年月日	昭・平・令 年 月 日
特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者	住所 (寄附時の住所) 〒 _____ フリガナ _____ 氏名 _____	電話番号 (電話番号) _____	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

特定贈与等を受けた特定一般法人

主たる事務所の所在地 _____

フリガナ _____ 代表者氏名 _____
 名称 _____ (電話番号) _____
 法人番号 _____ (- -)

特定贈与等を受けた特定一般法人

主たる事務所の所在地 _____

フリガナ _____ 代表者氏名 _____
 名称 _____ (電話番号) _____
 法人番号 _____ (- -)

届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】

種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定)年月日	使用目的

届出者が贈与を受けた財産等の明細 【贈与を受けた年月日 平・令 年 月 日】

種類	細目	所在地	数量	使用開始(予定)年月日	使用目的

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

贈与を受けた資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日 令和 年 月 日

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

● 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出書整理番号	届出書整理区分	届出書整理番号	届出書整理区分	届出書整理番号	届出書整理区分
1	自管	11	②	10	届出書整理
2	他管(他局)	12	③	11	届出書整理
3	他管(他局)	13	④	12	届出書整理
4	不明	14	⑤	13	届出書整理

(資13-45-A4統一)(令3.3)

● 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出書整理番号	届出書整理区分	届出書整理番号	届出書整理区分	届出書整理番号	届出書整理区分
1	自管	11	②	10	届出書整理
2	他管(他局)	12	③	11	届出書整理
3	他管(他局)	13	④	12	届出書整理
4	不明	14	⑤	13	届出書整理

(資13-45-A4統一)(令元.6)

作成事務所の所在地
署名(電話番号)

作成事務所の所在地
署名(電話番号)

⑧

改正後

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第9項に規定する受贈公益法人等が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が同条第9項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第9項に規定する受贈公益法人等が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた特定一般法人から、公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与（当該贈与が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第119条第2項第1号ロに掲げる寄附に該当する場合に限ります。）を受け、措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該特定一般法人が同条第9項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限ります。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（受贈公益法人等）」には、特定一般法人から公益目的支出計画に基づき特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた受贈公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「特定贈与等を受けた特定一般法人」欄には、特定贈与等を受けた特定一般法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「届出者が贈与を受けた財産等の明細」欄には、受贈公益法人等が特定一般法人から贈与を受けた財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「特定一般法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など特定贈与等を受けた特定一般法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 受贈公益法人等の登記事項証明書等
- 受贈公益法人等が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができないと認められる場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等

改正後

改正前

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

届出書受付印 国税庁長官 令和__年__月__日 届出者(譲渡人) 所在地 名称 法人番号 代表者氏名(連絡先) 氏名 電話番号

届出書受付印 国税庁長官 令和__年__月__日 届出者(譲渡人) 所在地 名称 法人番号 代表者氏名(連絡先) 氏名 電話番号

1 寄附者に関する事項 当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日 譲渡人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者

1 寄附者に関する事項 当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日 譲渡人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者

2 譲渡人(特定贈与等を受けた公益法人等)に関する事項 主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名 法人番号 (電話番号)

2 譲渡人(特定贈与等を受けた公益法人等)に関する事項 主たる事務所の所在地 名称 代表者氏名 法人番号 (電話番号)

3 届出者が贈与を受けた財産等の明細 種類 細目 所在地 数量 使用開始(予定)年月日 使用目的

3 届出者が贈与を受けた財産等の明細 種類 細目 所在地 数量 使用開始(予定)年月日 使用目的

4 届出者(譲渡人)に関する事項 譲渡人から贈与を受けた財産等の贈与年月日 平・令 年 月 日 幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日 平・令 年 月 日

4 届出者(譲渡人)に関する事項 譲渡人から贈与を受けた財産等の贈与年月日 平・令 年 月 日 幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日 平・令 年 月 日

5 その他参考事項(やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。) 使用開始予定年月日 令和 年 月 日

5 その他参考事項(やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。) 使用開始予定年月日 令和 年 月 日

税務整理欄(この欄の項目は記載する必要はありません。) 届出 1 自費 2 他等(自給) 3 他等(他給) 4 不明

税務整理欄(この欄の項目は記載する必要はありません。) 届出 1 自費 2 他等(自給) 3 他等(他給) 4 不明

改正後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第10項に規定する譲受人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「譲渡法人」といいます。）から、幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該譲渡法人が同条第10項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りません。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（譲受人）」には、譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた譲受人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 「3 届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始（予定）年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」のように具体的に記載してください。
- 「4 届出者（譲受人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
- 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲受人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 譲受人の登記事項証明書等
- 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類
- 幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録の写し等）
- 譲渡法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改正前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第10項に規定する譲受人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第12項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「譲渡法人」といいます。）から、幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与を受け、同条第12項の規定により準用する同条第11項の規定の適用を受けるとき（当該譲渡法人が同条第10項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限りません。）に使用します。

《記載要領》

- 「届出者（譲受人）」には、譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた譲受人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押ししてください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「2 譲渡法人（特定贈与等を受けた公益法人等）に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 「3 届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始（予定）年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用された年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」のように具体的に記載してください。
- 「4 届出者（譲受人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - 譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
- 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や譲受人が贈与を受けた財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産等の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 譲受人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 譲受人の登記事項証明書等
- 上記《記載要領》4及び6の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類
- 幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録の写し等）
- 譲渡法人が贈与を受けた財産等が贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

改正後

租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 〒 所在地 _____
 〒 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 氏名 _____
 電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第14項の規定による届出をします。

認定前の名称等 【公益認定法第4条の認定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			- -

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日

特定贈与等を受けた財産の寄附者 住所 (寄附時の住所) _____
 〒 _____ (電話番号 - -)
 フリガナ氏名 _____

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

作成事務所に
第一電話番号を
記載

※ 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出種別	届出時期	届出月	届出日	第一局	第二局	(1)	(2)	備考
	1 自署							
	2 他署(自署)							
	3 他署(他署)							
	4 不明							

(資 13-35-A 4 統一) (令 3.3)

改正前

租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

国税庁長官 令和 年 月 日

届出者 〒 所在地 _____
 〒 名称 _____
 法人番号 _____
 代表者氏名 _____
 (連絡先) 氏名 _____
 電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第14項の規定による届出をします。

認定前の名称等 【公益認定法第4条の認定年月日 令和 年 月 日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			- -

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日

特定贈与等を受けた財産の寄附者 住所 (寄附時の住所) _____
 〒 _____ (電話番号 - -)
 フリガナ氏名 _____

特定贈与等を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	使用実績

その他参考事項

作成事務所に
第一電話番号を
記載

※ 税務署整備欄 (この欄の項目は記載する必要はありません。)

届出種別	届出時期	届出月	届出日	第一局	第二局	(1)	(2)	備考
	1 自署							
	2 他署(自署)							
	3 他署(他署)							
	4 不明							

(資 13-35-A 4 統一) (令元.6)

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定（以下「公益認定」といいます。）を受けたことを届け出るときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「認定前の名称等」欄には、公益認定を受ける前の届出者の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資をする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄には、公益認定を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 届出者の公益認定後の登記事項証明書等
- 届出者が公益認定を受けたことを証する書類

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定（以下「公益認定」といいます。）を受けたことを届け出るときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特定一般法人がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「認定前の名称等」欄には、公益認定を受ける前の届出者の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産（以下「寄附財産」といいます。）を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資をする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄には、公益認定を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
 (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 届出者の公益認定後の登記事項証明書等
- 届出者が公益認定を受けたことを証する書類

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第3項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。

《記載要領》

- 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「1 寄附年月日」欄には、3(1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
- 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「3 受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、3(1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合には、「2 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。
- 「5 申請する理由」欄には、措置法第40条第5項各号から第10項までの該当する項及び号番号を記載してください。なお、同条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
- 「6 その他参考事項」欄には、3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
- この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 3(1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
- 3(2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
- 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この申請書は、申請者が個人から贈与又は遺贈により取得をした資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出が必要かどうかを判断するため、その受贈資産が同条第3項に規定する財産等であるかどうかの確認を求める場合に使用します。

《記載要領》

- 「申請者」には、受贈資産を所有する公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「1 寄附年月日」欄には、3(1)欄に記載した資産の贈与又は遺贈年月日を記載してください。
- 「2 寄附者の寄附時における住所・氏名」欄には、受贈資産を贈与又は遺贈した者のその時における住所及び氏名を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「3 受贈資産」欄には、贈与又は遺贈により取得した資産の取得時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
なお、3(1)欄に記載した資産を譲渡し、代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合には、「2 代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当する資産を取得している場合の取得の時における資産の明細」欄に、その取得の時における資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 「4 3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の取得の時における所在地・名称」欄は、申請する公益法人等と3(1)欄に記載した資産を取得した公益法人等の「所在地」又は「名称」が異なる場合にのみ記載してください。
- 「5 申請する理由」欄には、措置法第40条第5項各号から第10項までの該当する項及び号番号を記載してください。なお、同条第5項各号から第10項までに規定する書類（届出書）の提出期限が具体的に定まっている場合には、「上記書類（届出書）の提出期限」欄にその年月日を記載してください。
- 「6 その他参考事項」欄には、3(1)欄に記載した資産が平成20年12月1日以後の贈与又は遺贈により取得したものである場合で、措置法第40条第3項に規定する財産等であることについて確認を求めるときには、その確認をすることができないやむを得ない理由を、また、3(2)欄に掲げる資産を取得している場合には、その取得の経緯等について具体的に記載してください。
- この申請書は、「寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 3(1)欄に記載した資産の登記事項証明書、贈与契約書など、その資産が個人から贈与又は遺贈を受けた資産であることを明らかにする書類
- 3(2)欄に記載した資産の登記事項証明書、売買契約書等
- 申請する公益法人等の登記事項証明書など、その公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名が確認できる書類

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。）を租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理している又は管理していた公益法人等が次の1又は2の場合に該当するときに使用します。

- 1 財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- 2 財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

《記載要領》

- 1 「届出者」には、公益法人等の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 2 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、「財産等を譲渡したため」、「財産等を収益事業（〇〇業）の用に供することとしたため」、「配当金が無配になったため」のように具体的に記載してください。
- 4 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
- 6 この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類
- 2 基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等が取消処分を受けた場合に、現在の法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄には、取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資をする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄には、取消処分を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 届出者である法人の公益認定の取消処分後の登記事項証明書等
- 公益認定の取消処分を受けたことを証する書類
- 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、公益法人等が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）第29条第1項又は第2項の規定による公益認定法第5条の公益認定の取消しの処分（以下「取消処分」といいます。）を受けたときに使用します。

《記載要領》

- 「届出者」には、租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等が取消処分を受けた場合に、現在の法人の主たる事務所の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、届出者が取消処分を受ける前における主たる事務所の所在地等について記載してください。なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄には、取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。なお、「使用実績」欄は、「〇〇施設用地」、「配当金を助成金の原資をする」のように具体的に記載してください。
- 「その他参考事項」欄には、取消処分を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 届出者である法人の公益認定の取消処分後の登記事項証明書等
- 公益認定の取消処分を受けたことを証する書類
- 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正後

改正前

特例民法法人である公益法人等が〔公益社団法人又は公益財団法人へ移行〕した場合は届出書

特例民法法人である公益法人等が〔公益社団法人又は公益財団法人へ移行〕した場合は届出書

届出書受付印 国税庁長官 令和__年__月__日
届出者 平
所在地
フリガナ
名称
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

届出書受付印 国税庁長官 令和__年__月__日
届出者 平
所在地
フリガナ
名称
代表者氏名
(連絡先)
氏名
電話番号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔第44条 第45条〕の規定による〔認定 認可〕を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第50条第3項の規定による届出をします。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔第44条 第45条〕の規定による〔認定 認可〕を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第50条第3項の規定による届出をします。

1 認定・認可前の名称等 【認定・認可年月日 令和 年 月 日】
主たる事務所の所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 電話番号

1 認定・認可前の名称等 【認定・認可年月日 令和 年 月 日】
主たる事務所の所在地 フリガナ 名称 代表者氏名 電話番号

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日
特定贈与等を受けた財産の寄附者 住所(寄附時の住所) 電話番号 氏名 (電話番号 - -)

当初寄附年月日 昭・平・令 年 月 日 承認年月日 昭・平・令 年 月 日
特定贈与等を受けた財産の寄附者 住所(寄附時の住所) 電話番号 氏名 (電話番号 - -)

2 特定贈与等を受けた財産の明細
(注) 1 「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数(1から6までのいずれかの数)を記載します。公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、「3」又は「6」のいずれかの数を記載してください。
(1) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「1」
(2) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「2」
(3) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」
(4) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「4」
(5) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「5」
(6) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・・「6」
2 「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3 その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。

2 特定贈与等を受けた財産の明細
(注) 1 「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数(1から6までのいずれかの数)を記載します。公益社団法人又は公益財団法人へ移行した場合は、「3」又は「6」のいずれかの数を記載してください。
(1) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「1」
(2) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「2」
(3) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」
(4) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・「4」
(5) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・「5」
(6) その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・・「6」
2 「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3 その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。

種類 細目 所在地 数量 利用状況

種類 細目 所在地 数量 利用状況

3 その他参考事項

3 その他参考事項

● 納税準備欄(この欄の項目は記載する必要はありません。)

(資13-37-A4統一)(令3.3)

● 納税準備欄(この欄の項目は記載する必要はありません。)

(資13-37-A4統一)(令元.6)

作成 事務所所在地 署名 電話番号

作成 事務所所在地 署名 電話番号

改正後

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けた場合に使用します。

《記載要領》

- 届出者が整備法第44条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第45条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第44条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
- 「届出者」欄には、整備法第44条の認定後又は整備法第45条の認可後の法人の所在地等を記載してください。
- 「1 認定・認可前の名称等」欄には、整備法第44条の認定前又は整備法第45条の認可前の法人の所在地等を記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載して添付してください。また、既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この欄の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、既存の書類等を添付しても差し支えありません。
- 「3 その他参考事項」欄には、「2 特定贈与等を受けた財産の明細」の「利用状況」欄に「2」又は「5」を記載した場合のほか、整備法第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。
 - 「特定贈与等」…租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈をいいます。
 - 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第40条第1項に規定する代替資産及び同条第5項第1号に規定する買換資産を含みます。
 - 「実施事業資産」…整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則16一、17①二）。
 - 「特定寄附」…整備法第119条第2項第1号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則16二）。

《添付書類》

【整備法第44条の認定を受けた場合】

- 届出者である公益法人等の整備法第44条認定後の登記事項証明書等
- 整備法第44条の認定を受けたことを証する書類

【整備法第45条の認可を受けた場合】

- 届出者である法人の整備法第45条認可後の登記事項証明書等
- 整備法第45条の認可を受けたことを証する書類
- 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けた場合に使用します。

《記載要領》

- 届出者が整備法第44条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第45条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
届出者が整備法第45条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第44条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
- 「届出者」欄には、整備法第44条の認定後又は整備法第45条の認可後の法人の所在地等を記載し、代表者印を押印してください。
- 「1 認定・認可前の名称等」欄には、整備法第44条の認定前又は整備法第45条の認可前の法人の所在地等を記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
- 「2 特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載して添付してください。また、既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この欄の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、既存の書類等を添付しても差し支えありません。
- 「3 その他参考事項」欄には、「2 特定贈与等を受けた財産の明細」の「利用状況」欄に「2」又は「5」を記載した場合のほか、整備法第44条の認定又は整備法第45条の認可を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。
 - 「特定贈与等」…租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈をいいます。
 - 「特定贈与等を受けた財産」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第40条第1項に規定する代替資産及び同条第5項第1号に規定する買換資産を含みます。
 - 「実施事業資産」…整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則16一、17①二）。
 - 「特定寄附」…整備法第119条第2項第1号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則16二）。

《添付書類》

【整備法第44条の認定を受けた場合】

- 届出者である公益法人等の整備法第44条認定後の登記事項証明書等
- 整備法第44条の認定を受けたことを証する書類

【整備法第45条の認可を受けた場合】

- 届出者である法人の整備法第45条認可後の登記事項証明書等
- 整備法第45条の認可を受けたことを証する書類
- 定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改正後

租税特別措置法第40条第____項の規定の適用を受けることの確認書

令和____年____月____日

国 税 庁 長 官

(確認をした法人)

所 在 地 _____

フリガナ _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

(連絡先)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条____項の規定の適用を受けることを
※裏面参照
 確認をしました。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 _____

フリガナ _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 _____

所 在 地 _____

数 量 _____

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A 4 統一) (令3.3)

改正前

租税特別措置法第40条第____項の規定の適用を受けることの確認書

令和____年____月____日

国 税 庁 長 官

(確認をした法人)

所 在 地 _____

フリガナ _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ ㊞

(連絡先)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条____項の規定の適用を受けることを
※裏面参照
 確認をしました。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 _____

フリガナ _____

名 称 _____

代表者氏名 _____

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 _____

所 在 地 _____

数 量 _____

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A 4 統一) (令元.6)

改正後

〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕

《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。

なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書」の には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
 - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「6」
 - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「7」
 - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「8」
 - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「9」
 - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることを確認をしました。」の には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改正前

〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕

《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。

なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書」の には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
 - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「6」
 - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「7」
 - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「8」
 - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「9」
 - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し、代表者印を押印してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることを確認をしました。」の には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改正後

改正前

税務署
受付印

税の更正の請求書

税務署長 (前納税地 _____)
住所又は所在地 _____
令和 ____年 ____月 ____日提出 納税地 _____
フリガナ氏名又は名称 _____
個人番号又は法人番号 _____

(法人等の場合) 代表者等氏名 _____
職業 _____ 電話番号 _____

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日
平成 ____年 ____月 ____日
令和 ____年 ____月 ____日

2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次業のとおり

3. 添付した書類

4. 更正の請求をする理由

5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6. 還付を受けようとする銀行等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____
3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合	

関与税理士 _____ 電話番号 _____

税務署	通付日付印年月日	(確認者)	整理簿	整理番号	名簿番号	番号確認	身元確認	確認書類
令和 ____年 ____月 ____日							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()

税務署
受付印

税の更正の請求書

税務署長 (前納税地 _____)
住所又は所在地 _____
令和 ____年 ____月 ____日提出 納税地 _____
フリガナ氏名又は名称 _____ 印
個人番号又は法人番号 _____

(法人等の場合) 代表者等氏名 _____ 印
職業 _____ 電話番号 _____

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日
平成 ____年 ____月 ____日
令和 ____年 ____月 ____日

2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次業のとおり

3. 添付した書類

4. 更正の請求をする理由

5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6. 還付を受けようとする銀行等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____
3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合	

関与税理士 _____ 印 電話番号 _____

税務署	通付日付印年月日	(確認者)	整理簿	整理番号	名簿番号	番号確認	身元確認	確認書類
令和 ____年 ____月 ____日							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()

改正後

書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
(例) 平成(令和)〇〇年分相続税申告書 平成(令和)〇〇年〇月〇日提出
平成(令和)〇〇年分相続税決定通知書 平成(令和)〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正前

書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続 税」又は「贈与 税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。
なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
(例) 平成(令和)〇〇年分相続税申告書 平成(令和)〇〇年〇月〇日提出
平成(令和)〇〇年分相続税決定通知書 平成(令和)〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正後

_____ 税 務 署 長

提出年月日 令和__年__月__日

申請者 氏 名 _____

〒

住 所 _____

(電話番号 - -)

連絡先 _____
(電話番号 - -)

法人番号 _____

(申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。)

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり _____ により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶子等に関する法律第4条の規定により (相続税・贈与税) の免除申請をします。

記

1 税目等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・ 受贈年月日	昭 和 平 成 令 和	・ ・ ・	申 告 書 の 提 出 年 月 日	昭 和 平 成 令 和	延 納 申 請 中 ・ 延 納 中 ・ 物 納 申 請 中 ・ 納 税 猶 子 ・ そ の 他

2 被害を受けた部分の価額の計算等(裏面「2」に記載してください。)

3 適用要件の判定(裏面「3」に記載してください。)

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額(裏面2の(A))	円
④ 免除を受けようとする税額(①×③÷②)	円

(注)1 ①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
 2 ②欄は、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。
 3 ④欄は、1円未満の端数金額を切り捨てます。

※	通信日付印の年月日 (確 認)	整 理 番 号	番 号 確 認
	年 月 日	_____	_____

※欄は記入しないでください。

(資 17-18-A 4 統一) (令 3.3)

改正前

_____ 税 務 署 長

提出年月日 令和__年__月__日

申請者 氏 名 _____ 印

〒

住 所 _____

(電話番号 - -)

連絡先 _____
(電話番号 - -)

法人番号 _____

(申請者が法人等の場合は法人番号を記載してください。)

災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり _____ により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収

猶子等に関する法律第4条の規定により (相続税・贈与税) の免除申請をします。

記

1 税目等

税 目	相続税 ・ 贈与税	被相続人 ・ 贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・ 受贈年月日	昭 和 平 成 令 和	・ ・ ・	申 告 書 の 提 出 年 月 日	昭 和 平 成 令 和	延 納 申 請 中 ・ 延 納 中 ・ 物 納 申 請 中 ・ 納 税 猶 子 ・ そ の 他

2 被害を受けた部分の価額の計算等(裏面「2」に記載してください。)

3 適用要件の判定(裏面「3」に記載してください。)

4 免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額(裏面2の(A))	円
④ 免除を受けようとする税額(①×③÷②)	円

(注)1 ①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
 2 ②欄は、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。
 3 ④欄は、1円未満の端数金額を切り捨てます。

※	通信日付印の年月日 確認印	整 理 番 号	番 号 確 認
	年 月 日	_____	_____

※欄は記入しないでください。

(資 17-18-A 4 統一) (令 2.6)

改正後

改正前

(裏面)

(裏面)

2 被害を受けた部分の価額の計算等

(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)」に記載してください。)

2 被害を受けた部分の価額の計算等

(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第4条申請)」に記載してください。)

項目	番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産(注1)	所在地					/
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※	()	()	()	()	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。	
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)		円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)						(B) (A)のうち動産等

項目	番号	1	2	3	4	計
被害を受けた財産(注1)	所在地					/
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
② 被害があったときの時価 ※	()	()	()	()	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。	
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)		円	円	円	円	(A) 円
⑧ 被害の状況(被害の程度)						(B) (A)のうち動産等

(注)1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。
 なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

(注)1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。
 なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の	
② 被害を受けた部分の価額	2 ⁰ (A)	2 ⁰ (B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合(②÷①)	(C) %	(D) %	適用有り	適用無し

(注)1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。
 2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2)(注3)参照のうち、動産等の価額の合計額を記載します。
 3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。

3 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注3)	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1) 円	(注2) 円	左の(C)及び(D)の	
② 被害を受けた部分の価額	2 ⁰ (A)	2 ⁰ (B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③ 被害割合(②÷①)	(C) %	(D) %	適用有り	適用無し

(注)1 ①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第1表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第1表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。
 2 ①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額(2)(注3)参照のうち、動産等の価額の合計額を記載します。
 3 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第4条の適用がありますので、「4免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。